令和５年１月５日

希少鳥類など自然環境保全について

審議会委員　大畑孝二

■サシバについて

・JR 東海の保全策に対して

→保全措置は、「営巣地を改変範囲から外す」とあるが、過去営巣した樹木の場所を外しても現在の改変予定地含めこの一帯の高木すべてで営巣する可能性がある。また、過去継続的に繁殖しているエリアと候補地 A は、１００m程度しか離れておらず、このつがいは、繁殖しなくなる可能性が非常に高い。別の地域には他のサシバが生息していて移動できない場合や一見、同じような里山環境でも餌資源の違いなどで繁殖できるとは限らない。

具体例として、トヨタ新研究開発施設での調査結果を資料２、３ページに示す。15 年間にわたって工事前から約 2000ha を調査地として、営巣状況を調べている。工事前は、事業地約 650ha 内に 3 つがいのサシバが繁殖していたが、１つがいに減った。周辺地域に移動したのであれば、周辺地域の営巣数が増えるはずであるがそうはならず、減ったままである。「鳥類は羽があるから、周辺に移動するだけ」という意見を言う人がいるが、そうはならない事例の一つである。

■ミゾゴイについて

・ＪＲ東海の保全策に対して

→改変範囲内で確認しているが、「生息環境の一部が消失、縮小、分断されるが、周辺に同質の生息環境が広く分布する」との判断で環境保全措置は実施しない、と判断されたと思われる。

トヨタ新研究開発事業では、資料 5、6 ページのように毎年 7,700ha で調査をしているが、営巣の確認は２～3 か所である。一見同質の里山環境に見えてもミミズ、サワガニ等餌資源量の違いなどでほとんどのところでは繁殖をしていない。ミゾゴイは、世界的な絶滅危惧種でもあり、環境保全措置の対象種とすべきである。

■ギフチョウについて

・ＪＲ東海の保全策に対して

→「ギフチョウの幼虫の食草（ヒメカンアオイ等）の移植」となっているが、ヒメカンアオイの自然分布を攪乱するものであるし、ギフチョウの個体数の減少につながる。

■御嵩町の環境保全に関する条例の趣旨を尊重し、環境モデル都市にふさわしい対応をすべき。
・御嵩町環境基本条例
・御嵩町希少野生生物保護条例及び同細則

■世界的な生物多様性保全の流れを汲むとともに御嵩町の街づくり、環境教育活動に生かすべきである。
　OECM、自然共生エリア、30by30、ネイチャーポジティブ、環境学習、里山管理、湿地管理、市民参加

■各団体からの声に耳を傾けるべきである。
・日本生態学会（R５.3.27）、日本野鳥の会（R５.8.3）、ラムサール・ネットワーク日本（R5.10.6）、WWF ジャパン（R5.12.20）

資料 1

守 サシバの調査を行い、田んぼの維持と「森づくり」を行います

谷津の頂点に立つサシバ

谷津田周辺では、バッタなどの昆虫が植物を食べ、カエルやトカゲがその昆虫を食べ、さらにカエルを食べるヘビがやってきます。
谷津田の周りの林では、コナラなどドングリのなる木の葉をヤママユの幼虫が食べます。また、ドングリはアカネズミなどの食べ物になります。
サシバはこれらの谷津田の周りに生息する様々な動物を食べ物としており、谷津の食物網の頂点に立つ動物です。
このことから、サシバを守るためには、谷津の多様な生きものののすみかをつくることが重要と考えられます。

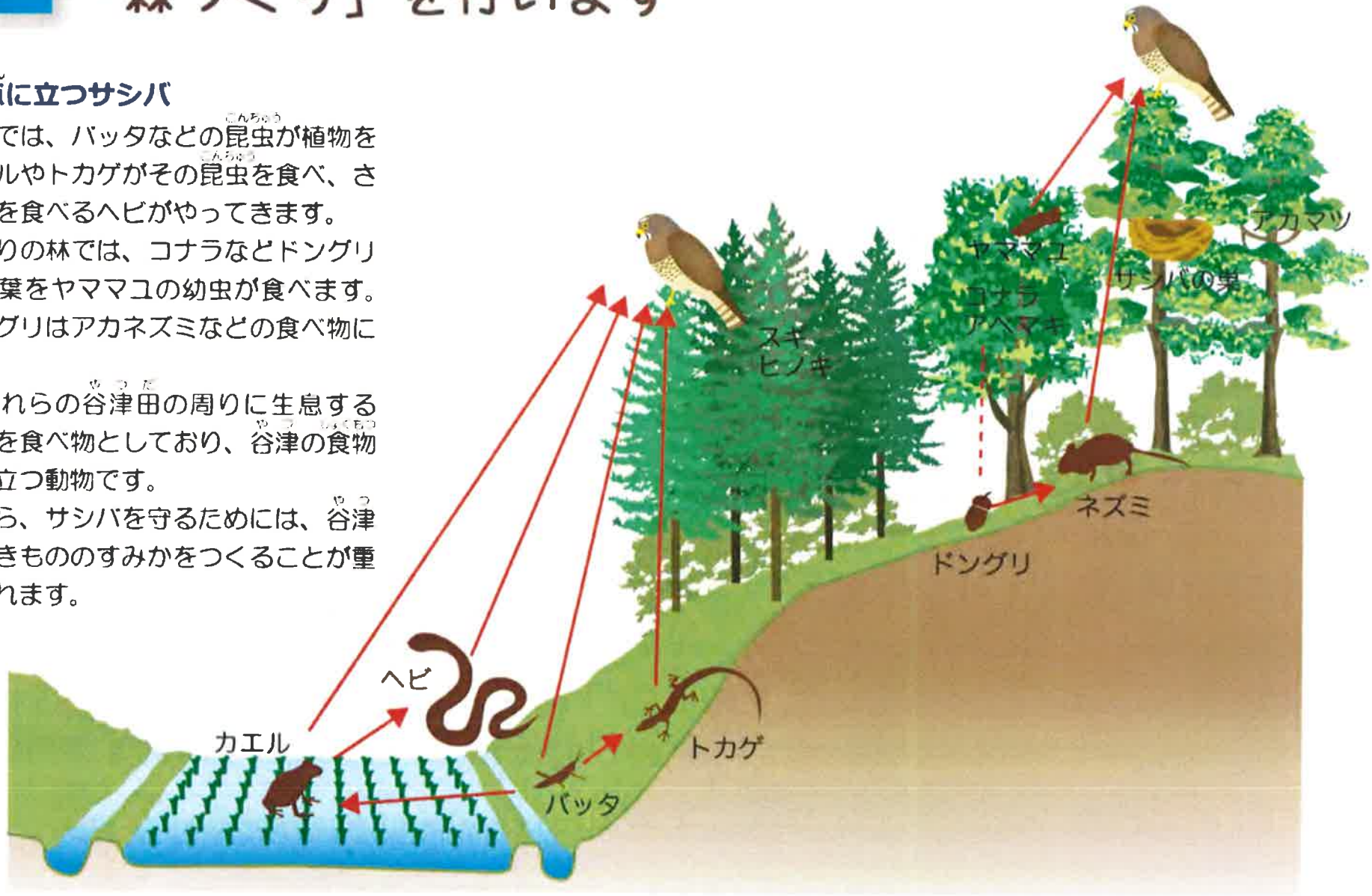

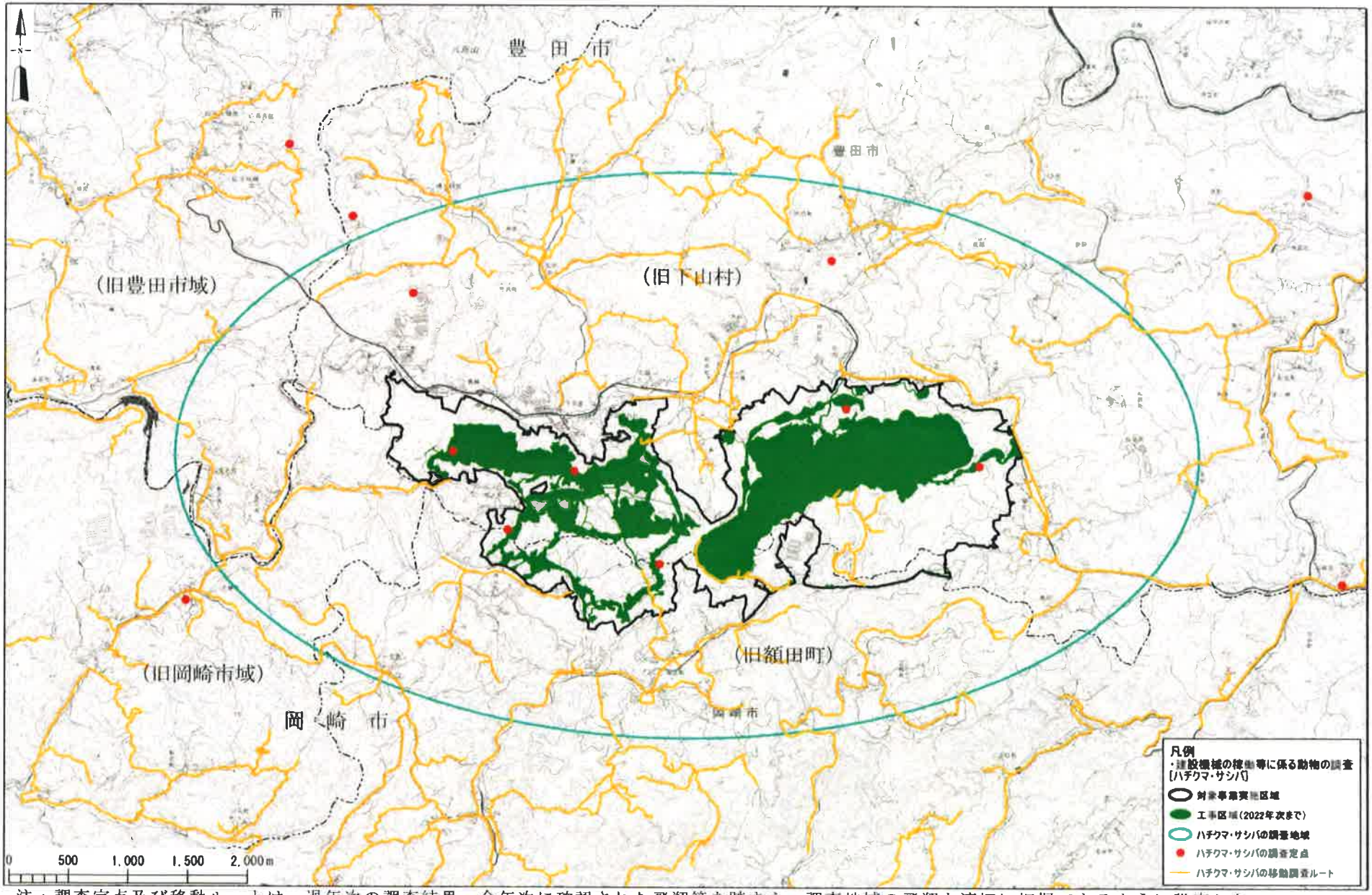

注：調査定点及び移動ルートは、過年次の調査結果、今年次に確認された飛翔等を踏まえ、調査地域の飛翔を適切に把握できるように設定した。

図 4-11　ハチクマ、サシバの調査地域

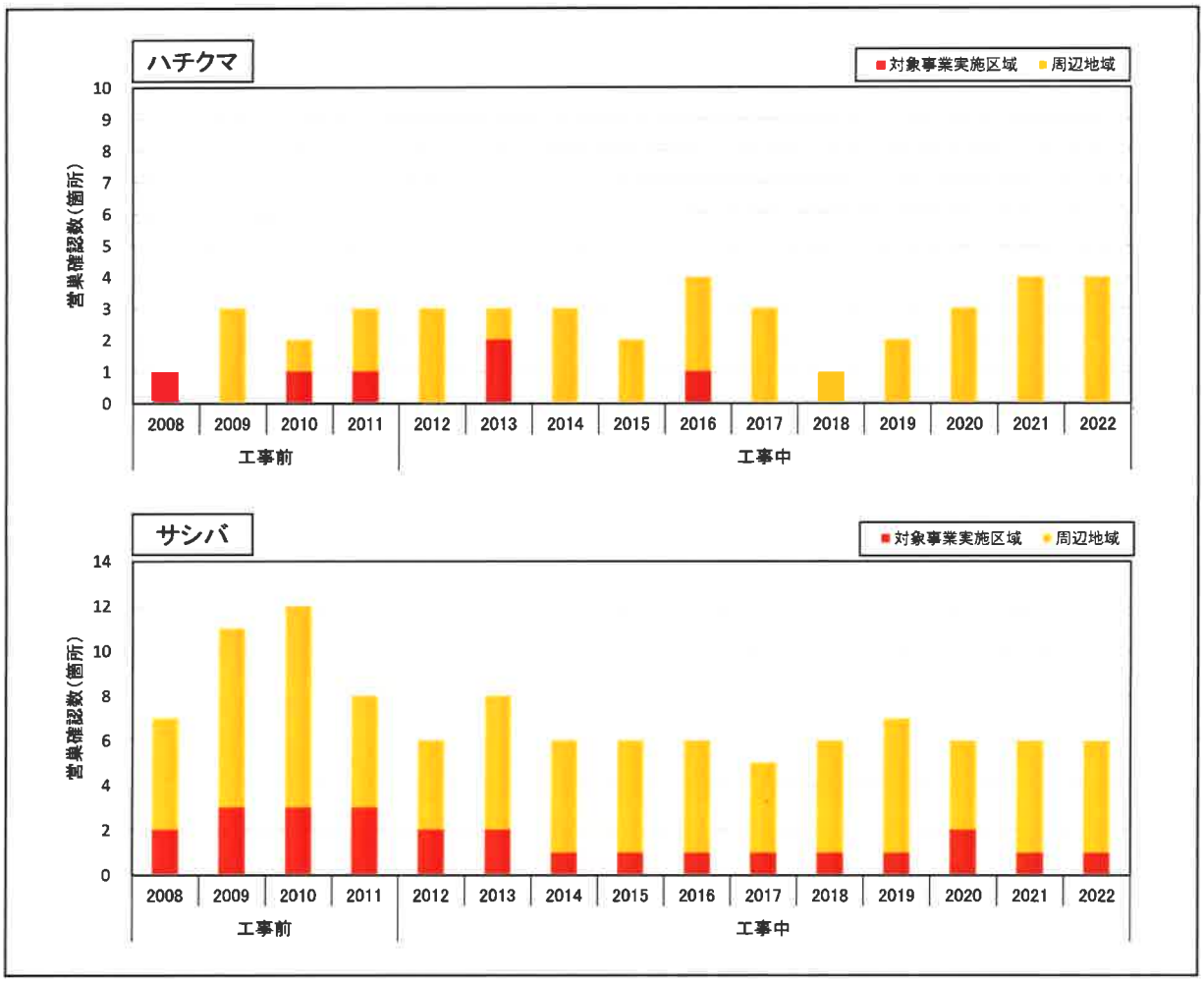

図 4-16　工事前及び工事中におけるハチクマ及びサシバの営巣状況

ミゾゴイの「森づくり」と調査

ミゾゴイと森の生きもの

落ち葉からはじまる食物網

ミゾゴイがすむ森の谷では、落ち葉がミミズやカワニナ、カタツムリなどの貝類のエサとなり、そのミミズや貝類をサワガニが食べ、ミゾゴイはそれら全ての動物（ミミズ、貝類、サワガニ）を食べ物としています。このように様々な生きものが「食べたり、食べられたり」する関係でつながっています。この生きもののつながりを「食物網」といいます。

食物網の上位に立つミゾゴイ

ミゾゴイはミミズやサワガニの他にも、広葉樹林の地面や土の中にいる昆虫類など様々な生きものを食べ物としています。そのため、ミゾゴイは森の谷の落ち葉からはじまる食物網の上の方に立つ生きものと考えられます。

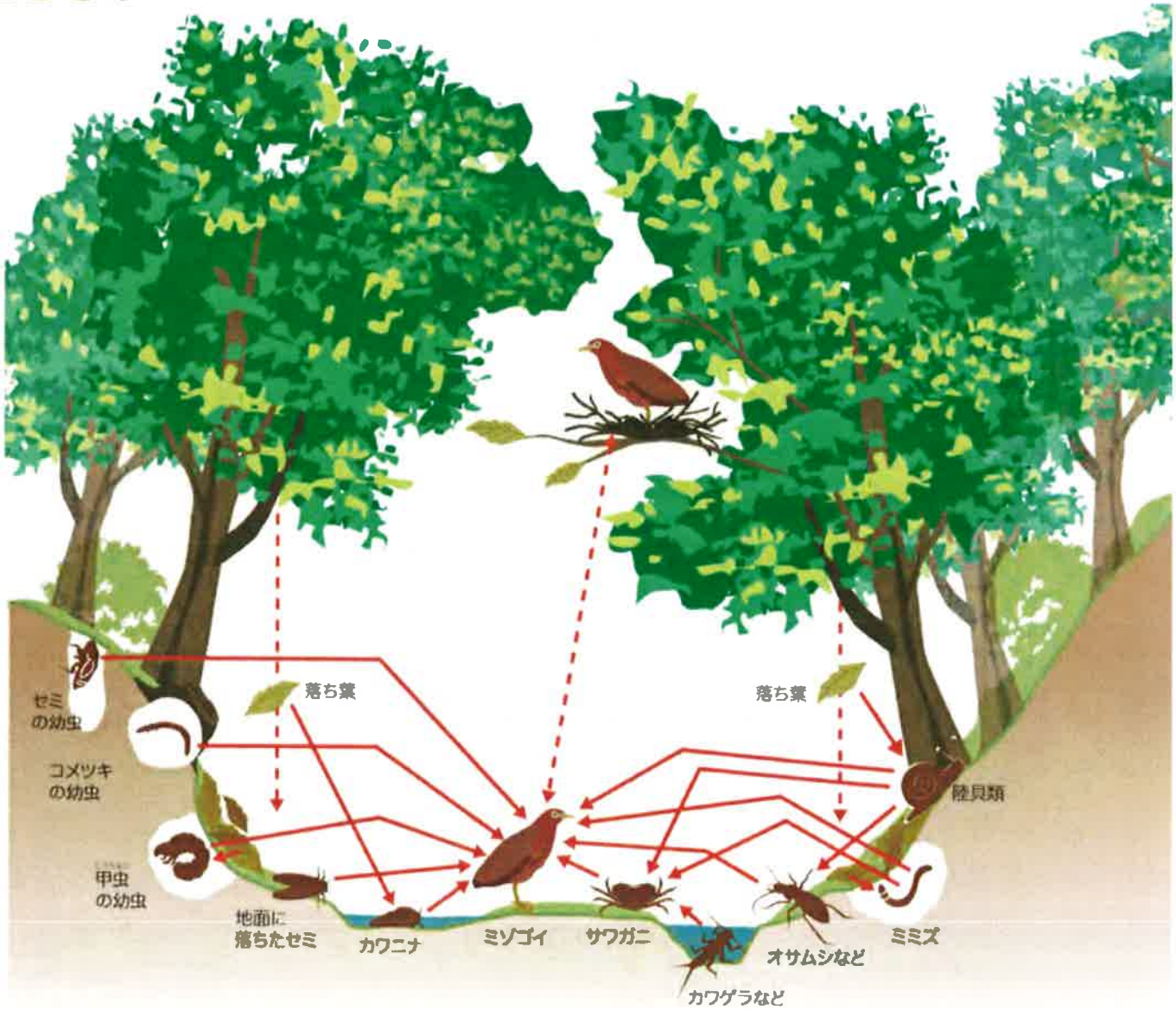

ミゾゴイと森の生きもののつながり

非公開情報

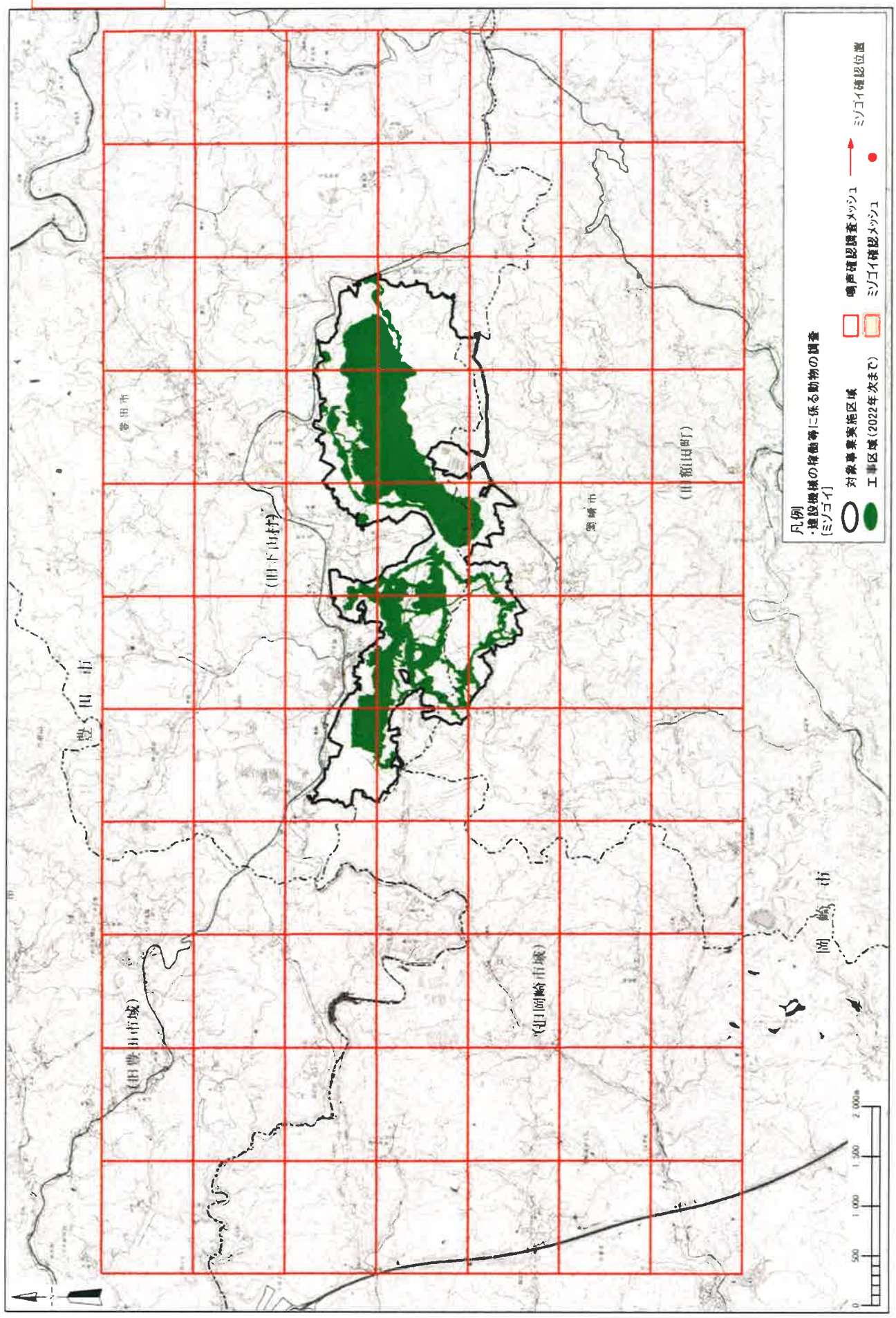

図 4-9　ミゾゴイの鳴声確認調査結果（鳴声確認位置）

表 4-29　工事前及び工事中におけるミゾゴイの鳴声状況

（単位：メッシュ）

調査項目			工事前		工事中										
			2010年次	2011年次	2012年次	2013年次	2014年次	2015年次	2016年次	2017年次	2018年次	2019年次	2020年次	2021年次	2022年次
ミゾゴイ	鳴声状況		13	14	22	15	20	15	22	38	28	26	29	37	40
	内訳	対象事業実施区域	3	2	4	2	1	3	2	2	2	2	2	2	6
		周辺地域	10※	12※	18	13	19	12	20	36	26	24	27	35	34

注：2012 年次以降の 77 メッシュの調査地域のうち、2010 年次は 67 メッシュ、2011 年次は 68 メッシュで実施した。

表 4-30　工事前及び工事中におけるミゾゴイの営巣状況

（単位：箇所）

調査項目			工事前				工事中										
			2008年次	2009年次	2010年次	2011年次	2012年次	2013年次	2014年次	2015年次	2016年次	2017年次	2018年次	2019年次	2020年次	2021年次	2022年次
ミゾゴイ	営巣状況		0	3	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	3	1	2
	内訳	対象事業実施区域	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1
		周辺地域	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1

注：周辺地域は林内踏査調査地域（全体）（約 2,000ha）から対象事業実施区域（650.8ha）を除く範囲を示す。

1/8/2024

候補地問題:環境保全と創造に関する協定締結に向けて

岡本 秀範

候補地問題をめぐって

① 代替案を当審議会または御嵩町が用意しなければ発生土受け入れを回避できない、というのは非論理的でつじつまが合わない。当審議会はゼロベースで検討している。

② フォーラム開催中とそれ以降に、即ち当審議会の答申とそれを踏まえた町長・町の決定を待たずに民有地買い上げを進めたのは JR 東海のフライングであり、もしそのことでのリスクがあるなら、同社はそれをすでに折り込み済みと考えるほかない。

③ 12月3日の町長ぶら下がり会見で記者から「県外とかでは、JRが先行投資したけど、結局、残土置き場はできなかった。だから結局、JRはそこにお金を投入したのは無駄になっちゃったけど、それはそれとして受け入れているような事例もあると思うが、そういうことを研究されているのかどうか」と聞かれ、町長は「そこも含めておそらく議論していかなければいけない」旨の返答をされている。その、他地域事例の調査結果の公表を要請したい。

④ これまでの経緯から町は保護目的で候補地 A の再買い上げなども考えざるを得なくなっている。このように言わざるを得ないのは残念であるが、そもそも、JR 東海は当候補地が生物多様性の上から重要だと認識していたからこそ、生物調査を行っているのではなかったか。それにもかかわらず、発生土置き場として不適格とされ得る場所を候補地としてきたのは同社であり、代替地探しには同社が当たるほかはないだろう。

⑤ 当審議会で代替地を検討し提案するのは、時間的制約の中で技術的・実務的に無理がある。仮に代替適地となりそうだと判断したとしても当のJR東海がそこを適地と評価できるかという極めて実際的な問題がある。もとより、そのような目的で当審議会は設置されていない。従って、当審議会では当初の目的と予定に従い審議し答申するのは当然のことである。

⑥ JR東海は同社サイトで地球環境保全への貢献の取り組みを大きくとりあげており(1)、「事業活動による生態系への影響を抑えるとともに、地域社会に貢献するため、外部の企業や団体と連携しながら、生物多様性の保全に取り組んでいます」と生物多様性の保全・地域との共生も謳っている。また、別のサイトでは同社のSDGsの取り組みが紹介されている。(2)

結論

上述のような状況とJR東海と町の生物多様性保全への共通した志向を踏まえるなら、両社が信頼関係を築くため町環境基本条例の定める環境保全と創造に関する包括的な協定を締結し、さらに町は同社が同条例と町希少野生生物保護条例に規定された事業者の責務を果しながら、町の環境と生物多様性の保全政策への協力と、特に、置き場候補地の環境OECM登録に向けた保護区設定への協力（場合によっては用地の再買い上げなどを含む）を要請するための個別協定締結の準備に入ることを提案したい。

注）

(1) 地球環境保全への貢献 / ＪＲ東海
https://company.jr-central.co.jp/company/esg/environment/contribution.html

(2) JR東海の環境にやさしい取り組みをリサーチ！ /SDGs Media
https://note.com/sdgs_media/n/n7d2d3b69f7b8

以上

WWFジャパン

WWFの活動　声明・要請　野生生物を守る　生物多様性の保全

岐阜県御嵩町美佐野ハナノキ湿地群の保全に関する声明

2023/12/20

東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）は現在、岐阜県御嵩町の美佐野でリニア中央新幹線事業の一環として、リニア発生土置き場の設置を計画している。御嵩町の渡辺幸伸町長は「リニア発生土置き場計画審議会」を設置し、年度内に答申や検証結果を得てゆくとしており、要対策土の受け入れを前提とした協議は白紙とし、ゼロベースで検討が進めることを公約としている。
一方で、同審議会第1回（２０２３年１１月１９日（日）開催）、第２回（２０２３年１２月３日（日）開催）の結果、ＪＲ東海は候補地Ａ（一部町有地を含む民有地１６ヘクタール）において、民有地の買い上げを完了したことを明らかにし、工事ヤードから発生する土砂を候補地Ａに搬入する計画が説明されるなど、審議会の答申前に、美佐野ハナノキ湿地群の開発を前提とした準備を進めている。また、第２回リニア発生土置き場計画審議会議事録（*1）によると、渡辺幸伸町長から「JR東海の自社用地となっており、計画の全否定だけでは解決できない。代替案など具体的、合理的な意見を求めたい」との発言があり、「ゼロベースで地元と対話をし、地元の理解・合意を得て、JR東海と協議していく（*2）」ことを目的とした審議会の設置趣旨に逸脱している懸念がある。
ＷＷＦジャパンは、２０２３年１１月に現地調査（有識者・地元関係者へのヒアリング及び現地視察）を実施した。その結果、美佐野ハナノキ湿地群について、今後進められるJR東海や地域、有識者との議論の結果及び事業の方向性によっては、現地の希少な動植物の生息・生育に悪影響が及ぶことが懸念された。この点について、当会としての見解を以下のとおり述べる。

１．美佐野ハナノキ湿地群の保全上の重要性

ハナノキ（絶滅危惧II類（*3））、シデコブシ（準絶滅危惧）、ミカワバイケイソウ（絶滅危惧II類）、カザグルマ（準絶滅危惧）などの希少植物を含む、東海地方の湿地を中心に分布する東海丘陵要素植物が生育する。

特に御嵩町のハナノキ個体群は、成木が80個体ほど、2ヘクタール以上にわたり自生する。現存するハナノキ個体群で考えると「個体数と面積は屈指で、毎年安定して開花する大木が多い（*4）」とその希少性が強調されている。

動物相については、ニホンカモシカ（特別天然記念物）、サシバ（絶滅危惧II類）、ミゾゴイ（絶滅危惧II類）ヨタカ（準絶滅危惧）、クマタカ（絶滅危惧IB類）、オオコノハズク等の生息地であり、サシバ、ミゾゴイについては営巣も確認されている。両生類についてはアカハライモリ（準絶滅危惧）、アズマヒキガエル、タゴガエルといった種の生息が確認されている。また、ギフチョウ（絶滅危惧II類）の食草であるヒメカンアオイの群生地も存在し、ギフチョウの生息・繁殖も確認されている。

当該地域は、環境省が「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」として指定する東濃・中濃地域湿地群の構成要素である。ハナノキは当該地域以外に長野県南部愛知県北部の限られた地域にのみ分布する日本固有種であるが、美佐野のハナノ

キ自生地は我が国屈指の規模を誇るものである。また本種は地域ごとに異なる遺伝的多様性を持つことが報告されており、それぞれの局所個体群の保全が求められる。

2．リニア発生土置き場の設置計画に関する事業による影響

ハナノキは、開発で生育地となる湿地が減少しており、次世代への存続が危惧されている。当該地域のハナノキの分布については町民グループにより成木・幼木・実生の記録が継続的に実施されており（*5）、湿地環境・里山環境の維持・向上に向けた努力が進められてきた。

発生土による埋め立てにより、湿地環境が消滅することに伴い、上記の希少種の生育・生息地を消失・分断化させ、繁殖や更新への負の影響や地域個体群の絶滅リスクを高めることが危惧される。

ハナノキについては移植の計画が発表されている（*6）が、ハナノキは山間湧水湿地等の地下水位の高い場所に生育する植物であり、移植には困難が伴う可能性が考えられる。したがって、まず自生地において野生個体を保全する「生息域内保全」を優先して検討すべきである。ギフチョウの食草であるヒメカンアオイについても移植が検討されているが、移植先における枯死リスク、近接した地域間での遺伝的多様性の撹乱のリスクから、安易な移植は避けるべきである。

リニア発生土置き場の設置計画に関する事業では、岐阜県や御嵩町がこれまで景観や歴史、文化と共に守ってきた自然を、消失させかねない懸念がある。さらに、重金属の流出や騒音等の安全面の観点から建設事業地周辺の住民から事業反対の意見がある中、地域としての合意が得られないままに建設計画が進められている点も問題である。
以上の背景を踏まえ、当該事業の実施については、環境保全の観点から、以下の対応が必要と考える。

1. 当該事業において、市民科学等に基づく詳細かつ包括的な動植物調査結果が検討・判断に十分尊重され、「回避」を念頭に、対策が再検討されること
2. 「リニア発生土置き場計画審議会」の独立性が保障され、回避も含め様々な可能性を模索すること。また、JR東海の事業においても地域住民から出ている生物多様性保全面や安全面などへの観点の意思が尊重され、審議会の答申及びそれを踏まえた町長の見解が発表されるまでは関係事業が進められないこと
3. 生息・生育する動植物を含めて、美佐野ハナノキ湿地群の価値が認識され、希少な野生生物のための保護区域、天然記念物指定やＯＥＣＭ（*7）の設定を含めて、地域の貴重な資源を積極的に保全するための方策を、地域住民をはじめとしたあらゆる関係者と多様な視点で検討されること
4. 御嵩町環境基本条例および御嵩町希少野生生物保護条例が尊重され、御嵩町が指定する希少野生生物のハナノキおよびその他の希少種の自生地の保護が図られること

WWFジャパンは、当該事業において、生物多様性に対する真摯な検討と対応が実行され、地域の貴重な資源である美佐野ハナノキ湿地群が保全されることを期待する。
また、WWFジャパンは、リニア中央新幹線事業にかかわる地域の全体において、御嵩町と同様の、希少な自然環境の喪失につながる土地の改変・劣化が生じる可能性を憂慮している。同事業の推進が、地域住民及び関係者の意見を尊重し、かつ、生物多様性の保全に十分に配慮したものとなることを期待する。

以上

【出典】

*1：御嵩町役場 2023年12月3日（日）「第２回リニア発生土置き場計画審議会」議事録

*2：御嵩町役場 2023年11月19日（日）「第１回リニア発生土置き場計画審議会」議事録

*3：生物種の絶滅危惧ステータスは環境省（2020）レッドリスト2020に基づく。

*4：朝日新聞DIGITAL 2023年2月6日記事「湿地保全と「整合しない」　専門家指摘　御嵩町のリニア残土処理」

*5：御嵩町レッドデータブック調査員有志グループ（2015）御嵩町のハナノキ自生地．自費出版

*6：御嵩町「リニア発生土置き場に関するフォーラム」第2回JR説明資料

*7：Other Effective area based Conservation Measures（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）。保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。

関連キーワード

日本の自然保護　ウェットランド　生物多様性の保全　野生生物を守る　企業の取り組み　絶滅危惧種

WWFの活動　岐阜県御嵩町美佐野ハナノキ湿地群の保全に関する声明

3. 重要湿地や希少種生物の保全で共有したい資料

上之郷地区　小栗幸弘

－ 目次 －

①中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価方法書に対する岐阜県知事意見　p.2
(2012.2.28)

②重要な湿地の保全・再生へ向けた適正な管理を行うための法制度の創設等を求める
意見書(2023.5.12　日本弁護士連合会)　p.3～17

③希少樹種ハナノキを対象とした保全単位の設定　p.18～23
(佐伯いく代, 論説, 林木の育種, No.238, 2011)

④「重要湿地に残土　見直しが望ましい」富田啓介准教授(朝日新聞, 2023.6.24)　p.24

⑤南アルプス　希少植物移植「難易度高い」静岡市長　代償措置に慎重　p.25
(Yahoo News, 2023.11.23)

⑥「地球の 30%保全」採択(朝日新聞, 2022.12.20)　p.26

⑦写真(2023-11-12)　a)南垣外(みなみがいと)　b)法面崩壊　p.27

重要湿地や希少種生物の保全で共有したい資料　①

2012年(H24)2月28日

中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書に対する岐阜県知事意見

＜総括的事項＞

【事業計画】

1　路線やその他の付帯施設の位置・規模の具体化にあたっては、環境の保全の見地から特に重要と考えられる次の地域を回避するよう慎重に検討すること。

・ウラン鉱床やそのおそれが高い場所（地層）

・廃棄物の埋設・土壌汚染の可能性が高い箇所

・貴重な動植物の生育に密接に関係している重要な湿地

2　路線やその他の付帯施設の位置・規模を具体化した場合は、その経緯及び内容について速やかに情報提供し、これに伴い具体化される調査計画に関して必要な協議・調整を行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

3　具体的なルートを示すにあたり、ルートを絞り込む際の環境への配慮等の検討経緯を詳細に記載すること。

【調査地域】

4　方法書では概略の路線及び駅位置のみが示されただけで、本来方法書において明らかにすべき事項が示されていないため、準備書では次の事項について明らかにすること。

・具体的な路線の位置、鉄道施設の位置・規模とともに斜坑、工事施工ヤード、工事用道路、土捨場等の付帯施設の位置・規模。

・調査・予測の地点や時期、文献調査の資料、調査対象地域の範囲等の具体的な内容とこれらについての考え方や選定理由。なお、調査・予測の地点及び範囲は地図上に図示すること。

【環境影響評価項目】

5　環境影響評価項目に選定されていない項目のうち、次の項目を評価項目として選定することを検討し、その検討経過を明らかにするとともに、選定した項目について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

・車両基地の存在に係る「電波障害」、「日照阻害」

・工事の実施に係る「文化財」

・列車の走行に係る「温室効果ガス」

・工事の実施に係る「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」

2/27

重要な湿地の保全・再生へ向けた適正な管理を行うための法制度の創設等を求める意見書

２０２３年（令和５年）５月１２日
日本弁護士連合会

湿地は陸域と水域の境界にある自然環境として重要なものであるにもかかわらず、人はその価値を十分に認識せず、開発等によって、その多くを消失させてきた。当連合会は、日本の湿地が十分に保全・再生されてこなかった原因が、その保全・再生に向けた法整備の不備にあると認識し、２００２年１０月１１日第４５回人権擁護大会において、「湿地保全・再生法の制定を求める決議」[1]を採択し、２００６年３月１６日、同決議を具体化するため、全ての湿地を対象に「湿地の保全及び再生等に関する法律要綱案」[2]を作成・公表した。

しかし、前述の決議から２０年以上が経過したにもかかわらず、日本ではいまだに湿地の保全・再生に特化した法整備がなされないままである。２０２３年３月３１日に閣議決定された「生物多様性国家戦略２０２３－２０３０」でも、湿地の保全・再生に特化した法制度創設へのロードマップは何ら示されず、湿地に関する記述は様々な箇所に分散するなど、統一的な国家湿地政策が示されたとはいえない。

その間、環境省が「日本の重要湿地５００」の改定作業の際に調査を行った生物分類群ごとに整理した９６１湿地のうち、情報が得られた８２３湿地中５２４湿地に悪化傾向が見られる状況にあり[3]、早急な対策が求められる。

第１　意見の趣旨

当連合会は、国に対し、以下を求める。

１　環境省が選定した生物多様性保全上重要な湿地（以下「重要湿地」という。）及びこれに準ずる重要な湿地（現在は重要湿地に選定されていないが、最新

---

[1] 「湿地保全・再生法の制定を求める決議」（２００２年１０月１１日）
https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2002/2002_1.html

[2] 「湿地の保全及び再生等に関する法律要綱案」（２００６年３月１６日）
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/060316_2.pdf

[3] 環境省自然環境局自然環境計画課「生物多様性の観点から重要度の高い湿地〔重要湿地〕」（平成２８年４月）１１８頁。なお、一つの湿地で複数の生物分類群のものがあるため、生物分類群としては９６１湿地となる。
https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/pdf/jwetlist2804v5.pdf （２０２３年４月１７日現在）

の調査等により重要湿地選定のための「共通の選定基準」[4] を満たすなど生物多様性保全上重要な価値を有する湿地）の保全・再生へ向けた適正な管理を行うために以下の内容を骨子とする法制度を創設すること

(1) 重要湿地及びこれに準ずる重要な湿地を保全するための保護区制度を設けること

(2) 重要湿地及びこれに準ずる重要な湿地における湿地の毀損を原則禁止とすること

(3) 開発行為が湿地に及ぼす影響について、回避・最小化・代償という優先順位によって保全を行う手法（ミティゲーション）を用いること

(4) 生態学的知見に基づき保全と再生を一体的に行うための湿地管理計画制度を導入すること

(5) 湿地保全・再生のための施策に環境保護団体・住民が参画する制度を盛り込むこと

2 前述１の法制度の創設までの間においても湿地環境の悪化はとどまる状況になく、この間に湿地の保全再生のためにとるべき措置として、少なくとも重要湿地については、地方公共団体と協力して、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（通称　ラムサール条約）湿地への登録の推進及び支援を積極的に行うこと

第２　意見の理由

１　湿地の重要性

(1) 湿地の価値

湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水（かんすい、ここでは海水を指す。）であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が６メートルを超えない海域を含むものである（ラムサール条約１条１）。これには、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水池、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれる。

地球上の全ての生物は、土・水・大気を基盤として、様々な個性を持ち、食物連鎖や生物間の共生など、直接間接につながり合い、支え合って生きている。生物多様性とは、こうした生態系のもとでの生物の豊かな個性とその

---

[4] 脚注３参考資料４頁。

つながりをいう。生物多様性は、様々な恵みを私たちにもたらしており、その保全は、私たちが生存するために不可欠である。

そして湿地は、水と土を基盤とする生態系として、生物多様性に富み、多くの野生生物の命を支えている。人間にとっても、湿地は、現在市場に出回っている魚介類のほとんどが、産卵・幼生期を中心として生活史のうちの一定期間を沿岸の湿地で過ごしており、その種の存続に不可欠なものであって、食料を提供する場でもある。それ以外にも、湿地は、仕事（生業）の場であるだけでなく、娯楽、景観、文化等、人間の日常生活を豊かに育む場である。加えて、後述するように、温室効果ガスによる気候変動の緩和、洪水調節、水質の保全など人の生存を支える存在である。

(2) 気候変動対策や防災の面からも重要な役割を有すること

湿地は、温室効果ガスを吸収・貯留し、大気への排出を抑制し、温室効果ガスによる気候変動の影響を軽減するのに重要な役割を果たしている。例えば、植生のある沿岸湿地は、堆積物中に炭素を固定するが[5]、地球規模では、毎年数千万トンもの炭素を固定し、また、泥炭地は、陸地面積の３％に過ぎないが、森林の２倍の炭素を蓄えるなど[6]、湿地は地球上で最も効果的な炭素の吸収・固定源である。

また、河川沿川にある湿地は、洪水時には、一時的に水を貯めて、遊水させ、下流の流量を削減する機能を果たし、河川と人間の生活空間との緩衝帯となり、水害リスクを低減させている。この生態系を活用した防災・減災（Ecosystem Based Disaster Risk Reduction：Eco-DRR）は、グリーンインフラと呼ばれ、近年、毎年のように発生する豪雨災害など増大する自然災害への対応策として期待されている。湿地を保全・再生することは、防災・減災上も重要である。

２　湿地の保全・再生の現状と当連合会の活動

(1) 失われてきた湿地

①　湿地の消失

人は、湿地の価値を十分に認識せず、じめじめした不毛の土地と見て、埋立てや干陸化による開発を続けた。ラムサール条約事務局が２０１８年１０月に公表した世界湿地概況によると、１７００年以降地球の湿地資源

---

[5] 森林等が光合成で体に吸収した炭素を「グリーンカーボン」と呼ぶのに対比して、「ブルーカーボン」と呼ばれている。

[6] ラムサール条約事務局（環境省訳）『世界湿地概況日本語版　世界の湿地の現状とその生態系サービス 2018』６頁

の８７％近くが失われ、１９７０年から２０１５年の間では世界の湿地は約３５％が失われ、これは森林面積の減少の３倍の速さで進行している。

日本でも、特に戦後は大型工作機械によって、農地、宅地、商工業用地造成のために生態系への配慮なしに凄まじい勢いで開発が続けられた。その結果、国土地理院が実施した調査によると、河川及び常時水面となっているところを除いた陸域の湿地[7]は、明治・大正時代には全国で２１１０．６２㎢が存在していたが、１９９９年の報告では８２０．９９㎢となり、実に６１．１％もの湿地が失われた。

戦後、多くの河川で発電・治水・利水等の目的でダム建設が行われて、河川の連続性が遮断され、河川環境は悪化した。同様に、土地改良事業によって、ため池は潰され、水田は乾田化され、かんがい水路は用排水分離とコンクリートさらにはパイプライン化によってかんがい期のみに水を流す単なる用排水施設となり、水田ーかんがい水路ー川の間で、水の空間的・時間的連続性が失われた。その結果、この湿地生態系を産卵・成長、種によっては日常の生息の場としていた魚介類や昆虫が消えてしまい、現在では、多くの種が絶滅危惧種となってしまっている。湖沼についても、八郎潟（秋田県）、河北潟（石川県）など日本を代表する汽水湖が農地造成のために干拓され、また、沿岸域においても、諫早湾が干拓され、潮受け堤防により有明海との連続性が遮断されてしまった。

② ラムサール条約の採択と湿地保全策の進展

湿地の消滅・湿地環境の悪化に対し、国際的には、干潟をはじめとする湿地保全の重要性が認識され、１９７１年には、環境保全のための国際条約としては最初のものとなるラムサール条約が採択され（日本は１９８０年に加入した。）、以後、湿地の保全は国際的な課題となっている。

ラムサール条約は、「持続可能な開発を地球規模で達成することに貢献するため、地域や地方からの取り組みや国家的な取り組み、あるいは、国際協力を通じて、全ての湿地を保全し、賢明に利用すること」を目的とする。ラムサール条約の正式名称にもあるように、同条約はもともと水鳥の生息環境としての湿地の保全を重視してきた。しかし、議論の積み重ねの中で、生物多様性の保全や人間社会の福祉にとって湿地生態系が極めて重要であることが国際的に認識されるようになり、ラムサール条約は、その

---

[7] ５万分の１地形図での、湿地記号の範囲の比較によっているので、海域及び陸域の河川、常時水面となっているところ及び水田は含まれていない。

前文において「湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源である」としており、水鳥の生息地に限らず、全ての湿地の保全や賢明な利用を視野にいれる方向で発展してきた。

日本においても、１９９３年６月に釧路市で第５回ラムサール条約締約国会議が開催されたことを一つの契機として、１９９４年１２月に閣議決定された第一次環境基本計画や１９９５年１０月閣議決定の生物多様性国家戦略において、生物多様性及び干潟その他の湿地の重要性や保全の必要性に言及するに至った。

２００２年３月閣議決定の新・生物多様性国家戦略においては、湿地の重要性を強調し、湿地の置かれた状況を分析した上で、湿地保全の緊急性や保全手法までも明記するようになった。

また、環境省は、２００１年１２月、保全のための基礎資料とし開発計画がある場合には保全上の配慮を促すとして、日本を代表する重要な湿地５００か所を選定し、「日本の重要湿地５００」として公表するに至った。その後、生物多様性国家戦略（２０１２－２０２０）において、「日本の重要湿地５００」を見直すよう明記されたこと等を背景に、環境省は、２０１６年、湿地保全・再生の取組が活性化することを目指し、「日本の重要湿地５００」を、生物多様性保全上重要な湿地として改訂した。その結果、６３３か所が重要湿地とされた。

(2) 当連合会の取組と「湿地の保全及び再生等に関する法律要綱案」の提唱

① 当連合会は早くから湿地保全問題に取り組み、各地の湿地を取り巻く問題状況を調査、研究の上、湿地に関する開発行為の中止や保全策の数多くの提言を行ってきた。

当連合会は、こうした湿地保全に関する取組の中で、日本の湿地が十分に保全・再生されてこなかった原因は、湿地の価値を無視し、破壊・消滅させてきた開発政策を根本的に見直さずに、湿地の開発を抑制し、その保全・再生を図るための法制度を整備しなかったことであると認識するに至り、あるべき湿地保護法制を検討すべく、２００２年１０月、第４５回人権擁護大会において、シンポジウム第３分科会「うつくしまから考える豊かな水辺環境－湿地保全・再生法制定に向けて－」を開催した。同シンポジウムでの議論の結果を踏まえ、国に対し、「湿地の保全および再生を法の目的に明記した湿地保全・再生法（仮称）を制定し、その内容として、「日本の重要湿地５００」をはじめとする重要な湿地を保全するための保護区制度、開発行為が湿地に及ぼす影響について、回避・最小化・代償という

優先順位をもって保全を行う手法（ミティゲーション）、生態学的知見に基づき保全と再生を一体的に行うための湿地管理計画制度、および湿地保全・再生のための施策に環境保護団体・住民が参加できる制度的保障等を盛り込むこと。」等の施策を求める「湿地保全・再生法の制定を求める決議」を満場一致で採択した。

その後、この決議内容を法案の形で具体化すべく検討を行い、２００６年３月には「湿地の保全及び再生等に関する法律要綱案」を提唱した。

② その後の湿地環境と当連合会の活動

ア 当連合会は、前述の要綱の提唱後も湿地環境の保全・再生のための活動を続け、主なものとして以下の決議、意見書を公表している。

(ｱ) ２００３年１０月２３日「諫早湾干潟の再生と開門調査の実施を求める意見書」（なお、当連合会では、これに関連した意見書、会長声明及び会長談話を１９９７年以降計１１本公表している。）

(ｲ) ２０１１年８月５日「泡瀬干潟埋立事業の中止等を再度求める意見書」（なお、当連合会では、これに関連した意見書及び会長談話を２００２年以降計５本公表している。）

(ｳ) ２０１２年１０月５日「豊かな海を取り戻すために、海岸線の新たな開発・改変の禁止、及び沿岸域の保全・再生の推進を求める決議」

(ｴ) ２０１３年１１月２１日「普天間飛行場代替施設建設事業に基づく公有水面埋立てに関する意見書」

(ｵ) ２０１４年１１月２０日「防潮堤建設についての意見書」

(ｶ) ２０１５年２月１９日「中池見湿地のラムサール条約登録範囲を通過する北陸新幹線ルートの変更の検討を求める意見書」

イ しかし、前述の要綱案で提唱した内容の法制化はおろか、湿地の保全・再生に資する法制度の整備は一向に進展していない。

そのため、環境省の「日本の重要湿地５００」を見直す際の調査において、調査対象となった生物分類群ごとに整理した９６１湿地のうち、情報が得られた８２３湿地中５２４湿地に生物の生育環境の悪化や湿地の減少などの悪化傾向が見られる状況となっている。そのうち、劣化要因について情報のあった３６８湿地のうち、その主たる要因の５４％が埋立てや護岸工事をはじめとした開発など人間活動による危機であると分析されている[8]。

---

[8] 脚注３参考資料１２１頁、１２２頁。

日本の代表的なサンゴ礁でもある泡瀬干潟や辺野古・大浦湾といった重要湿地が埋立事業により危機に瀕しているほか、２０２２年１１月には、岐阜県御嵩町美佐野地区の重要湿地[9]が、重要湿地であることが伏せられてリニア中央新幹線工事の残土処分場の計画予定地とされていることが判明するなど、環境省が選定した重要湿地ですら環境の悪化が依然として続いている。

干潟などの湿地の再生に関しては、２００２年に制定された自然再生推進法の適用が考えられるが、当連合会が調査した英虞湾の干潟再生事業では、同法を適用できなかった。なぜなら、同法を適用する場合には、環境省・農林水産省・国土交通省のいずれかの省の提供する事業のメニューに該当しなければ、同法の枠組みを適用できないところ、英虞湾で行われた水門を改造して海水導入を行う干潟再生事業などは、前述のいずれもの省の事業のメニューに該当しなかったからである。

３　不十分な湿地の保全・再生の法整備

(1) 日本の湿地保全に関する法制度の現状

ラムサール条約は、締約国に対して、ラムサール条約湿地であるかどうかにかかわりなく保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その保護区の監視を十分に行うことを求めている（同条約４条１項）。しかし、日本においては、湿地の保全そのものを目的とする法律はなく、後述のとおり、他の法律や条例等によって保全されているのが現状である。

そして、ラムサール条約湿地については、締約国が条約上の義務を履行することが必要となるため、国内法（自然公園法など）によって保全がなされなければならないとされている。

２０２３年４月現在、日本におけるラムサール条約湿地は５３である[10]。その法的保全形態とその内訳は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）（国指定鳥獣保護区特別保護地区）によるものが２５、自然公園法（国立公園・国定公園特別保護地域又は海域公園地区）によるものが１８、鳥獣保護管理法及び自然公園法によるものが５、鳥獣保護管理法、自然公園法及び河川法（河川区域）によるものが

---

[9] ハナノキの御嵩町最大の自然自生地で、東海丘陵要素植物群の植物が生育しており、東濃地域湧水湿地群の一つである。

[10] 環境省ウェブサイト「日本の条約湿地」
https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html （２０２３年４月１７日時点）

１、鳥獣保護管理法及び河川法によるものが２、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（生息地保護区管理地区）によるものが２となっている。

法的保全形態としては、鳥獣保護管理法（鳥獣保護区特別保護地区）と自然公園法（国立公園・国定公園特別保護地域等）によるものがほとんどを占めていることが分かる。

そして、これらの保護地域においては、伐採や埋立て、干拓、工作物の新築等、開発行為の規制等がなされることになり、湿地保全に資する面がある。

(2) 現在の法制度上の課題

① 湿地保全上の課題

鳥獣保護管理法は、生物多様性の確保を目的に掲げてはいるものの、鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生動物）の保護を図るための事業を実施することにより、鳥獣の保護を図ることを直接の目的とするものである。そのため、鳥獣保護管理法においては、鳥類が生息していない湿地は、保護の対象ではない。また、自然公園法は、生物多様性の確保を目的に掲げてはいるものの、主たる目的は優れた自然の風景地の保護とその利用の増進にある。そのため、自然公園法においては、主観的な多義概念である「優れた景勝地」と評価されない湿地は保護の対象ではない。

さらに、鳥獣保護管理法で指定された鳥獣保護区特別保護地区及び自然公園法の国立公園又は国定公園の中で指定された特別保護地区あるいは特別地域における行為規制が厳しく、それが農林漁業者等の地元関係者の反発を招いて、かえってラムサール条約が締約国に求める湿地保全のための保護区の設定の障害となっている面もある。

ラムサール条約では、湿地における人の活動を排除しておらず、賢明な利用として、湿地と人との多様な関わりによる適正な利用を促進しようとしている。湿地の中には、ため池のように、二次的自然として人の手が加えられて形成されたものや、水稲や漁など人の手を加えて維持されているものもある。湿地の良好な状態を維持するため又は維持しつつ行われている農業・漁業等の第一次産業や自然との触れ合いは、いずれも湿地の賢明な利用であり、ラムサール条約の認識や希望にかなうものである。保護か利用かの択一ではなく、保護と利用を併せて可能にする保護区も考えられてもよいはずである。

以上のとおり、湿地の有する価値やその特性を踏まえた上で、賢明な利用を含めて的確に湿地の保全がなされる必要がある。そのためには、保全

の法的枠組みとして、湿地自体を保護対象とする法律がなければならないのである。

② 湿地再生における課題

湿地再生における現行法としては、自然再生推進法がある。同法については、当連合会は、第５５回人権擁護大会シンポジウム第３分科会基調報告書において、泡瀬干潟の自然破壊に見られるように、保全の視点が乏しく新たな自然破壊に無力であることや住民参加の手続が不十分であるなど多くの問題点を指摘してきたところである。特に、再生事業については環境省、農林水産省、国土交通省の３省のうち、特定の省を主管庁としなければならず、省を横断するような施策が不可能であるなど硬直的である。

このことから、湿地再生に関しても、保全と一体化した計画のもとで、湿地の特性に応じて地元関係者のアイデアを十分に活かした再生事業を行うことができる法制度が求められる。

(3) 国家戦略上の位置付けの不備

ラムサール条約は、同３条１項及び２００１年のラムサール条約第７回締約国会議（ＣＯＰ７）決議６により、締約国に対し「独自、かつ単独で成り立つ」国家湿地政策の策定を求めている。日本は、生物多様性国家戦略のうちの湿地に関する記述部分がこの国家湿地政策に当たると説明してきた(「生物多様性国家戦略」（２０２３－２０３０）において初めてその旨を明記した。)。しかし、生物多様性国家戦略の湿地に関する記述は様々な箇所に分散しており、統一的な国家湿地政策としての体を成していない。また、ラムサール条約が対象とする湿地は、沼沢地から浅海域まで多様であり（同１条１項)、これらの湿地の賢明な利用を推進するには、独自の国家湿地政策が不可欠である。

以上から、湿地政策に特化した法制度を創設し、その基本計画として国家湿地政策を位置付けることが、鳥獣保護管理法や自然公園法の枠組みでは保護されない価値を有する湿地を対象とする法律・政策の位置付けとしては望ましい。

4 国際的な動き

アメリカでは、１９８９年以降、個々の湿地の減少や水質汚濁・乾燥化・生物多様性の減少等の質的劣化を防止して総体としての湿地の機能を確保するノ

ーネットロス（No Net Loss)の原則[11]を掲げて、湿地の減少と機能低下の防止を国家政策とするようになったことをはじめ、近年、東アジア地域において、韓国では２００７年、台湾では２０１５年にそれぞれ湿地保全を目的とした「湿地保全法」が制定されるなど、海外では湿地保全が国家政策とされてきた。

また、ラムサール条約の第４次戦略計画２０１６－２０２４において、４つの目標（①湿地の減少と劣化の要因への対処、②ラムサール条約湿地ネットワークの効果的な保全と管理、③全ての湿地の賢明な利用、④実施強化）及び１９の個別目標を掲げ、ＳＤＧｓや生物多様性条約の戦略計画とも関連しながら湿地の保全を進めようとしている。

このように、湿地の保全は生態系の保全や回復にとって、なくてはならないものであるとの共通認識が国際的に醸成されている。

加えて、２０１９年３月には、国連総会において、２０２１年から２０３０年を国連生態系回復の１０年と位置付け、気候危機との闘い、食料安全保障と水供給、そして生物多様性の保全の強化における効果ある対策として、劣化あるいは破壊された生態系の回復をさらに促進することを目指している。無論、この取組も湿地の保全とは不即不離の関係にある。

さらには、２０２２年１２月の国連生物多様性条約締約国会議（ＣＯＰ１５）において、各国政府が２０３０年までに陸域と海域のそれぞれ３０％以上で生物を保護する目標、いわゆる「３０by３０」目標を新たな世界目標として合意した。「３０by３０」目標については、日本でも環境省において「３０by３０ロードマップ」を公表し、先行して取組を進めているが、とりわけ湿地が生物多様性の中心であることに思いを致し、国立公園など保護地域の拡張にとどまらず、保護地域以外での生物多様性保全に資する地域の確保に際しては、湿地を中心として指定を目指すことが望ましい。

このように、近時、湿地保全及びそれを取り巻く国際情勢の動きは目まぐるしいものがあるが、日本においても、その潮流に遅れを取らぬよう、更なる取組を図る必要がある。

5　意見の趣旨１について

湿地の重要性は、今や世界的にも共通の認識であるが、前述のとおり、日本では、法制度が不十分であることから、湿地の保全が十分になされていない。そして、湿地の再生を目指すのもほど遠い状況にある。

---

[11] ある地域において開発による自然生態系への悪影響を回避、最小化を図り、それでも残ってしまう悪影響がある場合に、同等の自然価値を創出することで均衡を取り、総体としての自然の価値機能を保とうとする原則。

12/27

よって、国は、湿地そのものの価値に着目した湿地の保全・再生のための法律を創設すべきである。前述のとおり、湿地の消滅や湿地環境の悪化が進行する中、湿地を保全し、再生していくためには、「No Net Loss」の政策を中心に据えるべきであり、重要な湿地を保全・再生するために、当連合会が２００６年３月１６日に公表した「湿地の保全及び再生等に関する法律要綱案」を参考とすべきである。具体的には、特に、以下のような内容を盛り込むべきである。

(1) 重要湿地及びこれに準じた重要な湿地を保全するため、保護区制度を設けることにより、重要な湿地及びその周辺地域について、科学性を重視した適正な管理計画のもとに保全を行い、保全に支障を及ぼす行為を制限すること

(2) 重要湿地及びこれに準じた重要な湿地における湿地の毀損（埋立て、排水、取水等）を原則禁止とすること

(3) 開発行為が湿地に及ぼす影響について、回避・最小化・代償という優先順位によって保全を行う手法（ミティゲーション）を用いること

(4) 生態学的知見に基づき保全と再生を一体的に行うための湿地管理計画制度を導入すること

(5) 湿地保全・再生のための施策に環境保護団体・住民が参画する制度を盛り込むこと

6　意見の趣旨２について

(1) ラムサール条約による湿地保全の必要性

前述のとおり、まずは意見の趣旨１に記載の法制度の創設が求められるところである。ただし、法制度の創設にあたっては、主務官庁など国内の関係機関の調整など、今後一定の期間を要することは容易に予想できるところである。

しかし、こうしている間にも、重要湿地ですらその環境の悪化がとどまる状況にはない。前述のとおり、現状では、ラムサール条約湿地については、条約上の義務を履行するため、自然公園法や鳥獣保護管理法など既存の法律を活用して保全がなされている。そこで、特に、前述の法制度が創設されるまでの期間においては、重要湿地につき国が積極的に地方公共団体と協力しながら、ラムサール条約湿地への登録に向けた支援を行うこと及び既存の法律による同条約上の義務履行を通じて、湿地の保全・再生を行うことが喫緊の要請事項である。

(2) ラムサール条約による締約国の義務

ラムサール条約締約国は、ラムサール条約湿地か否かにかかわらず保護区を設け、保全の促進、監視を行う義務を負う（４条１項）が、ラムサール条約

湿地については、保全計画の作成実施義務（３条１項）、湿地の生態学的特徴の変化とその危険性等に関する報告義務（３条２項）、ミティゲーションなどの義務を負う（４条２項）。

もともと重要湿地の前身である「日本の重要湿地５００」において、ラムサール条約における湿地定義の広がりなどを受けて、ラムサール条約湿地登録に向けた礎とすることがその選定目的とされているところ、その選定基準が重要湿地の選定でも踏襲されている。そしてかかる選定基準は、国際的に重要湿地の基準に準じたものである[12]。

したがって、重要湿地は、国際的にも重要な湿地として、ラムサール条約湿地とすることで、国内法の保全措置に加え、前述の義務の履行を通じて保全・再生が適正になされることが期待される。

(3) 登録による保全と賢明な利用

① 保全計画の作成といっても、湿地保全管理に特化した計画もあれば、自然公園の公園計画や鳥獣保護区の指定計画をもって保全管理計画とする例もある。

もっとも、湿地により、その保全・再生には、水質の悪化、ゴミの増加問題、磯焼け、乾燥化、専門家の不在、維持管理費の不足、開発との緊張関係など、それぞれ抱える課題があり、その湿地の特性や課題に応じた保全管理計画のもとで地元関係者間と連携して、適正な管理が行われることが望ましい。これは、ラムサール条約３条１項及びＣＯＰ７決議６により、締約国に対し「独自、かつ単独で成り立つ」国家湿地政策の策定を求めている趣旨にもかなうものと言える。伊豆沼・内沼（宮城県）を例に挙げると、同湿地では、富栄養化や外来種の増加が保全上の問題となっていることから、「伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画」に基づき、湖内植生保全（ハスの刈払いを行うことにより、ヘドロ化を防止する。）、湖岸植生保全（護岸をして浅場を作ることにより、湖岸の植生を復元させる。）、在来生物保全（外来種のブラックバスを駆除することにより、在来生物を復元させる。）等が行われている。

② ラムサール条約は、人類の活動を厳しく制限することで湿地の保全を図るという考え方はとっておらず、人類が湿地から得られる恵みを維持しながら湿地を活用する賢明な利用という考え方をとっている。

湿地がラムサール条約湿地に登録されることでイメージアップとなり、

---

[12] 脚注３参考資料１頁、４頁。

湿地のみならずその地域のブランド化や経済発展に資する例は多い。

具体的には、蕪栗沼・周辺水田（宮城県）では、水田に水を入れ、渡り鳥の休み場としている。ここで作付けされた米は、有機米「ふゆみずたんぼ米」としてブランド化されており[13]、これも賢明な利用の一環である。

③　ラムサール条約においては、湿地の保全と賢明な利用を促進するためのＣＥＰＡ（Communication, Education, Participation and Awareness＝広報、教育、参加、普及啓発活動）が重要視されている。

多くのラムサール条約湿地では、自然観察会、環境学習、清掃活動、地方公共団体から管理委託を受けるなどしたビジターセンターでの広報等が行われており、湿地の保全に対する地域住民の意識の醸成に一役買っている。

ラムサール条約湿地となることで、地域住民にとって、湿地が「そこに存在して当然のもの」という存在から、改めて湿地の価値を認識して、湿地の保全・再生に関心を持つ存在となる例は多い。

④　小括

湿地の保全・再生は、地元公共団体のみならず、地元ＮＰＯ、地元住民、専門家など多方面の者の協力のもとで、賢明な利用への取組を通じてなされている。また、前述のとおり、当該湿地の特性に応じたメニューを十分な予算の下で実施することが必要である。

したがって、ラムサール条約湿地に登録された場合は、湿地の特性に応じた保全・再生計画の下で、適正な管理がなされるべきである。

(4) ラムサール条約湿地の推進

環境省は、２０１０年９月、ラムサール条約湿地潜在候補地として全国から１７２湿地を選定した。日本では、①国際的に重要な湿地であることに加え、②国の法律によって将来にわたって、自然環境の保全が図られること、③地元住民などから登録への賛意が得られることがラムサール条約湿地の登録条件となっていることから[14]、前述の潜在候補地のうち、地元公共団体等から登録への賛意が得られ、国内法による保護担保措置の確保が整ったものからラムサール条約湿地への登録を進めていくこととされた。そして、その後

---

[13] 他に、ブランド化されたふゆみずたんぼ米として、円山川下流域・周辺水田（兵庫県）の「コウノトリの舞」、片野鴨池（石川県）の「ともえ」、渡良瀬遊水池（栃木県・群馬県）の「ラムサールふゆみずたんぼ米」などの例がある。

[14] 環境省ウェブサイト「ラムサール条約と条約湿地」
https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/About_RamsarSite.html （２０２３年４月１７日現在）

もラムサール条約締約国会議が開催されるたびにラムサール条約湿地の数は増加している。

しかし、前述の潜在候補地のリストの更新は１０年以上なされていないうえ、昨今の締約国会議において、新たに登録されたラムサール条約湿地は、２０１８年に３湿地、２０２１年にはわずか１湿地にとどまっているのが現状である。

重要湿地であっても地元公共団体等から登録への賛意が得られない、又は既に開発の対象とされていて国内法による保全担保措置の確保が整わない湿地[15]は、ラムサール条約湿地登録への道のりは険しいものとなっている。特に、地元の賛意については、湿地利用の制限や漁業等の権益の喪失、鳥類の増加による農産物への被害、法的手続の煩雑性といった懸念がよく挙げられ、これらの懸念により、ラムサール条約湿地に登録することに消極的な地域も存在する。

しかし、前述のとおり、ラムサール条約は賢明な利用という考え方をとっているのであって、ラムサール条約湿地に登録することで新たに利用を制限するものではない。また、ラムサール条約湿地に登録したからといって、湿地に飛来する鳥類が増えるわけでもない。２０１８年に登録に至った志津川湾（宮城県）のように、ラムサール条約湿地としても従前以上の法規制はなされないと正しく理解されたため、漁業者も登録推進に積極的であった例も存在する[16]。

そこで、国は、地元公共団体等の賛否の姿勢を受動的に受け止めるにとどまらず、登録への賛意が得られるべく、法規制等に関して適切な情報提供に努めるなど、地方公共団体と協力して、登録推進への後押しを行う必要がある。

また、ラムサール条約事務局は、２０１９年に「ラムサール条約の自治体認証制度[17]」への申請自治体の募集を開始した。同制度は、ラムサール条約湿地もしくは重要な湿地が位置するもしくは隣接する自治体」が登録すること

---

[15] ラムサール条約湿地の国際基準を満たしていながら地元の賛意が得られなかったり国内法上の保護担保措置がなされていない湿地の例として三番瀬（東京湾）、曽根干潟（福岡県）などがある。

[16] 南三陸町　志津川湾保全・活用計画（令和４年３月）
https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/8,36264,c,html/36264/20220914-133610.pdf

[17] 湿地自治体認証制度とは、ラムサール条約第１２回締約国会議（ＣＯＰ１２）決議１０に基づく枠組みで、自治体のブランド化及び地域における湿地の保全や賢明な利用の推進を図ることを目的としたものである。

で、自治体のブランド化及び地域における湿地の保全や賢明な利用の推進を図ることが期待され、日本では２０２２年に新潟市と出水市が国内で初めて認証を受けた。湿地についてラムサール条約湿地への登録が困難であっても、前述の制度の活用等を通じて、地方公共団地等と協力して湿地保全を図ることも検討されるべきである。

第３　結語

以上のとおり、湿地の危機的状況とその保全・再生の必要性は、国内外を問わず共通認識となっているにもかかわらず、日本では湿地そのものの価値に着目した法整備は長期間進まず、国家戦略など今後の国のロードマップにも示されていない。最近に至っても、重要湿地ですら、保全上の危機に瀕している状態である。そのため、重要湿地及びこれに準ずる重要な湿地については、意見の趣旨１で述べた法制度の創設がまずは求められる。

もっとも、喫緊の対応としては、国は、少なくとも重要湿地については既存の法律の活用を通じて、意見の趣旨２で述べたとおり、ラムサール条約湿地への登録の推進及び支援を積極的に行うべきである。

以上

林木の育種　No.238　2011

【論説・報文】

希少樹種ハナノキを対象とした保全単位の設定

佐　伯　いく代*

IKUYO SAEKI. Establishment of Conservation Units of a rare maple, *Acer pycnanthum*. For. Tree Breed., 238, 3~8, 2011

Abstract: Japanese red maple (*Acer pycnanthum* K. Koch) is an endangered species which grows in discrete wetland ecosystems within a limited geographic range of central Honshu, Japan. It is an important relic of geologic time and an endemic of unique wetland ecosystems. However, information on its genetic characteristics across its range is lacking. The aim was to determine the genetic structure and diversity of the species and establish Conservation Units. Leaf samples were collected from 400 individuals of *A. pycnanthum* in 30 populations. Total DNA was extracted from each, and three non-coding regions of chloroplast DNA were sequenced. As a result, nine haplotypes were identified based on six polymorphic sites (one nucleotide substitution and five cpSSRs). High haplotype diversity (0.81) of the species and the occurrence of rare haplotypes in eight distant populations suggest that wetlands provided multiple, adequate-size refuges during the last glacial maximum. One to four haplotypes were found within a given population. The high degree of differentiation (G_{st} = 0.83) implies that gene flow by seeds among populations is restricted. There were significant spatial clusters of populations which were characterized by similar haplotype composition. Using the BARRIER and SAMOVA, we detected nearly identical genetic boundaries. Six Conservation Units were proposed, which can be used for introduction of new individuals for on-site conservation projects and seed collection for *ex-situ* conservation.

Keywords: chloroplast DNA, conservation unit, genetic diversity, maple, phylogeography, spatial analyses

1．はじめに

ハナノキ（*Acer pycnanthum* K. Koch写真－1）は日本固有のカエデの一種で，本州中部地方の特異な低湿地に自生する絶滅危惧種（VU）である[1)]。「花の木」という名は，春に深紅の花を咲かせ，秋には鮮やかに紅葉する卓越した華やかさに由来する。本種は希少か

写真－1　ハナノキ（長野県飯田市）

*国立大学法人横浜国立大学大学院　環境・情報研究院生態学研究室：Laboratory of Ecology, Graduate School of Environment and Information Sciences, Yokohama National University, 79-7 Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama 240-8501, Japan

18/27

図－１　ハナノキの主な生育地の分布

つ美しい樹木であることから本地域における湿地保全の象徴種であり，地域住民による自生地の保護や個体の増殖・植栽が行われている。しかし，本種について分布域を網羅した遺伝的な情報は把握されておらず，地理的変異の程度やそれをふまえた保全・植栽活動のあり方について議論されることはなかった。そこでわたしは，首都大学東京の村上哲明博士とともに，葉緑体DNAの情報を用いてハナノキの地理的な遺伝構造を明らかにし，地域系統に配慮した保全・植栽活動を行うための空間的ユニット（以下保全単位と呼ぶ）[2]の設定を試みた。

2．ハナノキの分布と生態

ハナノキは，第三紀の地層から化石が産出される起源の古い植物である[3,4]。ハナノキの祖先系統は，北アメリカで始新世中期に出現し，中新世中期には，ユーラシアと北アメリカ大陸の中緯度地域に広く繁栄したことが知られている[5]。その後，気候変動などで分布域が縮小するなかで，アジアでは，本州中部地方にある低湿地群に遺存的にのこることができた。自生地が特に集中しているのは，岐阜県の東濃地方と長野県の

写真－２　ハナノキの生育地（岐阜県瑞浪市）

下伊那地方である（図－１）。ここには，土岐砂礫層に代表される特殊な砂礫層が堆積し，ハナノキの生育に適した湿地（写真－２）が高密度に形成され続けた[6]。ハナノキのように，伊勢湾周辺の低湿地に特異的にみられる固有植物群を東海丘陵要素という[7]。

湿地の開発による生育地の減少により，ハナノキの個体数は急速に減少している。わたしは以前，セスナ機による航空探査[8]などによって本種の全生育地の調査を試みたが，開花サイズに達した個体の数は1500に満たないと考えている。現存する自生地は多く見積もっても100前後で，その大部分が0.5ha以下の小規模なものである。また，多くの生育地が水田，宅地，道路などに囲まれ，生育地の孤立化・分断化がすすんでいる。ハナノキは，各個体が雄花だけをつける雄木（おぎ）と雌花だけをつける雌木（めぎ）にわかれている雌雄異株（しゆういしゅ）植物である。従って，受粉可能なエリア内に雄木と雌木とがバランスよく存在しないと効率的に種子を生産することができない[9]。送粉は，花の構造や花粉の形態から風媒と推定されているが[10]，虫媒を示唆する報告もある[11]。体サイズの小さい時期から開花を始め，成長するに従って，安定した種子生産を行う[9]。成熟したハナノキ林から得られる種子の発芽率は高い。しかし，種子生産量の大きな個体群であっても，次世代を担う幼木がみられることは少ない。この理由として，ハナノキの幼木は地すべりや河川の氾濫の後にできる光環境の良い湿地でなければ生育が難しいこと，一方，都市化によって新たな湿地が形成されにくくなり，更新適地が大幅に減少していることなどがあげられる。

19/2'7

3．葉緑体DNAハプロタイプの地理的分布と多様性

遺伝的多様性の保全の考え方の一つに，進化の過程で構築された遺伝的変異をなるべく攪乱せずに保護していこうとするものがある[12,13,14,15]。一般に，野生生物の遺伝的多様性には地理的な偏りが存在し，同じ種であっても，地域ごとに異なる遺伝子型をもっている場合が多い[16]。そこで，遺伝子型の地理的分布の偏り具合を事前に調べておき，近縁の遺伝子型をもつグループを一つのユニットと認識して保全に用いる手法が知られている。このアプローチにならい，本研究では，まず現存するハナノキの遺伝的多様性の地理的パターンを調査し，その結果に基づいて保全単位を検討することとした[17]。

ハナノキの遺伝的多様性の地理的パターンを知るため，長野・岐阜・愛知の３県に分布する生育地30ヶ所から400個体の葉のサンプルを採集し，葉緑体DNAの遺伝子間領域の塩基配列（約1600bp）を解析した。高等植物のDNAは，核，葉緑体，ミトコンドリアの３か所に存在する。うち葉緑体DNAは，突然変異が起こりにくいために分子進化速度が遅く，十～百万年のオーダーでの種の歴史を反映しているとさえいわれている[18,19]。またハナノキのような高次倍数体植物（2n＝78，x＝13）[10]からでも容易に塩基配列を読み取れること，主に母系遺伝し種子による遺伝子流動の流れを明らかにできること，花粉よりも種子のほうが散布距離が小さいために見出された遺伝子型が地理的まとまりをつくりやすいこと，などの特徴がある[20,21]。解析の結果，塩基置換（１サイト）とcpSSR（１塩基の繰り返し数の違い：５サイト）によって９種類の遺伝子型が検出された。半数体の葉緑体DNAにおいて認識される遺伝子型はハプロタイプとよばれる。ハナノキのハプロタイプを地図上に落としてみると，地理的なまとまりをもつことが明らかにされた（図－２）。

葉緑体DNAの分子進化速度を考慮すると，分布域が狭く個体数の少ない種に９種類ものハプロタイプが検出されたのは少々意外であった。日本産の他のカエデとハプロタイプの共有はみられず，姉妹種とされるアメリカハナノキ[10]とも大きく分化をしていた。一般に，絶滅が危惧される種のほとんどは，集団サイズの大きな絶滅のおそれのない種と比べると遺伝的多様性が低い[22]。近年，急激に個体数が少なくなってしまったハナノキではあるが，すこし前までは相当規模の個体群を維持し続けてきたのではないだろうか。日本列島は2.5万～1.5万年前に最終氷期最盛期を経験した[23]。このとき，ほとんどの植物は分布を南下させなければならず，移動の際の創始者効果や生育適地の減少から遺伝的多様性を失った種も多い[19]。しかしハナノキの種全体のハプロタイプ多様度は0.81と高く，頻度の低いレアハプロタイプが地理的に離れた集団に分布している。これは，氷期の避難地となるレフュージアが一定規模で存在し，分布域や個体群サイズが極度に変動することなくハナノキが生育し続けられたことを示唆している。特に，主たる生育地である周伊勢湾地域の低湿地群が優れたレフュージアとして機能し，ハナノキの遺伝的多様性を支え続けていた可能性が高い。

ハナノキの分布域は，恵那山（2190m）に連なる木曽山脈によって，長野県側の天竜川流域と岐阜県側の木曽・土岐川流域の二つに分断されている。にもかかわらず，両地域に共通するハプロタイプが３種類検出された（図－２）。木曽山脈は60万～80万年前に隆起をはじめた歴史の浅い山脈である[24]。山脈の東西で同じハプロタイプが検出されたのは，隆起をはじめる以前に両地域で遺伝子交流があり，そのなごりが，地史的スケールでの情報を保つ葉緑体DNAの中に残されていた可能性も考えられる。

サンプルサイズの大きい19の集団を対象にG_{ST}（遺伝子分化係数）を求めたところ，0.83と高い値を示した。これは，集団ごとにハプロタイプの構成が大きく偏っていることを意味している。最も傾向が顕著なのは分布域の南西部である（図－２，サンプル集団の番号では15－26）。ここでは，18と19のように，わずか数kmしか離れていないのに全く異なるハプロタイプで構成されている集団のペアがみられる。さらに，ほとんどの集団が単一のハプロタイプで固定されているため，一見するとモザイクのようなパターンが形成されている。ハナノキは，更新適地となる光環境のよい湿地が創出されると，たまたまその近くにあった少数の雌木から種子が散布され，次世代の個体群が成立する場合が多い。モザイクのようなパターンは，更新時に強い創始者効果をもつハナノキの生態をよく反映した特徴と考えられる。さらに，ハナノキが生育する湿地は普通，急斜面を含む尾根部に隣接する。果実は風で散布されるが，大部分の種子は，樹高よりもはるかに高い尾根を越えることができず，近距離に散布されている可能性がある。

4．境界の探索と保全単位の設定

ハナノキのハプロタイプの分布には明瞭な地理的ま

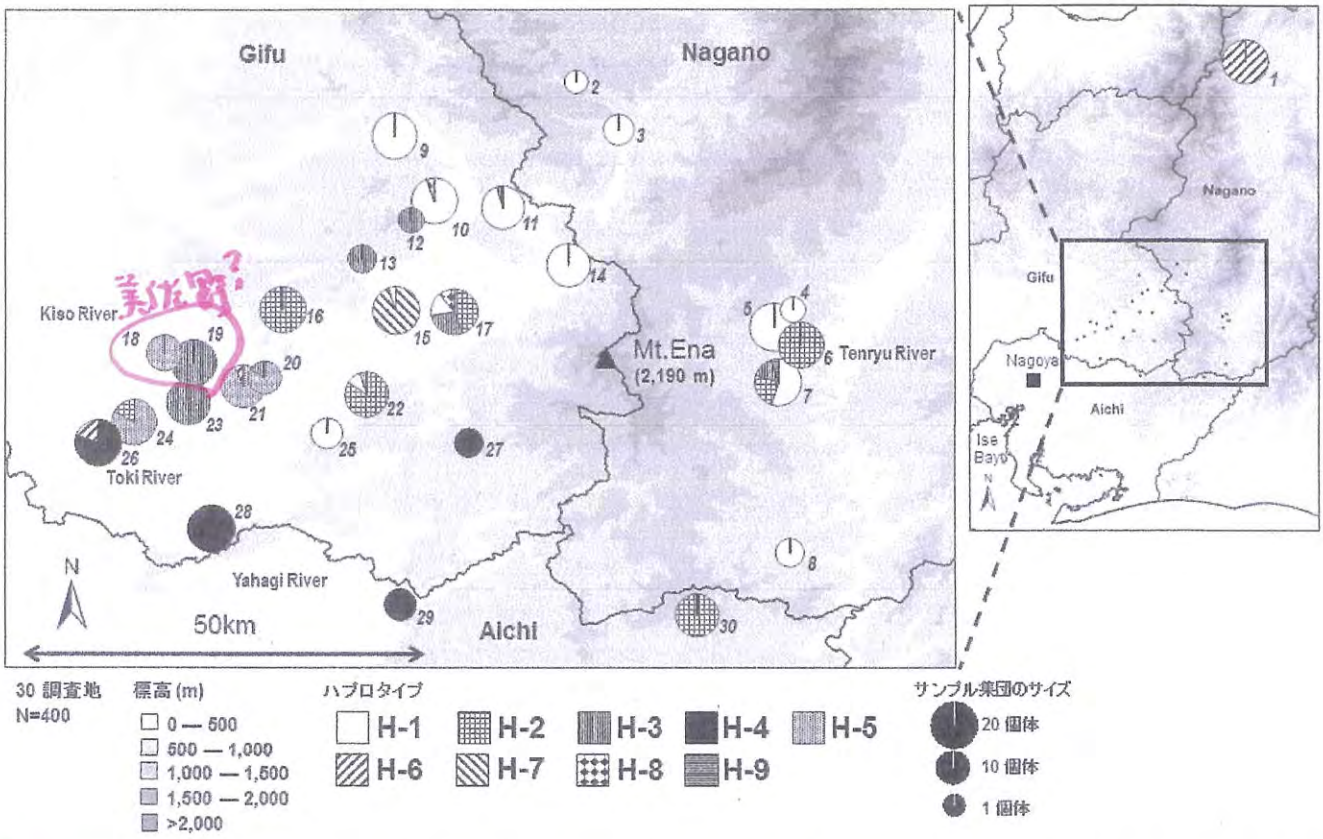

図－2　ハナノキの葉緑体DNAハプロタイプの分布。図中の円グラフがサンプル集団のハプロタイプの割合を示す。円グラフに付随する番号は，サンプル集団の番号。Saeki & Murakami（2009）[17]を改変。

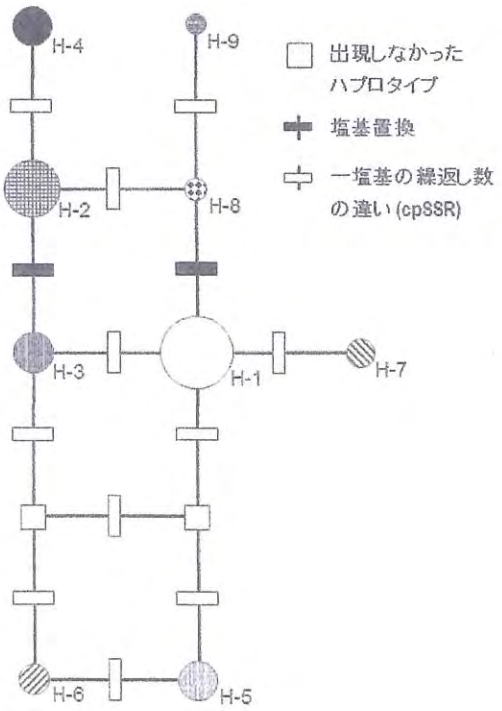

図－3　ハナノキの葉緑体DNAハプロタイプネットワーク。Saeki & Murakami（2009）[17]を改変。

とまりがみられた。そこで，主たる分布域である周伊勢湾地域の集団を対象に，ハプロタイプのまとまりを示す遺伝的境界線を引き，保全単位を設定することにした。

遺伝的境界の探索には，BARRIER[25,26]とSAMOVA[27]という二つの手法を用いることにした。BARRIERは，①サンプル地点を基点にしてボロノイ図を描き，②ボロノイで隣りあう集団間の遺伝的距離が最も大きくなる辺を選択し，③以後，それにつながるように遺伝的距離の大きい辺をなぞって境界を探索する手法である。遺伝的距離の計算には，ハプロタイプ間の系統的な距離を考慮せずに距離を求める手法（パーセンテージ類似度指数を遺伝子データに拡張した手法）を用いた[28]。これはデータにcpSSRという，ホモプラシーを強く示す変異が多かったため，ハプロタイプ間の真の系統的距離をはかることが難しかったからである。しかし，cpSSRの変異が少ない場合には，系統的な距離を反映させて集団間の距離を求めることも可能である。

SAMOVAは，ボロノイ図を描いた後，集団全体を

ランダムにいくつかのグループに分けるよう指定し，これをグループ間の遺伝的組成の違いが最大になるまで繰り返して境界を探索するという手法である。たとえば，2から30までのサンプル集団をグループ数（K）＝2として二つに分けるよう指定すると，SAMOVAのプログラムが無作為にいろいろな組み合わせを試行し，グループ間の変異が最大となるような組み合わせを解として提示する。これを，K＝3，K＝4，とグループ数を変えて試行し，分かれ具合の良さを示すFct値が最大になるまで境界を探索する。SAMOVAは，BARRIERに比べて地理的に隣接していない集団を同じ遺伝的グループに選択できること，遺伝的距離の大きい境界に引きずられることなく柔軟にグループ構造を認識できることなどのメリットがある。一方BARRIERは，アルゴリズムがシンプルで手計算でも境界を探索できることという利点がある。BARRIERとSAMOVAの詳しい解説については，それぞれの手法を記述した論文[25,26,27]および立田ほか（2008）[29]を参照されたい。

BARRIERとSAMOVAを用いた結果，類似した境界のパターンが検出された（図－4）。そこで，二つの結果を統合して6つのユニットからなる保全単位案を作成した（図－5）。6つの保全単位間でハプロタイプの類似度を計算したところ，平均で0.03，最大で0.13という低い値が得られた。これは，各ユニットの特異性が高いことをあらわしている。また塩基置換はcpSSRに比べて分子進化速度が遅いという特性を考慮し，塩基置換のみで検出された境界も提示した。塩基置換で検出された境界も木曽川流域と天竜川流域の系統の類似性を支持していた。cpSSRによって検出される遺伝構造の解釈については注意が必要だが，ほかの変異と同様の構造を検出する場合もあり[30]，ユニットの検討に有用な情報の一つと思われる。

5．終わりに

本研究では，希少樹種ハナノキについて，葉緑体DNAの変異にもとづく遺伝構造を明らかにした。さらに空間解析を用いて遺伝的境界を探索し，保全単位として地図化した。これらの結果は，生育地復元の際に導入される個体ソースの決定，地域系統の生育地外保存，および地域性苗木の生産などに応用できると考えられる。今後の課題としては，葉緑体DNAだけでなく，他の遺伝情報も組み合わせて総合的なユニットを検討することがあげられる。葉緑体DNAは核ゲノムとオルガネラゲノムの有効な集団サイズの違いから

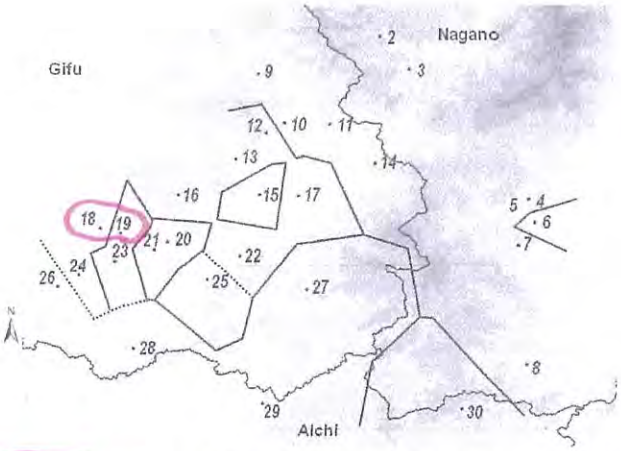

図－4　ハナノキの葉緑体DNAの変異にもとづく境界探索の結果。BARRIERとSAMOVAの両方で検出された境界（実線）およびSAMOVAのみで検出された境界（破線）を示す。図中の黒点は，境界探索の基点となったサンプル集団の位置を示す。黒点に付随する数字はサンプル集団の番号である。Saeki & Murakami（2009）[17]を改変。

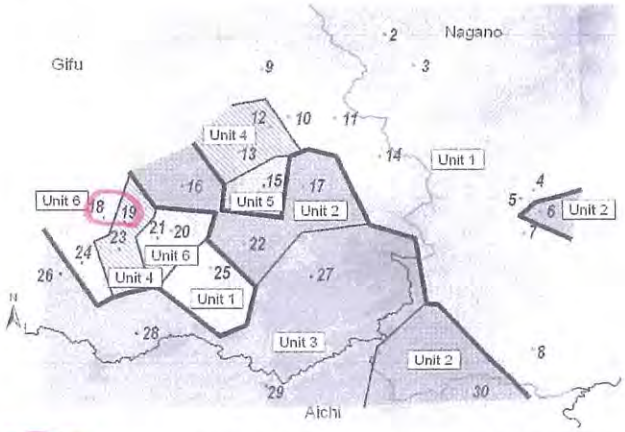

図－5　ハナノキの保全単位案。太線は塩基置換情報のみで検出された境界を示す。図中の黒点は，境界探索の基点となったサンプル集団の位置を示す。黒点に付随する数字はサンプル集団の番号である。Saeki & Murakami（2009）[17]を改変。

共通の祖先までさかのぼれる時間が短いという特異性を持つ。また，単一の遺伝子系図を示しており，形態など自然選択の影響を受ける形質の分化と必ずしも相関が高いわけではない。したがって，まだ検出しきれていない遺伝構造が存在する可能性があり，研究を進めているところである。

謝辞

執筆の機会をくださった戸丸信弘博士，初期原稿に貴重なご意見をくださった村上哲明博士と亀山章博士に心より感謝いたします。また，査読者の方には有益

なコメントをいただきました。本研究は，ハナノキの遺伝的変異を報告したSaeki & Murakami (2009)[17]の概略をまとめたものです。研究にご協力いただいたすべての皆様に感謝申し上げます。

引用文献

1）環境省：日本の維管束植物のレッドリスト*http://www.biodic.go.jp/rdb/rdb_f.html*. [Accessed 1 Feb. 2009]
2）Moritz, C. : Strategies to protect biological diversity and the evolutionary processes that sustain it. Systematic Biology 51, 238~254, 2002
3）Miki, S. : On the change of flora in Eastern Asia since Tertiary Period. I. The clay or lignite beds flora in Japan with special reference to the *Pinus trifolia* beds in Central Hondo. Japanese Journal of Botany 11, 237~303, 1941
4）Wolfe, J.A., Tanai, T. : Systematics, phylogeny, and distribution of Acer (maples) in the Cenozoic of western North America. Journal of Faculty of Science, Hokkaido University, Ser. IV. 22, 1~246, 1987
5）棚井敏雅：カエデ属の進化ーそのたどった道，（植物の世界 樹木編，河野昭一監修），136～143，ニュートンプレス，2001
6）植田邦彦：東海丘陵要素の起源と進化，（植物の自然史，岡田博・植田邦彦・角野康郎編），3～18，北海道大学図書刊行会，1994
7）植田邦彦：東海丘陵要素の植物地理 I．定義．植物分類・地理40，190～202，1989
8）Saeki, I. : Application of aerial survey for detecting a rare maple species and endangered wetland ecosystems. Forest Ecology and Management 216, 283~294, 2005
9）Saeki, I. : Sexual reproductive biology of the endangered Japanese red maple (*Acer pycnanthum*). Ecological Research 23, 719~727, 2008
10）van Gelderen, D.M., de Jong, P.C., Oterdoom, H.J. : Maples of the World, 458 pp., Timber Press, 1994
11）井上健：ハナノキ（カエデ科）の繁殖生態．長野県植物研究会誌29，29～32，1996
12）Ryder, O. A. : Species conservation and systematic: the dilemma of subspecies. TREE 1, 9~10, 1986
13）Avise, J. C., Nelson, W. S. : Molecular genetic relationships of the extinct dusky seaside sparrow. Science 243, 646~648, 1989
14）Moritz, C. : Defining 'Evolutionarily Significant Units' for conservation. TREE 9, 373~375, 1994
15）Newton, A. C., Allnutt, T. R., Gillies, A. C. M., Lowe, A. J., Ennos, R. A. : Molecular Phylogeography, intraspecific variation and the conservation of tree species. TREE 14, 140~145, 1999
16）Avise, J.C. : Phylogeography: the history and formation of species. Harvard University Press, Cambridge, MA, 2000
17）Saeki, I., Murakami, N. : Chloroplast DNA phylogeography of the endangered maple, *Acer pycnanthum*: the spatial configuration of wetlands shapes genetic diversity. Diversity and Distributions 15, 917~927, 2009
18）Wolfe, K. H., Li, W. H. : Rates of nucleotide substitution vary greatly among plant mitochondrial, chloroplast, and nuclear Dnas. Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America 84, 9054~9058, 1987.
19）Aoki, K., Suzuki T., Hsu, T.W., Murakami, N. : Phylogeography of the component species of broad-leaved evergreen forests in Japan, based on chloroplast DNA variation. Journal of Plant Research 117, 77~94, 2004
20）Petit, R.J., Aguinagalde, I. Glacial refugia: Hotspots but not melting pots of genetic diversity. Science 300, 1563~1565, 2003
21）McLachlan, J.S., Clark, J.S., Manos, P.S. : Molecular indicators of tree migration capacity under rapid climate change. Ecology 86, 2088~2098, 2005
22）Frankham, R. Ballou, J.D., Briscoe, D.A. : 保全遺伝学入門，751pp，文一総合出版，2007
23）塚田松雄：古生態学IIー応用論ー，231pp，共立出版，1974
24）松島信幸：伊那谷の造地形史，145pp，飯田市美術博物館，1995
25）Monmonier, M. : Maximum-difference barriers—alternative numerical regionalization method. Geographical Analysis 5, 245~261, 1973
26）Manni, F., Guérard, E., Heyer, E. : Geographic patterns of (genetic, morphologic, linguistic) variation: How barriers can be detected by using Monmonier's algorithm. Human Biology 76, 173~190, 2004
27）Excoffier, L., Smouse, P.E., Quattro, J.M. : Analysis of Molecular Variance inferred from metric distances among DNA haplotype—Application to Human Mitochondrial-DNA Restriction Data. Genetics 131, 479-491, 1992
28）McCune, B., Grace, J.B., Urban, D.L. : Analysis of Ecological Communities. MjM Software Design, Gleneden Beach, Oregon, USA. 2002
29）立田晴記・吉尾政信・浅田正彦・落合啓二・宮下直：景観遺伝学的解析に基づく野生生物集団における遺伝的不連続性の検出手法，生物科学59，174～181，2008
30）Saeki, I., Dick, C.W., Barnes, B.V., Murakami, N. : Comparative phylogeography of red maple (*Acer rubrum* L.) and silver maple (*A. saccharinum* L.): impacts of habitat specialization, hybridization and glacial history. Journal of Biogeography (in press)

（2010年12月２日受理）

朝日新聞　2023年(令和5年)6/24(土)　第3種郵便物認可

「重要湿地に残土 見直しが望ましい」

JR東海 御嵩でリニア工事の処分計画

リニア中央新幹線のトンネル工事を巡り、JR東海は御嵩町にある国選定の重要湿地に残土を処分する計画を進める。自然保護と大型開発は両立するのか――。25日投開票の御嵩町長選で選ばれる新町長は、この問題でJRと向き合い、判断を求められることになる。自然環境の保全に詳しい研究者は、この問題をどうみるのか。愛知学院大学の富田啓介准教授に聞いた。

愛知学院大・富田啓介准教授に聞く

――御嵩町の「美佐野ハナノキ湿地群」に残土を運び込む計画について、意見を聞かせてください。

湿地群をどのようにしていくかは住民と事業者、行政が十分に議論し、決定していくべきものだと思っています。ただ、生物多様性の保全や地域の将来を鑑みた意見を言うなら、研究者としては計画の見直しが望ましいと思います。

――湿地にどのような影響が考えられますか。

JRの計画とハナノキの立地を照合すると、80本ある成木のうち、24本程度が伐採されると推測できます。個体数の減少は雌雄のバランスを損ない、花粉と種子ができる木の本数を減らす可能性があります。

――JRはハナノキの群生地は避けるとしています。

数百年レベルでみると、ハナノキは美佐野地区の湿地などを移動しながら個体群を維持してきたと考えられます。より生育に適した場所で芽が育ち、時間をかけて群生地が移ってきたのです。

受け入れ候補地の町有地と民有地にそれぞれある谷間が、今後の環境の変化によって生育の適地になる可能性もあるでしょう。したがって、現在の群生地を避けても将来的な影響までは避けられません。

――JRは幼木を移植する計画です。

移植による保護は20～30年前の古い考え方です。現在の生態学の一般的な考え方では遺伝的な多様性の保全の観点から、慎むべきこととされています。

例えば、ハナノキの専門家である筑波大学の佐伯いく代准教授の研究によると、美佐野地区のハナノキと、大きな自生地がある中津川市や長野県飯田市のハナノキとは遺伝的な系統が違います。美佐野地区のハナノキを他の系統の自生地に移植すれば、遺伝的な攪乱が生じます。

――ハナノキ以外にも希少な動植物が生息しています。

東海地方の固有種であり、環境省のレッドリストで準絶滅危惧とされるシデコブシやミカワバイケイソウが自生しています。希少な鳥類としてはミゾゴイやサシバの生息も確認されています。

ハナノキを含め、これらの動植物を保全するためには、木屋洞川と押山川に挟まれた一帯のすべてを湿地群とみなし、保全するのが妥当だと考えます。

――重要湿地の選定の意義とは何でしょうか。

法的効力を伴う強い開発規制をかけようとすると、様々な利害関係者との調整とそれに伴う時間が必要になり、網羅しきれません。これを補完する仕組みが重要湿地の選定であり、大きな意義があると思います。

――湿地に関する国際的条約の「ラムサール条約」と、重要湿地の選定には関係がありますか。

重要湿地は、ラムサール条約湿地の候補としての役割もあります。

――東海地方では愛知県豊田市の「東海丘陵湧水湿地群」が2012年に条約湿地になっています。

東海丘陵湧水湿地群と、美佐野地区の湿地群の特徴は同じ湧水湿地であることです。行政や市民の取り組みが重要になりますが、美佐野地区を含む周辺一帯の湿地を条約湿地に登録できる可能性もあると思います。

（保坂知晃、伊藤智章）

とみた・けいすけ　1980年生まれ。専門は自然地理学。法政大学文学部助教を経て、2016年に愛知学院大学に着任し、20年から現職。東海地方で自然環境の調査・観察をする市民や研究者らでつくる「湧水湿地研究会」の会長。2月に御嵩町が主催した重要湿地の保全に関する勉強会に招かれた。愛知県環境審議会の自然環境保全部会専門委員でもある。

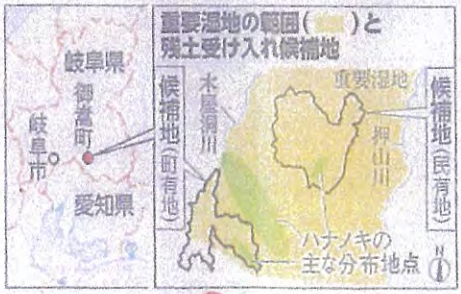

御嵩町長選 あす投開票

町議選も

25日投開票の御嵩町長選では、ともに無所属新顔の2人が立候補している。リニア工事で出る残土を巡って、元県職員の渡辺幸伸氏(55)は「（現町長の打ち出した）受け入れ前提方針は捨てて、地元の意向に寄り添って議論を進める」と訴える。前町議の福井俊雄氏(68)は「要対策土の問題は、地元の自治会が反対している以上、引き受けるわけにはいかない」と主張する。

同町議選（定数12）も同じ日に投開票される。

いずれも投票は午前7時～午後8時、町内5カ所で。開票は午後8時50分から町役場北庁舎である。19日現在の選挙人名簿登録者数は1万4718人。

御嵩町長選候補者

届け出順。経歴などは原則として候補者の回答に基づいて掲載しています

渡辺（わたなべ）幸伸（ゆきのぶ）　55　無新　元県総務部次長

福井（ふくい）俊雄（としお）　68　無新　元町議

重要湿地や希少種生物の保全で共有したい資料　⑤

YAHOO! JAPAN ニュース　あなたの静岡新聞　2023年 11.23(木) 9:51 配信

南アルプス環境調査　希少植物移植「難易度高い」　静岡市長　代償措置に慎重

リニア工事の環境保全措置について見解を述べる静岡市の難波市長＝市役所静岡庁舎

静岡市の難波喬司市長は22日、リニア中央新幹線トンネル工事の影響が懸念される南アルプスの動植物環境調査の結果、調査対象とした希少植物の9割以上で移植の長期的な根付かせが難しいことが確認されたとし、「代償措置として移植・播種（はしゅ）に頼るのは慎重にならざるを得ない」との見解を示した。市役所静岡庁舎で開いた定例記者会見で質問に答えた。

市は2022年度に実施した調査で、JR東海が工事実施前の環境保全措置として、改変想定地域から別の南アルプスユネスコエコパーク区域内に17、18年度に移植・播種した希少種15種の生育状況を調べた。ホソバハナウドやタチキランソウなど5種は個体が確認できず、ヨヤマスミレ、トダイアカバナなど9種は19～21年度調査時と比較し、生育が確認された個体数が減少していた。良好な生育状況を維持していたのはヒトツバテンナンショウ1種だけだった。

難波市長は会見で調査結果を説明した上で「長期的な根付かせは、多くの種で非常に難易度が高いと分かった。重く受け止めざるを得ない」と述べた。

リニア工事に伴う環境保全措置の在り方について議論してきた国土交通省専門家会議が7日に示した最終的な報告書案では、影響の回避・低減措置を講じても生態系に影響が生じる場合の代償措置について、JRが県や静岡市と具体的な内容を検討し、実施するよう求めている。市長は「（工事の影響で）減少した生育範囲をどう補うのか、市の協議会でJRとしっかり議論していく必要がある」と強調した。

加えて難波市長は、報告書案の内容について「一部不十分なところがあるのは事実だが、精緻な議論がされ、環境影響評価の知見が高まった」と評価した。報告書案を参考に、市としても環境保全措置に関する見解をまとめるとした。

12/27

朝日新聞　2022(R4)　12/20(火)　第3種郵便物認可

「地球の30%保全」採択

COP15 生物多様性 新目標

カナダで開かれていた国連の生物多様性条約締約国会議（COP15）で、各国は19日、生物多様性の回復に向けた2030年までの新たな国際目標を採択した。生物多様性の維持に重要な地域など、地球の30%の保全を目指す「30by30」などを盛り込んだ。12年ぶりとなる新目標をもとに、各国は対応を急ぐ。

COP15は、20年に中国で開催予定だったが、新型コロナウイルスの影響で、2年延期。条約事務局のあるカナダで開かれた。

交渉には196の国と地域が参加。新たな目標は、10年のCOP10で採択された11～20年の「愛知目標」の後継で、元々の開催予定地にもちなんで「昆明－モントリオール目標」と名付けられた。23項目を掲げ、愛知目標に比べて数値などの具体的な内容が増えた。

注目されていた30by30は当初案通り、30%という数値で合意した。陸域・海域に加え、生物多様性の損失が特に大きい、河川や湖沼などの内水域についても少なくとも30%を保全する。

最大の難題だった資金の支援のあり方は、新たな基金の設置と、既存の枠組みの活用の間で対立が続いていた。最終的には、国際基金「地球環境ファシリティー（GEF）」の中に生物多様性に関する新たな仕組みをつくることで合意をまとめた。

利益配分をめぐる争点となっていた、DNA配列などの、デジタル化された遺伝情報（DSI）の扱いは、配分をめぐる国際枠組みを設ける方向で調整した。

大企業や金融機関に対して、生物多様性への依存度や影響に関する評価を定期的に情報開示することも求める。義務化が必要とする声も多かったが、途上国の一部が反対し、見送られた。

目標の達成や強化を促すため、各国の国家戦略を評価・検証する新たな仕組みも導入する。24年にトルコであるCOP16までに各国に国家戦略の提出を求め、進み具合をCOP17、19で点検する方針だ。（モントリオール＝矢田文、合田禄）

a）南垣外の現状（2023-11-12） 8.57ha → 御嵩町 16ha+7ha=23ha

b）法面崩壊（2023-11-12）

篭橋まゆみ委員

≪美佐野≫鳥類リスト

2024/01/10現在

No.	科名	種名	*学名*	ＲＤＢカテゴリー					繁殖
				環境省	岐阜県	愛知県	御嵩町	加茂版	
1	キジ科	ヤマドリ	*Syrmaticus soemmerringii*		準		2013		○
2		キジ	*Phasianus colchicus*						
3	カモ科	オシドリ	*Aix galericulata*	不足	準	準	2013		
4		マガモ	*Anas platyrhynchos*						
5		カルガモ	*Anas zonorhyncha*						
6		コガモ	*Anas crecca*						
7		キンクロハジロ	*Aythya fuligula*						
8	カイツブリ科	カイツブリ	*Tachybaptus ruficollis*		準		2013		○
9	ハト科	キジバト	*Streptopelia orientalis*						◎
10		アオバト	*Treron sieboldii*		不足		2013		
11	ウ科	カワウ	*Phalacrocorax carbo*						
12	サギ科	ミゾゴイ	*Gorsachius goisagi*	Ⅱ	Ⅱ	ⅠＢ		Ⅱ	◎
13		アオサギ	*Ardea cinerea*						
14		ダイサギ	*Ardea alba*						
15		コサギ	*Egretta garzetta*						
16	クイナ科	ヒクイナ	*Porzana fusca*	準	Ⅱ	Ⅱ	2013	Ⅰ	
17	カッコウ科	ホトトギス	*Cuculus poliocephalus*						
18		ツツドリ	*Cuculus optatus*						
19	ヨタカ科	ヨタカ	*Caprimulgus indicus*	準	準	Ⅱ	2013	準	○
20	ミサゴ科	ミサゴ	*Pandion haliaetus*	準		準			ＪＲ確認
21	タカ科	ハチクマ	*Pernis ptilorhynchus*	準	準	Ⅱ	2013	準	◎
22		トビ	*Milvus migrans*						◎
23		ツミ	*Accipiter gularis*		不足	準			
24		ハイタカ	*Accipiter nisus*	準	準		2013		
25		オオタカ	*Accipiter gentilis*	準	準	準	2013	準	○
26		サシバ	*Butastur indicus*	Ⅱ	準	Ⅱ	2013	準	◎
27		ノスリ	*Buteo buteo*						
28		クマタカ	*Nisaetus nipalensis*	ⅠＢ	Ⅱ	ⅠＢ		Ⅰ	ＪＲ確認
29	フクロウ科	オオコノハズク	*Otus lempiji*		不足	準	2013	準	
30		フクロウ	*Strix uralensis*		準	準	2013	Ⅱ	○
31	カワセミ科	アカショウビン	*Halcyon coromanda*		準	Ⅱ			
32		カワセミ	*Alcedo atthis*						○
33		ヤマセミ	*Megaceryle lugubris*		準	ⅠＡ	2013	Ⅰ	
34	キツツキ科	コゲラ	*Dendrocopos kizuki*						◎
35		アカゲラ	*Dendrocopos major*						
36		アオゲラ	*Picus awokera*				2007		◎
37	サンショウクイ科	サンショウクイ	*Pericrocotus divaricatus*	Ⅱ	準				○
38	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	*Terpsiphone atrocaudata*		準	準	2013	準	◎
39	モズ科	モズ	*Lanius bucephalus*						
40	カラス科	カケス	*Garrulus glandarius*						
41		ハシボソガラス	*Corvus corone*						
42		ハシブトガラス	*Corvus macrorhynchos*						
43	シジュウカラ科	ヤマガラ	*Poecile varius*						○
44		ヒガラ	*Periparus ater*						
45		シジュウカラ	*Parus minor*						○
46	ツバメ科	ツバメ	*Hirundo rustica*						○
47		イワツバメ	*Delichon dasypus*						
48	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	*Hypsipetes amaurotis*						○
49	ウグイス科	ウグイス	*Cettia diphone*						◎

No.	科名	種名	学名	ＲＤＢカテゴリー					繁殖
				環境省	岐阜県	愛知県	御嵩町	加茂版	
50		ヤブサメ	*Urosphena squameiceps*						◎
51	エナガ科	エナガ	*Aegithalos caudatus*						○
52	ムシクイ科	センダイムシクイ	*Phylloscopus coronatus*						
53	メジロ科	メジロ	*Zosterops japonicus*						◎
54	レンジャク科	ヒレンジャク	*Bombycilla japonica*						
55	ミソサザイ科	ミソサザイ	*Troglodytes troglodytes*						
56	ムクドリ科	ムクドリ	*Spodiopsar cineraceus*						
57	カワガラス科	カワガラス	*Cinclus pallasii*				2013		
58	ヒタキ科	クロツグミ	*Turdus cardis*			準	2013		○
59		シロハラ	*Turdus pallidus*						
60		アカハラ	*Turdus chrysolaus*						
61		ツグミ	*Turdus naumanni*						
62		ルリビタキ	*Tarsiger cyanurus*						
63		ジョウビタキ	*Phoenicurus auroreus*						
64		コサメビタキ	*Muscicapa dauurica*		準	準	2013		◎
65		キビタキ	*Ficedula narcissina*						○
66		オオルリ	*Cyanoptila cyanomelana*						◎
67	スズメ科	スズメ	*Passer montanus*						
68	セキレイ科	キセキレイ	*Motacilla cinerea*						
69		ハクセキレイ	*Motacilla alba*						
70		セグロセキレイ	*Motacilla grandis*						
71	アトリ科	アトリ	*Fringilla montifringilla*						
72		カワラヒワ	*Chloris sinica*						
73		マヒワ	*Carduelis spinus*						
74		ベニマシコ	*Uragus sibiricus*						
75		ウソ	*Pyrrhula pyrrhula*						
76		シメ	*Coccothraustes coccothraustes*						
77		イカル	*Eophona personata*						◎
78	ホオジロ科	ホオジロ	*Emberiza cioides*						
79		カシラダカ	*Emberiza rustica*						
80		アオジ	*Emberiza spodocephala*						

外来種

1	キジ科	コジュケイ	*Bambusicola thoracica*	
2	ハト科	ドバト(カワラバト)	*Columba livia*	
3	ソウシチョウ科	ソウシチョウ	*Leiothrix lutea*	特定外来種

◎ 営巣確認
○ 可能性大
2007:御嵩町版RDB2007
2013:御嵩町版RDB2013
加茂版:守りたい加茂の自然2019
(美濃加茂･坂祝･富加･川辺･七宗･八百津･白川･東白川)

カテゴリー	
絶滅危惧ⅠＡ類	ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠＢ類	Ａほどでないが絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危機が増大している種
準絶滅危惧	生育・生息を存続する基盤が脆弱な種
情報不足	評価するだけの生育・生息情報が不足している種

※美佐野地区における野鳥リストは、御嵩町全体165種のほぼ半数に当たる80種が観察されている。
その特徴は、サシバとミゾゴイの営巣地であることだが、木屋洞川と押山川に挟まれた沢と湿地帯が絶好の生息地であると考えられる。夏季にはコサメビタキ・ヤブサメ・サンコウチョウ・イカル・オオルリ・アオゲラなどの巣作りや子育ての様子が観察されている。

候補地Ａの裸地部ではヨタカ、西部では2019年はハチクマの営巣も濃厚であった。全体にオオタカが採餌場として利用している地域でもあり、食痕の観察例も非常に多い。
冬季にもオシドリ・アトリ・ベニマシコ・マヒワ等の群れが毎回記録されており、越冬地としても利用度の高い地域である。

≪美佐野南部≫維管束植物リスト

篭橋資料

（押山～木屋洞流域）　　2004／4月～2023／8月

No.	科名	種名	学名	保護指定					備考
				環境省	岐阜県	御嵩町	愛知県	加茂版	
1	ヒカゲノカズラ科	[illegible]	[illegible]t	Ⅱ	Ⅱ		Ⅱ		新
2		トウゲシバ	*Huperzia serrata* (Thunb.) Trevis.						
3		ヒカゲノカズラ	*Lycopodium clavatum* L.						
4		マンネンスギ	*Lycopodium dendroideum* Michx.			旧			少数
5	イワヒバ科	カタヒバ	*Selaginella involvens* (Sw.) Spring						
6	トクサ科	スギナ	*Equisetum arvense* L.						
7	ハナヤスリ科	オオハナワラビ	*Botrychium japonicum* (Prantl) Underw.						
8		フユノハナワラビ	*Botrychium ternatum* (Thunb.) Sw.						
9	ゼンマイ科	ヤマドリゼンマイ	*Osmunda cinnamomea* L.						少数
10		ゼンマイ	*Osmunda japonica* Thunb.						
11		ヤシャゼンマイ	*Osmunda lancea* Thunb.						
12	コケシノブ科	ウチワゴケ	*Crepidomanes minutum* (Blume) K.Iwats.						
13		コウヤコケシノブ	*Hymenophyllum barbatum* (Bosch) Baker						
14		ホソバコケシノブ	*Hymenophyllum polyanthos* (Sw.) Sw.						
15	ウラジロ科	コシダ	*Dicranopteris pedata* (Houtt.) Nakaike						
16		ウラジロ	*Diplopterygium glaucum* (Houtt.) Nakai						
17	カニクサ科	カニクサ	*Lygodium japonicum* (Thunb.) Sw.						
18	キジノオシダ科	オオキジノオ	*Plagiogyria euphlebia* (Kunze) Mett.						
19		キジノオシダ	*Plagiogyria japonica* Nakai						
20	ホングウシダ科	ホラシノブ	*Sphenomeris chinensis* (L.) Maxon						
21	コバノイシカグマ科	イヌシダ	*Dennstaedtia hirsuta* (Sw.) Mett.						
22		コバノイシカグマ	*Dennstaedtia scabra* (Wall. ex Hook.) T.Moore						
23		イワヒメワラビ	*Hypolepis punctata* (Thunb.) Mett. ex Kuhn						
24		フモトシダ	*Microlepia marginata* (Panzer ex Houtt.) C.Chr.						
25		ワラビ	*Pteridium aquilinum* (L.) Kuhn						
26	イノモトソウ科	イワガネゼンマイ	*Coniogramme intermedia* Hieron.						
27		シシラン	*Haplopteris flexuosa* (Fée) E.H.Crane						
28		イノモトソウ	*Pteris multifida* Poir.						
29	チャセンシダ科	トラノオシダ	*Asplenium incisum* Thunb.						
30		ヌリトラノオ	*Asplenium normale* D.Don						
31	ヒメシダ科	ミゾシダ	*Stegnogramma pozoi* (Lag.) K.Iwats. subsp. mollissima (Fisch. ex Kunze) K.Iwats.						
32		ゲジゲジシダ	*Thelypteris decursivepinnata* (H.C.Hall) Ching						
33		ハリガネワラビ	*Thelypteris japonica* (Baker) Ching						
34		ヤワラシダ	*Thelypteris laxa* (Franch. et Sav.) Ching						
35	シシガシラ科	シシガシラ	*Blechnum niponicum* (Kunze) Makino						
36	メシダ科	シケチシダ	*Cornopteris decurrentialata* (Hook.) Nakai						
37		イヌワラビ	*Anisocampium niponicum* (Mett.) Y.C.Liu, W.L.Chiou et M.Kato						
38		ホソバイヌワラビ	*Athyrium iseanum* Rosenst						
39		ホソバシケシダ	*Deparia conilii* (Franch. et Sav.) M.Kato						
40		ミヤマノコギリシダ	*Diplazium mettenianum* (Miq.) C.Chr.						
41		キヨタキシダ	*Diplazium squamigerum* (Mett.) C.Hope						
42	オシダ科	ナンゴクナライシダ	*Arachniodes fargesii* (Christ) Seriz.						
43		リョウメンシダ	*Arachniodes standishii* (T.Moore) Ohwi						
44		ヤマヤブソテツ	*Cyrtomium fortunei* J.Sm. var. clivicola (Makino) Tagawa						
45		ヤマイタチシダ	*Dryopteris bissetiana* (Baker) C.Chr.						
46		イワヘゴ	*Dryopteris cycadina* (Franch. et Sav.) C.Chr.						
47		オオクジャクシダ	*Dryopteris dickinsii* (Franch. et Sav.) C.Chr.						
48		ベニシダ	*Dryopteris erythrosora* (D.C.Eaton) Kuntze						
50		オオベニシダ	*Dryopteris hondoensis* Koidz.						
51		クマワラビ	*Dryopteris lacera* (Thunb.) Kuntze						
52		キヨスミヒメワラビ	*Dryopsis maximowicziana* (Miq.)						
53		トウゴクシダ	*Dryopteris nipponensis* Koidz.						
54		ミヤマイタチシダ	*Dryopteris sabae* (Franch. et Sav.) C.Chr.						
55		ナガバノイタチシダ	*Dryopteris sparsa* (Buch.-Ham. ex D.Don) Kuntze		Ⅱ	○			
56		オクマワラビ	*Dryopteris uniformis* (Makino) Makino						
57		アイノコクマワラビ	*Dryopteris x mituii* Seriz.						
58		サイゴクイノデ	*Polystichum pseudomakinoi* Tagawa						
59		サカゲイノデ	*Polystichum retrosopaleaceum* (Kodama) Tagawa						
60		イノデモドキ	*Polystichum tagawanum* Sa.Kurata						
61		ジュウモンジシダ	*Polystichum tripteron* (Kunze) C.Presl						
62		ヒメカナワラビ	*Polystichum tsus-simense* (Hook.)						
63	シノブ科	シノブ	*Davallia mariesii* T.Moore ex Baker						
64	ウラボシ科	マメヅタ	*Lemmaphyllum microphyllum* C.Presl						
65		ノキシノブ	*Lepisorus thunbergianus* (Kaulf.) Ching						
66		ヒトツバ	*Pyrrosia lingua* (Thunb.) Farw.						
67		ミツデウラボシ	*Selliguea hastata* (Thunb.) Fraser-Jenk.						

No.	科名	種名	学名	保護指定					備考
				環境省	岐阜県	御嵩町	愛知県	加茂版	
68	マツ科	モミ	*Abies firma* Siebold et Zucc.						
69		アイグロマツ	*Pinus x densithunbergii* Uyeki						
70		アカマツ	*Pinus densiflora Siebold* et Zucc.						
71	ヒノキ科	ヒノキ	*Chamaecyparis obtusa* (Siebold et Zucc.) Endl.						
72		スギ	*Cryptomeria japonica* (L.f.) D.Don						
73		オキアガリネズ	*Juniperus x pseudorigida* (Makino) Hatus.						
74	イチイ科	イヌガヤ	*Cephalotaxus harringtonia* (Knight ex Forbes) K.Koch var. harringtonia						
75	マツブサ科	シキミ	*Illicium anisatum* L.						
76		サネカズラ	*Kadsura japonica* (L.) Dunal						
77		マツブサ	*Schisandra repanda* (Siebold et Zucc.) Radlk.						
78	センリョウ科	フタリシズカ	*Chloranthus serratus* (Thunb.) Roem. et Schult.						
79	ドクダミ科	ドクダミ	*Houttuynia cordata* Thunb.						
80	ウマノスズクサ科	ヒメカンアオイ	*Asarum takaoi* F.Maek. var. takaoi						
81	モクレン科	コブシ	*Magnolia kobus* DC.						栽培･逸出
82		ホオノキ	*Magnolia obovata* Thunb.						
83		タムシバ	*Magnolia salicifolia* (Siebld et Zucc.) Maxim.						
84		シデコブシ	*Magnolia stellata* (Siebold et Zucc.) Maxim.	準	Ⅱ	○	Ⅱ	Ⅰ	東海丘陵要素
85	クスノキ科	ヤマコウバシ	*Lindera glauca* (Siebold et Zucc.) Blume						
86		ダンコウバイ	*Lindera obtusiloba* Blume						
87		クロモジ	*Lindera umbellata* Thunb.						
88		シロモジ	*Lindera triloba* (Siebold et Zucc.) Blume						
89	ショウブ科	セキショウ	*Acorus gramineus* Sol. ex Aiton						
90	サトイモ科	ヤマザトマムシグサ	*Arisaema galeiforme* Seriz.						
91		スルガテンナンショウ	*Arisaema yamatense* (Nakai)						
92	キンコウカ科	ノギラン	*Metanarthecium luteoviride* Maxim.						
93	ヒナノシャクジョウ科	ヒナノシャクジョウ	*Burmannia championii* Thwaites		Ⅱ	○			
94	ヤマノイモ科	タチドコロ	*Dioscorea gracillima* Miq.						
95		ヤマノイモ	*Dioscorea japonica* Thunb.						
96		オニドコロ	*Dioscorea tokoro* Makino						
97	ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ	*Sciaphila nana* Blume	Ⅱ	Ⅰ				新
98	シュロソウ科	シライトソウ	*Chionographis japonica* Maxim.						
99		ショウジョウバカマ	*Helonias orientalis* (Thunb.) N.Tanaka						
100		ミカワバイケイソウ	*Veratrum stamineum* Maxim. var. micranthum Satake	Ⅱ	Ⅱ	○	ⅠB	Ⅰ	東海丘陵要素
101	イヌサフラン科	ホウチャクソウ	*Disporum sessile* D.Don ex Schult. et Schult.f.						
102		チゴユリ	*Disporum smilacinum* A.Gray						
103	サルトリイバラ科	サルマメ	*Smilax biflora* Siebold ex Miq. var. trinervula						
104	（シオデ科）	サルトリイバラ	*Smilax china* L.						
105		タチシオデ	*Smilax nipponica* Miq.						
106	ユリ科	ウバユリ	*Cardiocrinum cordatum* (Thunb.) Makino						
107		ササユリ	*Lilium japonicum* Houtt.						少数
108		タカサゴユリ	*Lilium formosanum* A.Wallace						帰化
109		ヤマジノホトトギス	*Tricyrtis affinis* Makino						
110	ラン科	エビネ	*Calanthe discolor* Lindl.	準	Ⅱ	○	ⅠB	Ⅰ	少数
111		キンラン	*Cephalanthera falcata* (Thunb.) Blume	Ⅱ	Ⅱ	町指定	準	Ⅱ	少数
112		シュンラン	*Cymbidium goeringii* (Rchb.f.) Rchb.f.						
113		ツチアケビ	*Cyrtosia septentrionalis* (Rchb.f.) Garay		準	○			少数
114		ミヤマウズラ	*Goodyera schlechtendaliana* Rchb.f.			旧			少数
115		ムヨウランsp	*Lecanorchis japonica* Blume		Ⅰ･エンシュウⅡ	○	エンシュウ外Ⅱ		未同定
116		クモキリソウ	*Liparis kumokiri* F.Maek.			旧			
117		[redacted]	[redacted]						新
118		オオバノトンボソウ	*Platanthera minor* (Miq.) Rchb.f.						
119		カヤラン	*Thrixspermum japonicum* (Miq.) Rchb.f.			○			
120		ネジバナ	*Spiranthes sinensis* (Pers.) Ames var. amoena (M.Bieb.) H.Hara						
121	アヤメ科	シャガ	*Iris japonica* Thunb.						帰化
122		キショウブ	*Iris pseudacorus* L.						帰化
123		ニワゼキショウ	*Scirpus wichurae* Boeck. f. wichurae						帰化
124	ヒガンバナ科	ヒガンバナ	*Lycoris radiata* (L'Hér.) Herb.						
125		キツネノカミソリ	*Lycoris sanguinea* Maxim. var. sanguinea			旧			ヤード工事･消滅
126	ススキノキ科	ユウスゲ	*Hemerocallis citrina Baroni* var. vespertina (H.Hara)		準	○		準	ヤード工事･消滅
127	（ツルボラン科）	ヤブカンゾウ	*Hemerocallis fulva* L. var. kwanso Regel						
128	キジカクシ科	スズラン	*Convallaria majalis* L. var. manshurica Kom.						栽培･逸出
129	（クサスギカズラ科）	ミズギボウシ	*Hosta longissima* Honda ex F.Maek.						
130		オオバギボウシ	*Hosta sieboldiana* (Lodd.) Engl.						
131		コバギボウシ	*Hosta sieboldii* (Paxton) J.W.Ingram						
132		ヤブラン	*Liriope muscari* (Decne.) L.H.Bailey						
133		ナガバジャノヒゲ	*Ophiopogon japonicus* (Thunb.) Ker Gawl. var. umbrosus Maxim.						
134		ミヤマナルコユリ	*Polygonatum lasianthum* Maxim.						
135		オモト	*Rohdea japonica* (Thunb.) Roth						栽培･逸出
136	ツユクサ科	ツユクサ	*Commelina communis* L.						
137		イボクサ	*Murdannia keisak* (Hassk.) Hand.-Mazz.						

No.	科名	種名	学名	保護指定					備考
				環境省	岐阜県	御嵩町	愛知県	加茂版	
138		ヤブミョウガ	*Pollia japonica* Thunb.						
139	ガマ科	ガマ	*Typha latifolia* L.						
140	ホシクサ科	イヌノヒゲ	*Eriocaulon miquelianum* Körn.						
141	イグサ科	イグサ	*Juncus decipiens* (Buchenau) Nakai						
142		アオコウガイゼキショウ	*Juncus papillosus* Franch. et Sav.						
143		クサイ	*Juncus tenuis* Willd.						
144		スズメノヤリ	*Luzula capitata* (Miq.) Miq. ex Kom.						
145		ヌカボシソウ	*Luzula plumosa* E.Mey. subsp. plumosa						
146	カヤツリグサ科	マツバスゲ	*Carex biwensis* Franch.						
147		ヒメカンスゲ	*Carex conica* Boott						
148		ケタガネソウ	*Carex ciliatomarginata* Nakai		I				新
149		ミヤマカンスゲ	*Carex multifolia* Ohwi var. multifolia						
150		カワラスゲ	*Carex incisa* Boott						
151		ジュズスゲ	*Carex ischnostachya* Steud.						
152		ヒゴクサ	*Carex japonica* Thunb.						
153		ヒカゲスゲ	*Carex lanceolata* Boott						
154		ナキリスゲ	*Carex lenta* D.Don var. lenta						
155		メアオスゲ	*Carex leucochlora* Bunge var. aphanandra sensu T.Koyama						
156		タチスゲ	*Carex maculata* Boott						
157		ゴウソ	*Carex maximowiczii* Miq.						
158		ヒメシラスゲ	*Carex mollicula* Boott						
159		オタルスゲ	*Carex otaruensis* Franch.						
160		サトヤマハリスゲ	*Carex ruralis* J.Oda et Nagam.						
161		コジュズスゲ	*Carex parciflora* Boott var. macroglossa (Franch. et Sav.) Ohwi						
162		クサスゲ	*Carex rugata* Ohwi						
163		ミヤマシラスゲ	*Carex sachalinensis* F.Schmidt var. longiuscula Ohwi						
164		タガネソウ	*Carex siderosticta* Hance						
165		モエギスゲ	*Carex tristachya* Thunb.						
166		コアゼガヤツリ	*Cyperus haspan* L. var. tuberiferus T.Koyama						
167		メアゼテンツキ	*Fimbristylis velata* R.Br.						
168		ミカヅキグサ	*Rhynchospora alba* (L.) Vahl					準	東海丘陵要素
169		イトイヌノハナヒゲ	*Rhynchospora faberi* C.B.Clarke						
170		アイバソウ	*Scirpus wichurae* Boeck. f. wichurae						
171		アブラガヤ	*Scirpus wichurae* Boeck. f. concolor (Maxim.) Ohwi						
172	イネ科	ヌカボ	*Agrostis clavata* Trin. var. nukabo Ohwi						帰化
173		コヌカグサ	*Agrostis gigantea* Roth						帰化
174		ヒメコヌカグサ	*Agrostis valvata* Steud.	準	準			準	新
175		ヌカススキ	*Aira caryophyllea* L.						帰化
176		メリケンカルカヤ	*Andropogon virginicus* L.						帰化
177		コブナグサ	*Arthraxon hispidus* (Thunb.) Makino						
178		コウヤザサ	*Brachyelytrum japonicum* (Hack.) Hack. ex Honda						
179		ヤマカモジグサ	*Brachypodium sylvaticum* (Huds.) P.Beauv.						
180		ノガリヤス	*Deyeuxia brachytricha* (Steud.) Chang						
181		メヒシバ	*Digitaria ciliaris* (Retz.) Koeler						
182		コメヒシバ	*Digitaria radicosa* (J.Presl) Miq.						
183		カリマタガヤ	*Dimeria ornithopoda* Trin. var. tenera (Trin.) Hack.						
184		カモジグサ	*Elymus tsukushiensis* Honda var. transiens (Hack.) Osada						
185		カゼクサ	*Eragrostis ferruginea* (Thunb.) P.Beauv.						
186		チガヤ	*Imperata cylindrica* (L.) Raeusch. var. koenigii (Retz.) Pilg.						
187		チゴザサ	*Isachne globosa* (Thunb.) Kuntze						
188		アゼガヤ	*Dinebra chinensis* (L.) P.M.Peterson et N.Snow						
189		ササクサ	*Lophatherum gracile* Brongn.						
190		コメガヤ	*Melica nutans* L.						
191		アシボソ	*Microstegium vimineum* (Trin.) A.Camus						
192		ススキ	*Miscanthus sinensis* Andersson						
193		カリヤスモドキ	*Miscanthus oligostachyus* Stapf						
194		ヌマガヤ	*Moliniopsis japonica* (Hack.) Hayata						
195		ネズミガヤ	*Muhlenbergia japonica* Steud.						
196		チヂミザサ	*Oplismenus undulatifolius* (Ard.) Roem. et Schult.						
197		ヌカキビ	*Panicum bisulcatum* Thunb.						
198		クサヨシ	*Phalaris arundinacea* L.						
199		ヨシ	*Phragmites australis* (Cav.) Trin. ex Steud.						
200		ツルヨシ	*Phragmites japonicus* Steud.						
201		モウソウチク	*Phyllostachys edulis* (Carrière) Houz.						帰化
202		マダケ	*Phyllostachys reticulata* (Rupr.) K.Koch						帰化
203		ネザサ	*Pleioblastus argenteostriatus* (Regel) Nakai f. glaber (Makino) Murata						
204		コンゴウタケ	*Pleioblastus kongosanensis* Makino						
205		メダケ	*Pleioblastus simonii* (Carrière) Nakai						
206		ミゾイチゴツナギ	*Poa acroleuca* Steud.						
207		スズメノカタビラ	*Poa annua* L.						

No.	科名	種名	学名	保護指定					備考
				環境省	岐阜県	御嵩町	愛知県	加茂版	
208		オニウシノケグサ	*Schedonorus phoenix* (Scop.) Holub						帰化
209		アキノエノコログサ	*Setaria faberi* R.A.W.Herrm.						
210		キンエノコロ	*Setaria pumila* (Poir.) Roem. et Schult.						
211		エノコログサ	*Setaria viridis* (L.) P.Beauv. var. minor (Thunb.) Ohwi						
212		ネズミノオ	*Sporobolus indicus* (L.) R.Br. var. purpureosuffusus						
213	ケシ科	クサノオウ	*Chelidonium majus* L. subsp. asiaticum H.Hara						
214		ムラサキケマン	*Corydalis incisa* (Thunb.) Pers.						
215		タケニグサ	*Macleaya cordata* (Willd.) R.Br.						
216	アケビ科	アケビ	*Akebia quinata* (Houtt.) Decne.						
217		ミツバアケビ	*Akebia trifoliata* (Thunb.) Koidz.						
218		ムベ	*Stauntonia hexaphylla* (Thunb.) Decne.						
219	ツヅラフジ科	アオツヅラフジ	*Cocculus trilobus* (Thunb.) DC.						
220	メギ科	ヒイラギナンテン	*Berberis japonica* (Thunb.) R.Br.						栽培･逸出
221		メギ	*Berberis thunbergii* DC.						少数
222	キンポウゲ科	イヌショウマ	*Cimicifuga biternata* (Siebold et Zucc.) Miq.						
223		ボタンヅル	*Clematis apiifolia* DC. var. apiifolia						
224		ハンショウヅル	*Clematis japonica* Thunb.						
225		カザグルマ	*Clematis patens* C.Morren et Decne.	準	Ⅱ	町指定	ＩＢ	Ⅱ	
226		センニンソウ	*Clematis terniflora* DC.						
227		ケキツネノボタン	*Ranunculus cantoniensis* DC.						
228		ウマノアシガタ	*Ranunculus japonicus* Thunb.						
229		キツネノボタン	*Ranunculus silerifolius* H.Lév. var. glaber (H.Boissieu) Tamura						
230		アキカラマツ	*Thalictrum minus* L. var. hypoleucum (Siebold et Zucc.) Miq.						
231	アワブキ科	アワブキ	*Meliosma myriantha* Siebold et Zucc.						
232	マンサク科	マルバノキ	*Disanthus cercidifolius* Maxim.						
233		マンサク	*Hamamelis japonica* Siebold et Zucc.						
234	ユズリハ科	ユズリハ	*Daphniphyllum macropodum* Miq.						
235		アオジクユズリハ	*Daphniphyllum macropodum* Miq. f. viridipes (Nakai) Ohwi						
236	ユキノシタ科	チダケサシ	*Astilbe microphylla* Knoll						
237		トリアシショウマ	*Astilbe odontophylla* Miq.						少数
238		ツルネコノメソウ	*Chrysosplenium flagelliferum* F.Schmidt						
239		ネコノメソウ	*Chrysosplenium grayanum* Maxim.						
240		ヨツシベヤマネコノメ	*Chrysosplenium japonicum* (Maxim.) Makino var. tetrandrum (H.Hara) Y.N.Lee						
241		ユキノシタ	*Saxifraga stolonifera* Curtis						
242	ベンケイソウ科	コモチマンネングサ	*Sedum bulbiferum* Makino						
243	アリノトウグサ科	アリノトウグサ	*Haloragis micrantha* (Thunb.) R.Br.						
244	ブドウ科	キレハノブドウ	*Ampelopsis glandulosa* (Wall.) Momiy. var. heterophylla (Thunb.)						
245		ノブドウ	*Ampelopsis glandulosa* (Wall.) Momiy.						
246		ツタ	*Parthenocissus tricuspidata* (Siebold et Zucc.) Planch.						
247		ヤマブドウ	*Vitis coignetiae* Pulliat ex Planch.						少数
248		サンカクヅル	*Vitis flexuosa* Thunb.						
249		アマヅル	*Vitis saccharifera* Makino						
250	マメ科	ネムノキ	*Albizia julibrissin* Durazz.						
251		ヤブマメ	*Amphicarpaea bracteata* (L.) Fernald subsp. edgeworthii (Benth.) H.Ohashi						
252		ユクノキ	*Cladrastis shikokiana* (Makino) Makino			○			2本
253		アレチヌスビトハギ	*Desmodium paniculatum* (L.) DC.						帰化
254		ノササゲ	*Dumasia truncata* Siebold et Zucc.						
255		ヌスビトハギ	*Hylodesmum podocarpum* (DC.) H.Ohashi & R.R.Mill						
256		ヤブハギ	Hylodesmum podocarpum (DC.) H.Ohashi & R.R.Mill subsp. oxyphyllum (DC) H.Ohashi & R.R.Mill var. mandshuricum (Maxim.)						
257		ツルマメ	*Glycine max* (L.) Merr. subsp. soja (Siebold et Zucc.) H.Ohashi						
258		トウコマツナギ	*Indigofera bungeana* Walp.						帰化
259		コマツナギ	*Indigofera pseudotinctoria* Matsum.						
260		ヤハズソウ	*Kummerowia striata* (Thunb.) Schindl.						
261		ヤマハギ	*Lespedeza bicolor* Turcz.						
262		メドハギ	*Lespedeza cuneata* (Dum.Cours.) G.Don						
263		マルバハギ	*Lespedeza cyrtobotrya* Miq.						
264		ネコハギ	*Lespedeza pilosa* (Thunb.) Siebold et Zucc.						
265		イヌエンジュ	*Maackia amurensis* Rupr. et Maxim.						
266		クズ	*Pueraria lobata* (Willd.) Ohwi						
267		クララ	*Sophora flavescens* Aiton						少数
268		コメツブツメクサ	*Trifolium dubium* Sibth.						帰化
269		シロツメクサ	*Trifolium repens* L.						帰化
270		ヤハズエンドウ	*Vicia sativa* L. subsp. nigra (L.) Ehrh.						
271		スズメノエンドウ	*Vicia hirsuta* (L.) Gray						
272		カスマグサ	*Vicia tetrasperma* (L.) Schreb.						
273		フジ	*Wisteria floribunda* (Willd.) DC.						
274	ヒメハギ科	ヒメハギ	*Polygala japonica* Houtt.						
275		カキノハグサ	*Polygala reinii* Franch. et Sav.		Ⅱ	○			
276	バラ科	ヒメキンミズヒキ	*Agrimonia nipponica* Koidz.						
277		キンミズヒキ	*Agrimonia pilosa* Ledeb. var. japonica (Miq.) Nakai						

No.	科名	種名	学名	保護指定					備考
				環境省	岐阜県	御嵩町	愛知県	加茂版	
278		ザイフリボク	*Amelanchier asiatica* (Siebold et Zucc.) Endl. ex Walp.						少数
279		アズキナシ	*Aria alnifolia* (Siebold et Zucc.) Decne.						
280		ウラジロノキ	*Aria japonica* Decne.						
281		ヤマザクラ	*Cerasus jamasakura* (Siebold ex Koidz.) H.Ohba						
282		カスミザクラ	*Cerasus leveilleana* (Koehne) H.Ohba						
283		サトザクラ	*Cerasus serrulata* (Lindl.) G.Don						栽培･逸出
284		エドヒガン	*Cerasus spachiana* Lavalée ex H.Otto var. spachiana						
285		ソメイヨシノ	*Cerasus x yedoensis* (Matsum.) A.V.Vassil.						栽培･逸出
286		クサボケ	*Chaenomeles japonica* (Thunb.) Lindl. ex Spach						
287		ビワ	*Eriobotrya japonica* (Thunb.) Lindl.						栽培･逸出
288		ダイコンソウ	*Geum japonicum* Thunb.						
289		ヤマブキ	*Kerria japonica* (L.) DC.						
290		ヤエヤマブキ	*Kerria japonica* (L.) DC. f. plena C.K.Schneid.						栽培･逸出
291		リンボク	*Laurocerasus spinulosa* (Siebold et Zucc.) C.K.Schneid						
292		ズミ	*Malus toringo* (Siebold) Siebold ex de Vriese						
293		オオウラジロノキ	*Malus tschonoskii* (Maxim.) C.K.Schneid.			旧			径50cm･1
294		コゴメウツギ	*Neillia incisa* (Thunb.) S.H.Oh						新･少数
295		イヌザクラ	*Padus buergeriana* (Miq.) T.T.Yü et T.C.Ku						
296		ウワミズザクラ	*Padus grayana* (Maxim.) C.K.Schneid.						
297		カナメモチ	*Photinia glabra* (Thunb.) Maxim.						
298		オヘビイチゴ	*Potentilla anemonifolia* Lehm.						
299		ヘビイチゴ	*Potentilla hebiichigo* Yonek. et H.Ohashi						
300		ヤブヘビイチゴ	*Potentilla indica* (Andrews) Th.Wolf						
301		キジムシロ	*Potentilla fragarioides* L. var. major Maxim.						
302		ミツバツチグリ	*Potentilla freyniana* Bornm.						
303		カマツカ	*Pourthiaea villosa* (Thunb.) Decne. var. villosa						
304		ケカマツカ	*Pourthiaea villosa* (Thunb.) Decne. var. zollingeri (Decne.) Nakai						
305		テリハノイバラ	*Rosa luciae* Rochebr. et Franch. ex Crèp.						
306		ノイバラ	*Rosa multiflora* Thunb.						
307		アズマイバラ	*Rosa onoei* Makino var. oligantha (Franch. et Sav.) H.Ohba						
308		ミヤコイバラ	*Rosa paniculigera* (Koidz.) Makino ex Momiy.						
309		ヤマイバラ	*Rosa sambucina* Koidz.						
310		フユイチゴ	*Rubus buergeri* Miq.						
311		ビロードイチゴ	*Rubus corchorifolius* L.f.						
312		クマイチゴ	*Rubus crataegifolius* Bunge						
313		ミヤマフユイチゴ	*Rubus hakonensis* Franch. et Sav.						
314		ニガイチゴ	*Rubus microphyllus* L.f.						
315		モミジイチゴ	*Rubus palmatus* Thunb.						
316		ナワシロイチゴ	*Rubus parvifolius* L.						
317		コジキイチゴ	*Rubus sumatranus* Miq.						
318		ワレモコウ	*Sanguisorba officinalis* L.						
319		コデマリ	*Spiraea cantoniensis* Lour.						栽培･逸出
320	グミ科	ツルグミ	*Elaeagnus glabra* Thunb.						
321		トウグミ	*Elaeagnus multiflora* Thunb. var. hortensis (Maxim.) Servett.						
322		ナワシログミ	*Elaeagnus pungens* Thunb.						栽培･逸出
323	クロウメモドキ科	クマヤナギ	*Berchemia racemosa* Siebold et Zucc.						
324		イソノキ	*Frangula crenata* (Siebold et Zucc.) Miq.						
325		ケケンポナシ	*Frangula crenata* (Siebold et Zucc.) Miq.P.K.Chou						
326	ニレ科	アキニレ	*Ulmus parvifolia* Jacq.						少数
327	アサ科	ケヤキ	*Zelkova serrata* (Thunb.) Makino						
328		ムクノキ	*Aphananthe aspera* (Thunb.) Planch.						
329		エノキ	*Celtis sinensis* Pers.						
330		カナムグラ	*Humulus scandens* (Lour.) Merr.						
331	クワ科	ヒメコウゾ	*Broussonetia monoica* Hance						
332		ヤマグワ	*Morus australis* Poir.						
333	イラクサ科	ヤブマオ	*Boehmeria japonica* (L.f.) Miq. var. longispica (Steud.) Yahara						
334		メヤブマオ	*Boehmeria platanifolia* (Maxim.) Franch. et Sav. ex C.H.Wright						
335		コアカソ	*Boehmeria spicata* (Thunb.) Thunb.						
336		ヒメウワバミソウ	*Elatostema japonicum* Wedd.						
337		オオサンショウソウ	*Pellionia radicans* (Siebold et Zucc.) Wedd.						
338		アオミズ	*Pilea pumila* (L.) A.Gray						
339	ブナ科	クリ	*Castanea crenata* Siebold et Zucc.						
340		イヌブナ	*Fagus japonica* Maxim.			旧			少数･押山
341		アラカシ	*Quercus glauca* Thunb.						
342		シラカシ	*Quercus myrsinifolia* Blume						
343		コナラ	*Quercus serrata* Murray						
344		ツクバネガシ	*Quercus sessilifolia* Blume						
345		アベマキ	*Quercus variabilis* Blume						
346	クルミ科	オニグルミ	*Juglans mandshurica* Maxim. var. sachalinensis (Komatsu) Kitam.						
347	カバノキ科	ケヤマハンノキ	*Alnus hirsuta* (Spach) Turcz. ex Rupr. var. hirsuta						

No.	科名	種名	学名	保護指定					備考
				環境省	岐阜県	御嵩町	愛知県	加茂版	
348		ヒメヤシャブシ	*Alnus pendula* Matsum.						
349		サクラバハンノキ	*Alnus trabeculosa* Hand.-Mazz.	準	準	○		Ⅱ	東海丘陵要素
350		アカシデ	*Carpinus laxiflora* (Siebold et Zucc.) Blume						
351	ウリ科	アマチャヅル	*Gynostemma pentaphyllum* (Thunb.) Makino						
352	シュウカイドウ科	シュウカイドウ	*Begonia grandis* Dryand.						帰化
353	ニシキギ科	コマユミ	*Euonymus alatus* (Thunb.) Siebold var. alatus f. striatus (Thunb.) Makino						
354		ツリバナ	*Euonymus oxyphyllus* Miq. var. oxyphyllus						
355	カタバミ科	カタバミ	*Oxalis corniculata* L.						
356		アカカタバミ	*Oxalis corniculata* L. f. rubrifolia (Makino) H.Hara						
357		オッタチカタバミ	*Oxalis dillenii* Jacq.						帰化
358	トウダイグサ科	タカトウダイ	*Euphorbia lasiocaula* Boiss.						
359		アカメガシワ	*Mallotus japonicus* (L.f.) Müll.Arg.						
360	ヤナギ科	セイヨウハコヤナギ	*Populus nigra* L. var. italica (Duroi) Koehne						栽培･逸出
361		イヌコリヤナギ	*Salix integra* Thunb.						
362	スミレ科	ナガバノスミレサイシン	*Viola bissetii* Maxim.						
363		タチツボスミレ	*Viola grypoceras* A.Gray var. grypoceras						
364		コスミレ	*Viola japonica* Langsd. ex DC.						
365		コミヤマスミレ	*Viola maximowicziana* Makino			○			少数
366		ニオイタチツボスミレ	*Viola obtusa* Makino						
367		ナガバタチツボスミレ	*Viola ovato-oblonga* (Miq.) Makino						
368		アケボノスミレ	*Viola rossii* Hemsl.			○			少数
369		フモトスミレ	*Viola sieboldii* Maxim.						
370		フイリフモトスミレ	*Viola sieboldii* Maxim. f. variegata (Nagas. ex F.Maek.) F.Maek. et T.Hashim. ex T.Shimizu						
371		ツボスミレ(ニョイスミレ	*Viola verecunda* A.Gray						
372		ヒメアギスミレ	*Viola verecunda* A.Gray var. subaequiloba (Franch. et Sav.) F. Maek.						
373		マキノスミレ	*Viola violacea* Makino var. makinoi (H.Boissieu) Hiyama ex F.Maek.						
374		シハイスミレ	*Viola violacea* Makino var. violacea						
375	オトギリソウ科	トモエソウ	*Hypericum ascyron* L. subsp. ascyron var. ascyron			○			少数
376		オトギリソウ	*Hypericum erectum* Thunb.						
377		コケオトギリ	*Hypericum laxum* (Blume) Koidz.						
378		サワオトギリ	*Hypericum pseudopetiolatum* R.Keller						
379	フウロソウ科	アメリカフウロ	*Geranium carolinianum* L.						帰化
380		ゲンノショウコ	*Geranium thunbergii* Siebold ex Lindl. et Paxton						
381	アカバナ科	アカバナ	*Epilobium pyrricholophum* Franch. et Sav.						
382		メマツヨイグサ	*Oenothera biennis* L.						帰化
383	ミツバウツギ科	ゴンズイ	*Euscaphis japonica* (Thunb.) Kanitz						
384	キブシ科	キブシ	*Stachyurus praecox* Siebold et Zucc.						
385	ウルシ科	ヌルデ	*Rhus javanica* L. var. chinensis (Mill.) T.Yamaz.						
386		ヤマハゼ	*Toxicodendron sylvestre* (Siebold et Zucc.) Kuntze						
387		ヤマウルシ	*Toxicodendron trichocarpum* (Miq.) Kuntze						
388	ムクロジ科	オオモミジ	*Acer amoenum* Carrière						
389		ウリカエデ	*Acer crataegifolium* Siebold et Zucc.						
390		イロハモミジ	*Acer palmatum* Thunb.						
391		ウラゲエンコウカエデ	*Acer pictum* Thunb. subsp. dissectum (Wesm.)						旧名木指定木有
392		ハナノキ	*Acer pycnanthum* K.Koch	Ⅱ	Ⅱ	○	ⅠA	Ⅰ	東海丘陵要素
393		コハウチワカエデ	*Acer sieboldianum* Miq.						
394	ミカン科	コクサギ	*Orixa japonica* Thunb.						
395		ミヤマシキミ	*Skimmia japonica* Thunb. var. japonica						
396		カラスザンショウ	*Zanthoxylum ailanthoides* Siebold et Zucc.						
397		サンショウ	*Zanthoxylum piperitum* (L.) DC.						
398		イヌザンショウ	*Zanthoxylum schinifolium* Siebold et Zucc.						
399	アブラナ科	ミチタネツケバナ	*Cardamine hirsuta* L.						帰化
400		タネツケバナ	*Cardamine scutata* Thunb.						
401		イヌガラシ	*Rorippa indica* (L.) Hiern						
402	オオバヤドリギ科	マツグミ	*Taxillus kaempferi* (DC.) Danser var. kaempferi		準	○			
403	タデ科	イタドリ	*Fallopia japonica* (Houtt.) Ronse Decr. var. japonica						
404		ミズヒキ	*Persicaria filiformis* (Thunb.) Nakai ex W.T.Lee						
405		イヌタデ	*Persicaria longiseta* (Bruijn) Kitag.						
406		ヤノネグサ	*Persicaria muricata* (Meisn.) Nemoto						
407		シンミズヒキ	*Persicaria neofiliformis* (Nakai) Ohki						
408		ハナタデ	*Persicaria posumbu* (Buch.-Ham. ex D.Don) H.Gross						
409		ボントクタデ	*Persicaria pubescens* (Blume) H.Hara						
410		ウナギツカミ	*Persicaria sagittata* (L.) H.Gross var. sibirica (Meisn.) Miyabe						
411		ママコノシリヌグイ	*Persicaria senticosa* (Meisn.) H.Gross						
412		ミゾソバ	*Persicaria thunbergii* (Siebold et Zucc.) H.Gross						
413		スイバ	*Rumex acetosa* L.						
414		エゾノギシギシ	*Rumex obtusifolius* L.						帰化
415	ナデシコ科	ノミノツヅリ	*Arenaria serpyllifolia* L.						
416		ミミナグサ	*Cerastium fontanum* Baumg. subsp. vulgare (Hartm.) Greuter et Burdet var.angustifolium (Franch.) H.Hara						
417		オランダミミナグサ	*Cerastium glomeratum* Thuill.						帰化

No.	科名	種名	学名	保護指定					備考
				環境省	岐阜県	御嵩町	愛知県	加茂版	
418		ツメクサ	*Sagina japonica* (Sw.) Ohwi						
419		ノミノフスマ	*Stellaria uliginosa* Murray var. undulata (Thunb.) Fenzl						
420		ウシハコベ	*Stellaria aquatica* (L.) Scop.						
421		ミドリハコベ	*Stellaria neglecta* Weihe						
422		ミヤマハコベ	*Stellaria sessiliflora* Y.Yabe						
423	ヒユ科	イノコヅチ	*Achyranthes bidentata* Blume var. japonica Miq.						
424		ヒナタイノコヅチ	*Achyranthes bidentata* Blume var. fauriei (H.Lév. et Vaniot)						
425	ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ	*Phytolacca americana* L.						帰化
426	ミズキ科	ヤマボウシ	*Cornus kousa* Buerger ex Hance subsp. kousa						
427	アジサイ科	クサアジサイ	*Cardiandra alternifolia* Siebold et Zucc.						
428		ウツギ	*Deutzia crenata* Siebold et Zucc.						
429		コアジサイ	*Hydrangea hirta* (Thunb.) Siebold et Zucc.						
430		タマアジサイ	*Hydrangea involucrata* Siebold						
431		ノリウツギ	*Hydrangea paniculata* Siebold						
432		ヤマアジサイ	*Hydrangea serrata* (Thunb.) Ser. var. serrata						
433		イワガラミ	*Schizophragma hydrangeoides* Siebold et Zucc.						
434	ペンタフィラクス科	サカキ	*Cleyera japonica* Thunb.						
435	（モッコク科・サカキ科	ヒサカキ	*Eurya japonica* Thunb. var. japonica						
436	カキノキ科	マメガキ	*Diospyros lotus* L. var. laevis H.Ohba et S.Akiyama						栽培･逸出
437		カキノキ	*Diospyros kaki* Thunb.						栽培･逸出
438	サクラソウ科	マンリョウ	*Ardisia crenata* Sims						
439		カラタチバナ	*Ardisia crispa* (Thunb.) A.DC.		準	○			
440		ヤブコウジ	*Ardisia japonica* (Thunb.) Blume						
441		ギンレイカ	*Lysimachia acroadenia* Maxim.						少数
442		オカトラノオ	*Lysimachia clethroides* Duby						
443		ヌマトラノオ	*Lysimachia fortunei* Maxim.						
444		コナスビ	*Lysimachia japonica* Thunb.						
445	ツバキ科	ヤブツバキ	*Camellia japonica* L.						
446		チャノキ	*Camellia sinensis* (L.) Kuntze						
447		ナツツバキ	*Stewartia pseudocamellia* Maxim.						多数
448	ハイノキ科	クロミノニシゴリ	*Symplocos paniculata* (Thunb.) Miq.					準	東海丘陵要素
449		サワフタギ	*Symplocos sawafutagi* Nagam.						
450	エゴノキ科	エゴノキ	*Styrax japonica* Siebold et Zucc.						
451	マタタビ科	ウラジロマタタビ	*Actinidia arguta* (Siebold et Zucc.) Planch. ex Miq. var. hypoleuca (Nakai) Kitam.						
452		マタタビ	*Actinidia polygama* (Siebold et Zucc.) Planch. ex Maxim.						
453	リョウブ科	リョウブ	*Clethra barbinervis* Siebold et Zucc.						
454	ツツジ科	ネジキ	*Lyonia ovalifolia* (Wall.) Drude var. elliptica (Siebold et Zucc.) Hand.-Mazz.						
455		アセビ	*Pieris japonica* (Thunb.) D.Don ex G.Don subsp. japonica						
456		イチヤクソウ	*Pyrola japonica* Klenze ex Alef.						少数
457		ツリガネツツジ（ウスギヨウラク）	*Rhododendron benhallii* Craven			旧			
458		モチツツジ	*Rhododendron macrosepalum* Maxim.						
459		ヤマツツジ	*Rhododendron kaempferi* Planch. var. kaempferi						
460		ミカワツツジ	*Rhododendron kaempferi* Planch. var. mikawanum (Makino) Makino		準				新
461		コバノミツバツツジ	*Rhododendron reticulatum* D.Don ex G.Don						
462		バイカツツジ	*Rhododendron semibarbatum* Maxim.						
463		ウスノキ	*Vaccinium hirtum* Thunb. var. pubescens (Koidz.) T.Yamaz.						
464		ナツハゼ	*Vaccinium oldhamii* Miq.						
465		スノキ	*Vaccinium smallii* A.Gray var. glabrum Koidz.						
466	アオキ科（ガリア科）	アオキ	*Aucuba japonica* Thunb. var. japonica						
467	アカネ科	ヤエムグラ	*Galium spurium* L. var. echinospermon (Wallr.) Desp.						
468		ハシカグサ	*Neanotis hirsuta* (L.f.) W.H.Lewis var. hirsuta						
469		ツルアリドオシ	*Mitchella undulata* Siebold et Zucc.						
470		ヘクソカズラ	*Paederia foetida* L.						
471		[illegible]フ	[illegible]q.		Ⅱ				新
472		アカネ	*Rubia argyi* (H.Lév. et Vaniot) H.Hara ex Lauener et D.K.Ferguson						
473	リンドウ科	アケボノソウ	*Swertia bimaculata* (Siebold et Zucc.) Hook.f. et Thomson ex C.B.Clarke			○			
474		センブリ	*Swertia japonica* (Schult.) Makino						
475		フデリンドウ	*Gentiana zollingeri* Fawc.			○			
476		ツルリンドウ	*Tripterospermum japonicum* (Siebold et Zucc.) Maxim.						
477	キョウチクトウ科	キジョラン	*Marsdenia tomentosa* C.Morren et Decne.						少数
478		ガガイモ	*Metaplexis japonica* (Thunb.) Makino						
479		テイカカズラ	*Trachelospermum asiaticum* (Siebold et Zucc.) Nakai						
480	ムラサキ科	ハナイバナ	*Bothriospermum zeylanicum* (J.Jacq.) Druce						
481		ヤマルリソウ	*Omphalodes japonica* (Thunb.) Maxim.						
482		ミズタビラコ	*Trigonotis brevipes* (Maxim.) Maxim. ex Hemsl.			旧	準		
483		キュウリグサ	*Trigonotis peduncularis* (Trevir.) F.B.Forbes et Hemsl.						
484	ナス科	ヒヨドリジョウゴ	*Solanum lyratum* Thunb.						
485		マルバノホロシ	*Solanum maximowiczii* Koidz.						
486		アメリカイヌホオズキ	*Solanum emulans* Raf.						帰化
487	モクセイ科	マルバアオダモ	*Fraxinus sieboldiana* Blume						

No.	科名	種名	学名	保護指定					備考
				環境省	岐阜県	御嵩町	愛知県	加茂版	
488		ネズミモチ	*Ligustrum japonicum* Thunb.						
489		イボタノキ	*Ligustrum obtusifolium* Siebold et Zucc.						
490		ヒイラギ	*Osmanthus heterophyllus* (G.Don) P.S.Green						
491	オオバコ科	マツバウンラン	*Nuttallanthus canadensis* (L.) D.A.Sutton						帰化
492		オオバコ	*Plantago asiatica* L.						
493		ツボミオオバコ	*Plantago virginica* L.						帰化
494		タチイヌノフグリ	*Veronica arvensis* L.						帰化
495		ムシクサ	*Veronica peregrina* L.						
496		オオイヌノフグリ	*Veronica persica* Poir.						帰化
497	アゼナ科	ウリクサ	*Lindernia crustacea* (L.) F.Muell.						
498	シソ科	キランソウ	*Ajuga decumbens* Thunb.						
499		ニシキゴロモ	*Ajuga yesoensis* Maxim. ex Franch. et Sav.						
500		ムラサキシキブ	*Callicarpa japonica* Thunb.						
501		ヤブムラサキ	*Callicarpa mollis* Siebold et Zucc.						
502		クサギ	*Clerodendrum trichotomum* Thunb.						
503		トウバナ	*Clinopodium gracile* (Benth.) Kuntze						
504		イヌトウバナ	*Clinopodium micranthum* (Regel) H.Hara var. micranthum						
505		ヤマトウバナ	*Clinopodium multicaule* (Maxim.) Kuntze						
506		カキドオシ	*Glechoma hederacea* L. subsp. grandis (A.Gray) H.Hara						
507		ヤマハッカ	*Isodon inflexus* (Thunb.) Kudô						
508		アキチョウジ	*Isodon longitubus* (Miq.) Kudô						
509		ヒメシロネ	*Lycopus maackianus* (Maxim. ex Herder) Makino						
510		ヒメジソ	*Mosla dianthera* (Buch.-Ham. ex Roxb.) Maxim.						
511		イヌコウジュ	*Mosla scabra* (Thunb.) C.Y.Wu et H.W.Li						
512		アキノタムラソウ	*Salvia japonica* Thunb.						
513		キソキバナアキギリ	*Salvia nipponica* Miq. var. kisoensis K.Imai			旧			少数
514		オカタツナミソウ	*Scutellaria brachyspica* Nakai et H.Hara						
515		シソバタツナミ	*Scutellaria laeteviolacea* Koidz.						
516		イヌゴマ	*Stachys aspera* Michx. var. hispidula (Regel) Vorosch.						少数
517		ツルニガクサ	*Teucrium viscidum* Blume var. miquelianum (Maxim.) H.Hara						
518	サギゴケ科	サギゴケ	*Mazus miquelii* Makino						
519		トキワハゼ	*Mazus pumilus* (Burm.f.) Steenis						
520	ハエドクソウ科	ナガバハエドクソウ	*Phryma oblongifolia* Koidz.						
521	キリ科	キリ	*Paulownia tomentosa* (Thunb.) Steud.						栽培･逸出
522	ハマウツボ科	クチナシグサ	*Monochasma sheareri* (S.Moore) Maxim.						
523	キツネノマゴ科	キツネノマゴ	*Justicia hayatae* Yamam.						
524	クマツヅラ科	アレチハナガサ	*Verbena brasiliensis* Vell.						帰化
525	ハナイカダ科	ハナイカダ	*Helwingia japonica* (Thunb.) F.Dietr.						
526	モチノキ科	イヌツゲ	*Ilex crenata* Thunb. var. crenata						
527		アオハダ	*Ilex macropoda* Miq.						
528		ミヤマウメモドキ	*Ilex nipponica* Makino				Ⅱ	準	
529		ソヨゴ	*Ilex pedunculosa* Miq.						
530		ウメモドキ	*Ilex serrata* Thunb.						
531	キキョウ科	ツリガネニンジン	*Adenophora triphylla* (Thunb.) A.DC. var. japonica (Regel) H.Hara						
532		ホタルブクロ	*Campanula punctata* Lam. var. punctata						
533		ツルニンジン	*Codonopsis lanceolata* (Siebold et Zucc.) Trautv.						
534		ミゾカクシ	*Lobelia chinensis* Lour.						
535		タニギキョウ	*Peracarpa carnosa* (Wall.) Hook.f. et Thomson						
536		ヒナキキョウソウ	*Triodanis biflora* (Ruiz et Pav.) Greene						帰化
537		キキョウソウ	*Triodanis perfoliata* (L.) Nieuwl.						帰化
538	キク科	キッコウハグマ	*Ainsliaea apiculat* a Sch.Bip.						
539		ブタクサ	*Ambrosia artemisiifolia* L.						帰化
540		ホソバノヤマハハコ	*Anaphalis margaritacea* (L.) Benth. et Hook.f. var. angustifolia (Franch. et Sav.) Hayata						少数
541		ヨモギ	*Artemisia indica* Willd. var. maximowiczii (Nakai) H.Hara						
542		シロヨメナ	*Aster ageratoides* Turcz. var. ageratoides						
543		ノコンギク	*Aster microcephalus* (Miq.) Franch. et Sav. var. ovatus (Franch. et Sav.) Soejima et Mot.Ito						
544		サワシロギク	*Aster rugulosus* Maxim.						
545		ミヤマヨメナ	*Aster savatieri* Makino						
546		シラヤマギク	*Aster scaber* Thunb.						
547		ヤマシロギク(イナカギク)	*Aster semiamplexicaulis* (Makino) Makino ex Koidz.						
548		シュウブンソウ	*Aster verticillatus* (Reinw.) Brouillet, Semple et Y.L.Chen						
549		アメリカセンダングサ	*Bidens frondosa* L.						帰化
550		ガンクビソウ	*Carpesium divaricatum* Siebold et Zucc. var. divaricatum						
551		ノアザミ	*Cirsium japonicum* Fisch. ex DC.						
552		スズカアザミ	*Cirsium suzukaense* Kitam.						
553		ヤクシソウ	*Crepidiastrum denticulatum* (Houtt.) J.H.Pak et Kawano						
554		ヒメジョオン	*Erigeron annuus* (L.) Pers.						帰化
555		ハルジオン	*Erigeron philadelphicus* L.						帰化
556		チチコグサ	*Euchiton japonicus* (Thunb.) Anderb.						

No.	科名	種名	学名	保護指定					備考
				環境省	岐阜県	御嵩町	愛知県	加茂版	
557		ヒヨドリバナ	*Eupatorium makinoi* T.Kawahara et Yahara						
558		ウラジロチチコグサ	*Gamochaeta coarctata* (Willd.) Kerguélen						帰化
559		ウスベニチチコグサ	*Gamochaeta purpurea* (L.) Cabrera						帰化
560		キツネアザミ	*Hemisteptia lyrata* (Bunge) Fisch. et C.A.Mey.						帰化
561		ニガナ	*Ixeridium dentatum* (Thunb.) Tzvelev subsp. dentatum						
562		ハナニガナ	*Ixeridium dentatum* (Thunb.) Tzvelev subsp. nipponicum (Nakai) J.H.Pak et Kawano var. albiflorum (Makino) Tzvelev f. amplifolium (Kitam.) H.Nakai et H.Ohashi						
563		イワニガナ	*Ixeris stolonifera* A.Gray						
564		ヤブタビラコ	*Lapsanastrum humile* (Thunb.) J.H.Pak et K.Bremer						
565		サワギク	*Nemosenecio nikoensis* (Miq.) B.Nord.			○			
566		ムラサキニガナ	*Paraprenanthes sororia* (Miq.) Chang ex C.Shih						
567		ナガバノコウヤボウキ	*Pertya glabrescens* Sch.Bip. ex Nakai						少数
568		カシワババグマ	*Pertya robusta* (Maxim.) Makino						
569		コウヤボウキ	*Pertya scandens* (Thunb.) Sch.Bip.						
570		フキ	*Petasites japonicus* (Siebold et Zucc.) Maxim.						
571		コウゾリナ	*Picris hieracioides* L. subsp. japonica (Thunb.) Krylov						
572		ハハコグサ	*Pseudognaphalium affine* (D.Don) Anderb.						
573		ヤマニガナ	*Pterocypsela elata* (Hemsl.) C.Shih						少数
574		セイタカアワダチソウ	*Solidago altissima* L.						帰化
575		アキノキリンソウ	*Solidago virgaurea* L. subsp. asiatica (Nakai ex H.Hara) Kitam. ex H.Hara						
576		オニノゲシ	*Sonchus asper* (L.) Hill						帰化
577		ノゲシ	*Sonchus oleraceus* L.						
578		ヤブレガサ	*Syneilesis palmata* (Thunb.) Maxim.						
579		オヤマボクチ	*Synurus pungens* (Franch. et Sav.) Kitam.						少数
580		ヒロハホウキギク	*Symphyotrichum subulatum* (Michx.) G.L.Nesom var. squamatum (Spreng.) S.D.Sundberg						帰化
581		セイヨウタンポポ	*Taraxacum officinale* Weber ex F.H.Wigg.						帰化
582		トウカイタンポポ	*Taraxacum platycarpum* Dahlst. var. longeappendiculatum (Nakai) Morita						
583		アカオニタビラコ	*Youngia japonica* (L.) DC. subsp. elstonii (Hochr.) Babcock et Stebb.						
584		アオオニタビラコ	*Youngia japonica* (L.) DC. subsp. japonica						
585	レンプクソウ科	ガマズミ	*Viburnum dilatatum* Thunb.						
586	(ガマズミ科)	コバノガマズミ	*Viburnum erosum* Thunb.						
587		オオカメノキ(ムシカリ)	*Viburnum furcatum* Blume ex Maxim.						
588		ヤブデマリ	*Viburnum plicatum* Thunb. var. tomentosum Miq.						
589		ミヤマガマズミ	*Viburnum wrightii* Miq.						
590	スイカズラ科	コツクバネウツギ	*Abelia serrata* Siebold et Zucc.						
591		ツクバネウツギ	*Abelia spathulata* Siebold et Zucc. var. spathulata						
592		ヤマウグイスカグラ	*Lonicera gracilipes* Miq. var. gracilipes						
593		スイカズラ	*Lonicera japonica* Thunb.						
594		オトコエシ	*Patrinia villosa* (Thunb.) Juss.						
595		タニウツギ	*Weigela hortensis* (Siebold et Zucc.) K.Koch						
596	ウコギ科	ウド	*Aralia cordata* Thunb.						
597		タラノキ	*Aralia elata* (Miq.) Seem.						
598		コシアブラ	*Chengiopanax sciadophylloides* (Franch. et Sav.) C.B.Shang et J.Y.Huang						
599		カクレミノ	*Dendropanax trifidus* (Thunb.) Makino ex H.Hara						
600		ヤマウコギ	*Eleutherococcus spinosus* (L.f.) S.Y.Hu						
601		ヤツデ	*Fatsia japonica* (Thunb.) Decne. et Planch.						栽培・逸出
602		タカノツメ	*Gamblea innovans* (Siebold et Zucc.) C.B.Shang, Lowry et Frodin						
603		キヅタ	*Hedera rhombea* (Miq.) Bean						
604		オオチドメ	*Hydrocotyle ramiflora* Maxim.						
605		ハリギリ	*Kalopanax septemlobus* (Thunb.) Koidz.						
606		トチバニンジン	*Panax japonicus* (T.Nees) C.A.Mey.					準	少数
607	セリ科	ノダケ	*Angelica decursiva* (Miq.) Franch. et Sav.						
608		セントウソウ	*Chamaele decumbens* (Thunb.) Makino						
609		ミツバ	*Cryptotaenia canadensis* (L.) DC. subsp. japonica (Hassk.) Hand.-Mazz.						
610		ヤブニンジン	*Osmorhiza aristata* (Thunb.) Rydb.						
611		ウマノミツバ	*Sanicula chinensis* Bunge						
612		ムカゴニンジン	*Sium ninsi* L.						
613		ヤブジラミ	*Torilis japonica* (Houtt.) DC.						
614		オヤブジラミ	*Torilis scabra* (Thunb.) DC.						

※盗掘防止のため非公表

※東海丘陵要素…東海地方の湧水湿地を中心として生育する固有種とそれに準ずる種

※御嵩町…御嵩町版レッドデータブック2013掲載種・旧…2005/2007掲載種

指定種…御嵩町希少野生生物保護条例による特別保護指定種・新…2013以降の確認種

※加茂版…守りたい加茂の自然2019掲載種(美濃加茂・坂祝・富加・川辺・七宗・八百津・白川・東白川)

リスト作成:篭橋まゆみ
調査:オオタカと美しい自然を守る会
調査協力:岐阜県植物研究会有志
湧水湿地研究会会員有志・他

(保護指定)レッドデータブック・カテゴリー		
ＩＡ	絶滅危惧ＩＡ類	ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高い種
ＩＢ	絶滅危惧ＩＢ類	ＩＡほどではないが絶滅の危機に瀕している種
Ⅱ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危機が増大している種
準	準絶滅危惧	生育・生息を存続する基盤が脆弱な種
不足	情報不足	評価するだけの生育・生息情報が不足している種

重要湿地(美佐野ハナノキ湿地群)

第 5 回審議会資料

纐纈久美

【A　重要湿地に対する合意及び取組み】

1　国際社会

(1)2021 年 6 月の G7 サミット(菅前総理出席)

・G7 各国は世界目標(30by30)の決定に先立ち、自国での 30by30 目標を約束している。

・G7 では 2030 までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブを打ち出している。

(2)2022 年 12 月の COP15(生物多様性条約締約国会議 196 の国と地域が加盟)で 30by30 を採択した。

・目標の推移と日本の現状　COP10(2010)　目標 2020　陸 17%　海域 10%

COP15(2022)　目標 2030　陸 30%　海域 30%

日本の達成状況　2022　陸 20.5%　海域 13.3%

・30by30 の効果　優先度の高い地域を含めて保全すれば、生物の絶滅リスクを 3 割程度減らせる。　琉球大学　久保田康裕 教授(マクロ生態学)

(3)IPBES 報告

世界の科学者が参加する「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットホーム)が昨年 7 月に公表した報告書によると、人間が食料や医療品、エネルギーなどに利用利用している野生生物は約 5 万種にのぼる。これらを今後も使い続けるためにも、生物多様性を維持しなければならないとしている。

(4)野生動植物等の国際協力

「自然保護対策の体系図」の二国間条約及び多国間条約　[資料 P10 を参照]

(5)世界の新たな環境保護戦略

NHK　TV 「自然にも権利を　法律は地球を救えるのか」

原題：Ｇｒｅｅｎ　Ｊｕｓｔｉｃｅ（フランス　２０２１年）

環境保護活動の新たな手法として注目を集め始めているのが「自然」を法人として扱い、川や森、野生生物の代理人として、自然を壊す企業や自然を守る義務を果さない政府と、立法や司法の場で戦うという発想だ。先住民が崇拝する川に法人格を認める法案が可決されたりした事例を取材し、新たな自然保護の戦略の未来を探る。という番組である。これが日本に受け入れられるかは別として、このような保護活動が注目されている。

2　日本

(1)環境基本法、環境基本計画、生物多様性基本法、生物多様性国家戦略策定・環境教育推進法

(2)H28.4.22　「日本の重要湿地 500」を「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に変更し、選定箇所を 500 から 633 箇所に見直し。

3　岐阜県

(1)環境基本条例、環境基本計画、生物多様性ぎふ戦略

(2)H24.2.28 リニア環境影響評価方法書岐阜県知事意見

・重要湿地は回避するよう慎重に検討すること。

・新たな事情が生じた時は、適切に対応すること。根拠資料は最新のものを使用する。

4　御嵩町

(1)環境基本条例・環境基本計画・環境関連条例(希少野生生物保護条例等)

(2)御嵩町第 5 次総合計画　後期基本計画(2021→2025)　　町長挨拶

本町の豊かな自然を次世代に引き継ぐための「環境のまち」を改めてお示しする

(3)町リニア発生土置き場に関するフォーラムの開催

(4)町リニア発生土置き場計画審議会を設置

5　JR 東海

(1) H24.2.28 のリニア環境影響評価方法書岐阜県知事意見に対する JR の見解

・環境省の「日本の重要湿地 500」を回避するとともに、大湫付近はトンネル構造とし、大湫の主要部を回避するよう路線を計画した。

(2) H26.3.25 のリニア環境影響評価準備書岐阜県知事意見に対する JR の見解

・中央新幹線の事業の実施にあたっては、環境の保全に十分配慮して計画を進めることが重要であり、責任ある建設主体として、できる限り環境影響の回避又は低減を図っていく。

(3)環境影響評価書に基づき令和 4 年度に実施した事後調査報告書(県環境影響評価条例 38 条第 1 項の規定に基づく)　　別紙資料 P13～15 を参照

(4) 候補地 A の町有地を除く全てを買収完了　　国土法最終届出年月日　R5.12.6

(5) JR 東海丹羽新社長は、就任記者会見で「安全の確保を最優先に取り組む」と発言。

【B　重要湿地の考え方】

1　美佐野ハナノキ湿地群

重要湿地は岐阜県御嵩町という地方の小さな課題でなく、国際社会の最前線の課題として捉えるべきものである。御嵩町民は国際社会の一員として、国際規格でかつ国際社会の枠組みの中で考えることが求められている。

2　環境教育の重要性

正しい判断は正しい知識に基づくものと考えますので、当該審議会において専門家による重要湿地の価値、現状、課題及び未来からみた方向性を聞く機会を是非とも設けていただきたい。

3　国策であり準国家プロジェクトであるリニア中央線建設工事について

リニアが国策である一方で、重要湿地の取組みも上記 A のとおり、国策でありかつ国際社会の枠組で合意された重要な取り組みの一つである。

【C　JR 東海が重要湿地を建設発生土で埋めることに対するリスクについて】

1　国際社会の枠組みで重要湿地保全のベクトルを間違えば、JR 東海のイメージと評価は地に落ちると言っても過言でない。また、JR 東海が進める高速鉄道の海外事業展開に影を落とすことになる。

なお、国内でも今進めている計画や今後進める計画に支障を来すことになる。

2　日本の国として COP15、G7 の合意や IPBES 報告に反する行為は、日本の信用を失墜させることになり、海外で事業展開をする企業に悪影響を及ぼすことになる。

【D　まとめ】

1　生物多様性の観点から重要度の高い湿地の取り扱い

国は保全する立場である。

岐阜県知事　環境評価方法書　　重要湿地は回避するよう慎重に検討する。

JR 東海　　〃　　重要湿地は回避している。

環境団体や専門家は計画を見直して、押山川から木屋洞川までを一体的に保全する。

※以上により、重要湿地は保全すべきものである。

2　JR 東海は自社用地といえども、全否定で重要湿地を埋めることができるのか。

・全否定で JR 東海、県、町の内、常識的にみて県と町は埋める判断ができるのか。

・埋めるリスクは相当に大きい。国際社会を敵に回すことになるが、JR 東海のみの判断で強行できるのか。

・重要湿地を埋めることが JR 東海の未来につながるのか。

・JR 東海は審議会の全否定は困る。1 パーセントでも実施に向けた文言を望んでいる。

3　審議会としての判断

・重要湿地の価値を評価しての判断とする。

・重要湿地にリニア建設発生土(残土)処分となれば、日本の生物多様性保全行政を骨抜きにすることになる。

・審議会は、生物多様性の保全を後押しするターニングポイントになる答申が求められる。

・審議会の答申により、今後の未来が大きく変わることになるかもしれないことを認識し、未来からみた長期的視点に立った判断をしなければならない。

4　今後の JR 東海との協議を有利に進めるための答申について

・JR 東海に安易な誤ったメッセージは、厳に慎まなければならない。

5　有識者の意見を尊重した答申とする。

生物多様性の観点から重要度の高い湿地の経緯

令和６年１月８日
作成者　纐纈久美

経緯に関する資料
◎御嵩町における「日本の重要湿地 500」の見直し
◎リニア中央新幹線に係る環境配慮
◎環境大臣記者会見
◎岐阜県知事記者会見
◎御嵩町議会一般質問答弁
◎町リニア発生土置き場計画審議会の町長挨拶及び説明

H13 年度　環境省が「日本の重要湿地 500」を選定、公表
・開発案件に配慮を促す根拠、自然公園法の保護区域設定・ラムサール条約湿地選定等の基礎資料として活用。

リニア中央新幹線環境影響評価方法書に対する岐阜県知事の意見と事業者の見解
【H24.2.28　岐阜県知事の意見】
（総括的事項・事業計画）
路線やその他の付帯施設の位置、規模の具体化にあたっては、環境の保全の見地から特に重要と考えられる次の地域を回避するよう慎重に検討すること。
・貴重な動植物の生育に密接に関係している重要な湿地
【事業者(JR 東海)の見解】
環境省が「日本の重要湿地 500」に選定している「沖の洞・上ノ洞」「前沢湿地」を回避するとともに、「大湫」付近はトンネル構造とし、「大湫」の主要部を回避するなど、環境保全の面についても配慮しました。

H26.1.17　御嵩町の環境影響評価準備書に対する意見について(回答)　　岐阜県知事宛
【動物・植物・生態系について】　　[資料 P10～11 を参照]
・希少動植物が生息する場合は、必要な手立てを実施されたい。

H26.3.25　リニア中央新幹線環境影響評価準備書に対する岐阜県知事の意見と事業者の見解

H26.5.8　　環境省が「日本の重要湿地 500』の見直しを開始
・環境省から県に、選定されている湿地について現況の情報提供依頼
・26.5.12　県から市町村に照会　　⇨町回答は現状の前沢湿地のみ。

H26.7.14　環境省から県に、H26 年 5 月の情報提供の再依頼と、追加すべき湿地の情報提依頼
⇨県から、追加すべき新たな湿地候補に「なし」と回答する。

H27.2.17　御嵩町生物環境アドバイザー会議

（出席者）　町生物環境アドバイザー・町・JR 東海・JR 東海が委託した調査会社

質問　この場所(リニア残土処分場)が日本の湿地 500 選の候補地になっているそうだが。

回答　御嵩町から環境省の中部環境事務所に確認したところ、まだ原案の段階であるが、前沢湿地以外で御嵩町の湿地を指定することは考えていないそうである。ただ、岐阜県の他の湿地を含めて東濃湿地丘陵地としての指定については検討しているとの話であった。

今後御嵩町にも連絡があるはずである。

H27.2.18　環境省から県に、環境省がこれから開催する検討会の資料について、内容の確認依頼

・提示された資料に、追加される湿地として以下の記述がある。

(3)既に選定されている湿地の範囲の拡大　　1 カ所

東濃・中濃地域湧水群

⇨県から「意見なし」と回答する。

H27.8.3　環境省から県に、「生物多様性の保全上重要な湿地」の公表に向けた最終確認依頼

（回答目安 H27.9.1）

・湿地名の東濃・中濃地域湿地群に美佐野ハナノキ湿地群の表示あり。

（東濃・中濃地域湿地群　⇨東濃地域湧水湿地群　⇨美佐野ハナノキ湿地群）

・環境省の依頼文に追記

リスト公表の他に、今回非公表とした情報、位置図情報及び昨年度作成した各湿地のカルテ等を取りまとめた資料(非公表)を別途作成し、送付させていただく予定ですので、今後の生物多様性保全行政の参考としていただければと存じます。

・最終確認の経緯

H27.8.5　県が環境省文書を収受(回答目安 H27.9.1)

H27.8.18　県は、市町村に最終確認を依頼　(回答期限 H27.8.28)

H27.9.7　県は、御嵩町が未回答のため担当課にメール送信

・先ほどお電話した重要湿地の確認について、ファイルを送付しますのでご確認ください。　⇨追加資料 0218 別添「改定重要湿地 21 岐阜県」

・回答をいただける日付を、目安で構いませんので教えていただきたい。

H27.9.7　町が県の依頼文書(H27.8.18 付け)を収受

※速やかに収受しなかった理由と、その期間の協議内容が明らかにされていない。(情報公開文書に該当文書なし)

H27.9.14　町は、県に次のとおり回答する

○御嵩町は、「御嵩町環境基本条例」「環境基本計画」や「町版レッドデーターブック」を作成する自治体として、環境保全に力を入れてきており、重要な自然環境を守ること(環境省の湿地を保全していこうという考え)に同調できる。

○しかしながら、候補となった「美佐野ハナノキ湿地群」について、町としては、環境省・岐阜県に対して、これまで、推薦をしてきた経緯はなく、「保全上重要な

湿地」に選定される理由等を詳細に把握しておらず意見を述べる立場にない。
選定に至った経緯などを環境省にお尋ねしたい。
前沢ダム周辺湿地群については、これまでも町として保全の取り組み(町と地権者が自然環境保全管理に関する協定を締結されている湿地を含む)をしてきたところである。

○また、特に「美佐野ハナノキ湿地群」にかかる、美佐野地域には、現在、国策(国土強靭化)として推進されているJR東海の「リニア中央線計画(御嵩町内をリニア中央新幹線が通過する計画)」に該当する地域がありJR東海による環境アセスメント調査が実施された。その結果に対する環境大臣の意見と、今回の選定に関連性があるのか環境省にお尋ねしたい。

○美佐野地域の候補地は、町有地や民有地(いずれも、かつてゴルフ場開発を許可された土地であり、現在は遊休地)が含まれると考えられる。また地域住民から、町有地やその周辺を活用し、地域活性化を期待する要望があるとともに、町議会においても、町有地を活用し地域活性化を期待する意見と、期待しない意見とがある。
各々の意見を検討しないと、今回の選定に対する意見を述べることができない。

H28.4.21　環境省は県に対して、4月22日に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」の公表を通知

・今回の重要湿地の選定は、生物多様性保全上の観点から実施したものであり、貴都道府県における重要湿地の保全と再生に向け取組むことを期待するとともに、各地域における湿地の重要性を再認識する一助として広く活用していただきたい。

H28.4.22　環境省が重要湿地を公表

・東濃地域湧水湿地群の欄内に、「美佐野ハナノキ湿地群」の表示なし。

R4.8.2　御嵩町環境モデル都市推進室が環境省に問い合わせ

・「美佐野ハナノキ湿地群」は知名度も高くないため、単体で公表をせず、東濃地域湧水湿地群の「など」の中に含む形で整理した。
・環境省が保有する「美佐野ハナノキ湿地群」の「区域図」が存在しているが、区域図は情報提供できない。
同じ行政機関である御嵩町さんに提供したい気持ちはあるが、フリー記者に対しても不開示情報として開示しなかった。

R4.11.10　第4回御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラム

・町は、リニア建設発生土置き場候補地が環境省選定の重要湿地に含まれていることを認め、さらに町が重要湿地の美佐野ハナノキ湿地群の存在を6年間、町民に公表してこなかったことも明らかになった。
・美佐野ハナノキ湿地群の区域は、押山川から木屋洞川までとみなすことが確認された。

R4.11.22　古田岐阜県知事記者会見

（記者）

リニアの計画についてお尋ねします。先般、御嵩町内でリニアの残土候補地の一部に国が選定した重要湿地があることがわかりました。町は法令上環境の改変に際しては、情報公開の義務があるという条例を持っている一方で、町はこの事実を 6 年にわたって公表していませんでした。一方で、知事が会長を務めるリニア期成同盟会では工事の実施にあたっての情報公開の努力義務が何回も決議されています。県の生物多様性戦略の中でも湧水・湿地は小規模な開発により埋め立てられてしまうことが多いため、このような場所の重要性について啓発するとあります。加えて、湿地は県民や国民の財産であるという側面もあると思います。こうした点を踏まえて、県として、あるいはリニア期成同盟会の会長として残土処分の候補地と重なる湿地について、更なる情報提供とか、湿地保全の重要性について啓発していくというお考えはないでしょうか。

（知事）

この問題のいろんなプロセスを追っかけてみますと、正直、課題を残したという感じがしております。この発生土の処分場ということで候補地についての情報提供が行われたのが平成 25 年度から 28 年度にかけてのいろんなやり取りの中で、最終的に JR 東海に御嵩町のほうから候補地の情報提供があったわけであります。その時点ではまだ重要湿地についての見直し作業が終わっておりませんで、環境省としては検討中という状況であり、そのあと平成 28 年になって選定がありました。その時に東濃中濃地域湿地群というざっくりとした選定の仕方をしたものですから、ここ、あそこといった具体的な説明が十分なされなかったきらいがありました。当該場所の美佐野ハナノキ湿地群が含まれているのか、含まれていないのか、何となくもやもやっとした状況でずるずる来てしまったということであります。情報公開云々ということ以前に、そこをきちんと確認して、含まれるなら含まれる、含まれないなら含まれないということを見極めて、それを明らかにしていくことが基本ではないかと思います。ざっくりとした選定があったことをどう受け止めたかということになるのですが、あいまいなままずるずる来てしまって、そして正式にこの重要湿地に含まれるということが、明らかになったのは今月に入ってからの御嵩町での会議で、正式なお話があったということであります。

このプロセスは正直申し上げまして残念なプロセスでありまして、もっと早くそれらについてもきちんと言っておくべきだったと思っております。かなり関係者の間では東濃中濃地域湿地群は広く含んでいるので、そこに入っているのではないかと言われておりましたが、それを丁寧に環境省にも確認するなり、もっと行政が迅速に動くべきだったと思っております。いずれにしても含まれることが明らかになったわけであり、住民の皆さんも、県も環境省も御嵩町もこれは共通の認識でありますから、今度は重要湿地群としてどのようにこの場所の保全をしていくかということついて、しっかりと保全対策を見極めて、これが適地といえるのかどうかしっかりとした議論が必要ではないかと思っております。JR 東海もそういう前提で対策を整理しており、今後まとまれば、JR 東海が発生土置き場計画という形で策定をして、これが提示されます。そうすると、これについての住民の意見交換とかいろんなことを経て、ある程度意見を整理したうえで、今度は環境影

響検討書というのが、JR 東海から出されます。それを踏まえて御嵩町として行政の判断がありますし、県もそこで発生土置き場計画と環境影響検討書をあわせて県の専門家会議できっちりと専門的な立場からチェックをするということになります。こういう正常な、きちんとした整理の手続きに入るわけですから、十分これに対してチェックして、関係者が納得いく結論を得るように努力していきたいという思いでおります。

R4.12.6　御嵩町議会第 4 回定例会一般質問答弁

・重要湿地を公表してこなかったのは、位置を特定することで乱獲、盗掘を恐れた。
・湿地であれ、なかれ、非常に重要な地域だと認識している。
・平成 28 年 4 月に「東濃地域湧水湿地群」が重要湿地に選定された際、「美佐野ハナノキ湿地群」の正確な範囲は示されないものの、含まれるだろうと認識していた。
・生物多様性の確保と自然環境保全のため、環境負荷の低減と適切な環境配慮を求める環境基本条例と、重要湿地の選定の趣旨から、これら保全措置を確実に履行してもらうのが御嵩町の立場である。

R5.2.7　美佐野ハナノキ湿地群　西村環境大臣　記者会見

（記者）

最後に 1 点ですが、1 月の下旬に環境省が重要湿地に選定している岐阜県の美佐野ハナノキ湿地群について、JR 東海がリニア中央新幹線の工事で発生する残土の処分場候補地になっている部分の湿地が残すことができないというふうな認識を示しているということですけど、このことに関して環境省としての受け止めはありますでしょうか。

（大臣）

1　今、御指摘いただいた岐阜県にあります、美佐野ハナノキ湿地群、これ御承知のとおり、絶滅危惧種のハナノキなどが集中的に分布しているところでありまして、環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地、いわゆる重要湿地に含まれております。

2　その重要湿地に選定されることによって、法的な規制が生じるものではありませんけれども、当該地域における事業を検討する際には、関係自治体や事業者が適切に環境配慮を行うことが重要であるというふうに考えます。

3　リニアの残土置場につきましては、御嵩町主催のフォーラムが開催され、事業者、そして住民、有識者を交えた協議が進められているというふうに承知しておりますので、引き続き重要湿地の保全策を検討されているというふうに考えています。

4　2 月 5 日には御嵩町主催の重要湿地の保全に関する勉強会が開催されて、先方からの求めに応じて環境省からも担当官を出席させ、重要湿地選定の趣旨等を説明したところでありまして、環境省としても引き続き地元の検討状況を注視しながら情報提供など必要な対応をしてまいりたいと考えてございます。

（記者）

基本的には、できれば残してほしいという方針でしょうか。

（大臣）

環境省とすれば、自然環境を守るということは重要なことだと思っておりますけれども、ただ、先ほど申し上げたように、重要湿地に選定することによって法的な規制が生じるものではない現状において、事業者、そして住民、そして自治体の皆さんとしっかり協議をした上で進めていっていただければと思っています。

重要湿地の保全等に関する意見書、要望書提出

・R5.3.27　日本生態学会

要望書　　岐阜県知事、環境大臣、国土交通大臣及び御嵩町長

・R5.5.15　日本弁護士連合会

重要な湿地の保全・再生に向けた適正な管理を行うための法制度の創設等を求める意見書　　内閣総理大臣、環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、内閣府匿名大臣(沖縄及び北方対策)、全国知事会、全国市長会及び全国町村会

・R5.8.3　日本野鳥の会

要望書　　岐阜県知事、環境省、経産省、御嵩町長及び JR 東海

・R5.10.6　ラムサール・ネットワーク日本

意見書　　岐阜県知事・御嵩町長

・R5.12.20　WWF ジャパン

岐阜県御嵩町美佐野ハナノキ湿地群の保全に関する声明

※WWF（World Wide Fund for Nature:世界自然保護基金）は 100 カ国以上で活動している環境保全団体で、1961 年にスイスで設立されました。人と自然が調和して生きられる未来をめざして、サステナブルな社会の実現を推し進めています。

急激に失われつつある生物多様性の豊かさの回復と、地球温暖化防止のための脱炭素社会の実現に向けて、希少な野生生物の保全や、持続可能な生産と消費の促進を行なっています。

R5.4.3　　古田岐阜県知事　記者会見

（記者）

先週、一般社団法人の日本生態学会から御嵩町と JR 東海に対して、御嵩町の重要湿地等におけるリニア発生土置き場設置計画の見直しを求める要望書が提出されました。これは御嵩町でも説明がありましたが、環境の保全と開発の両立はしえないという説明をいただきまして、これについては知事にも報告したとのことでした。これについての受けとめを教えてください。もう 1 点、岐阜県の環境基本条例第 7 条の市町村との連携というところで、県の役割が書かれておりますが、今回の問題について、この条例に則って県として関わりを進めていくことはありますか。

（知事）

この問題はリニアに関わる問題でもあり、私どももずっと注目してフォローしております。今回の団体以外にも、JR 東海や地元市町村からも、その都度、いろいろ話は伺ってき

ております。今回の問題の基本は、リニアの発生土の置き場と言いますか、発生土をどこに置くかという設置計画がまずJR東海から出されて、それについてまず地元の市町、市民・町民も含めて、意見交換をしながらJR東海と御嵩町との調整の下で、発生土置き場計画がきちんと定まったところで、これが県の方に提出されるということです。そうすると県とJR東海との関係では、環境影響評価準備書を過去にお出しになった時に、こういった節目節目で、JR東海から環境影響検討書を出していただいて、それを県の専門家の審査会にかけてきちんと意見を言わせていただくということになっております。まずは両者の間で意見交換をしながら、最終的に発生土置き場計画を定め、その置き場についての最終的な環境影響評価が行われ、それが県に提出されて、県が審査するというプロセスになっております。そこが一つの軸になっており、それを巡っていろいろと情報や意見交換ということで、まず当面は、御嵩町としても意見交換会をやっておられますし、JR東海も積極的にこれに応じておられます。その辺りの内容を私どもはフォローさせていただき、どういう格好で収れんしていくのか、その辺りを見ながら県としてどのように意見を言っていくのか。そういう意味で、今現在は双方のしっかりとした議論の帰趨をフォローしているという状況です。

R5.6.27　「「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【岐阜県】平成26年8月」に基づく事後調査報告書(令和4年度)」の提出及び縦覧について　　JR東海

[資料P13～15を参照]

R5.9.14　御嵩町議会第3回定例会一般質問答弁

・重要湿地の保全については、審議会の中でも審議される部分であり、守るべく範囲、やり方、運用方法などの詳細部分について、審議会の中で審議してもらいたい。

R5.11.19　第1回リニア発生土置き場計画審議会　町長挨拶

私はゼロベースで地元と対話をし、地元の理解・合意を得て、JR 東海と協議していくということを公約に掲げさせていただきました。審議会は、この方針を具現化する目的で設置をさせていただいたものでございます。リニア発生土の置き場計画や対策に対する疑問や不安、懸念など、その評価や理解には、町民の皆様にも非常に温度差があるというふうに感じてございます。審議会設置につきましては、リニア建設に伴う発生土の課題を早期に解決したいという、地元の声に答えるためにも、また、今後のJR東海と町との協議内容が皆様にご理解いただき進められるよう、様々な視点から話し合い、それぞれの立場で意見を出し合って解決に向けて協議できる合意点を本町に答申いただく場が必要だと、このように考えた次第でございます。

お集まりいただいた委員の皆様には、それぞれ意見を出し合う中で、解決に向けた、よりよい計画となりますよう、討議を重ねていただき、答申をいただきたいというふうに思っております。限られた時間の中ではございますが、貴重な審議をお願いさせていただきますので何卒、よろしくお願いをいたします。

R5.12.3　第 2 回リニア発生土置き場計画審議会

町長説明　「審議にあたっての前提条件、JR 東海の申し出の背景等について」

候補地 A についての JR 東海所有部分については、所有権利者としての JR 東海が決定権を有しており、法的拘束力を持たない協議しかできないというのが私の理解でございます。まとめといたしまして、審議の今後についてお願いさせていただきます。審議会には、要対策土の受け入れを前提とした前町長の協議方針をゼロベースに戻し、JR 東海と、町及び町民が解決に向かって真摯にともに協議を進めていけるよう、JR 東海との協議に臨む方針について、ご意見を求めさせていただきました。今後、意見集約に向けた熟慮、討議を重ねていただくことになりますけれども、協議とは、ある意味交渉ごとでもございます。JR 東海が先ほど説明した経緯で計画を進めてきたことや、候補地 A は自社用地であることから、計画の全否定だけでは、なかなか地元の不安に対応した交渉は、極めて困難であるというふうに予想をいたします。これらを勘案した上で、計画を検討、評価していただくには、計画の全否定だけではなく、代替案や、この点について変更や改善を求める、といった具体的な提案が合理的説得力をもった形で必要になるものと考えてございます。委員の皆様には、多様な選択 肢のある中で、未確認、または検討されてない論点についても審議いただき、御嵩町の町民、地元の皆様が願う早期のよりよい解決に向けた意見を出し合っていただき、合意が形成されることを期待しております。以上で ございます。

美佐野ハナノキ湿地群の説明

〈参考資料　愛知学院大・富田啓介 准教授〉

2023.2.5　御嵩町主催の「重要湿地の保全に関する勉強会」

2023.6.24　朝日新聞掲載の「重要湿地に残土　見直しが望ましい」

・平成 28 年 4 月 22 日に環境省が追加選定した重要湿地の一つである。

（全国の選定箇所見直し　500⇨633 箇所　133 箇所の増）

東濃・中濃地域には 957 箇所の湧水湿地が存在。市町村別にみると、土岐市が 658 箇所と最も多いが、御嵩町はそれに次ぐ 82 箇所存在する。

・美佐野ハナノキ湿地群は成木が 80 本で、中津川市・飯田市・土岐市・瑞浪市に次いで全国で 5 番目程度である。

・生育面積が 2ha 以上ということで、多くのハナノキ自生地の 0.5ha 未満に比べて広い。またハナノキの大木(胸高直径 30㎝)が多いのも特徴である。

・美佐野ハナノキと飯田市や中津川市とは遺伝的な系統が違う。

・移植による保護は 20～30 年前の古い考え方である。現在の生態学の一般的な考え方では遺伝的な多様性の保全の観点から、慎むべきと考えられている。

・現在の群生地を避けても将来的な影響までは避けられない。

・ハナノキを含め、東海地方の希少な固有種も自生しており、これらの動植物を保全するためには、木屋洞川と押山川に狭まれた一帯のすべてを湿地とみなし、保全するのが妥当である。　研究者としては計画の見直しが望ましい。

図１　環境法の体系

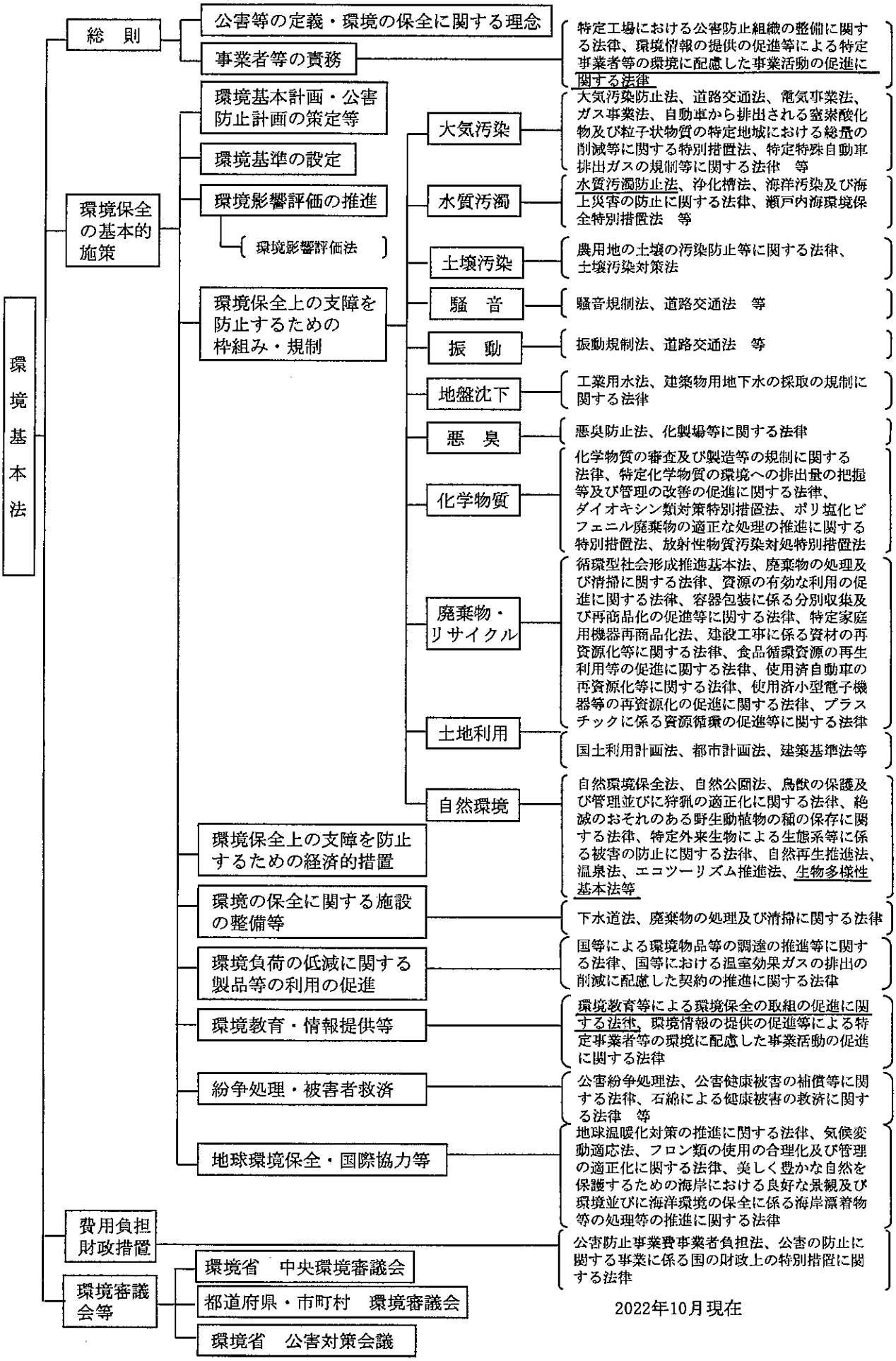

2022年10月現在

資料１－１－(b)

自然保護対策の体系図 ＜主要関係法律等＞

自然環境保全の基本法

（自然環境保全基本方針）
（自然環境保全基礎調査）
自然環境保全法

国土利用の基本法

（土地利用基本計画）
（国土利用計画）
国土利用計画法

- 原生自然環境保全地域
- 自然環境保全地域
- 都道府県自然環境保全地域

  指定と保全 ―【自然環境保全法（環境省）】

- 国立公園
- 国定公園
- 都道府県立自然公園

  指定と保護及び利用 ―【自然公園法（環境省）】

- 自然再生の推進 ―【自然再生推進法（環境省、農林水産省、国土交通省）】
- 野生動植物の保護と狩猟の適正化 ―【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（環境省）
  絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（環境省）】
- 飼養動物の愛護と管理 ―【動物の愛護及び管理に関する法律（環境省）】
- 温泉の保護と適正利用 ―【温泉法（環境省）】
- 史跡、名勝、天然記念物の指定と保全 ―【文化財保護法（文部科学省-文化庁）】
- 歴史的風土等の指定と保全 ―【古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法等（国土交通省他）】
- 農業地域の指定と保全 ―【農業振興地域の整備に関する法律、農地法（農林水産省）】
- 林業地域の指定と保全 ―【森林法（農林水産省-林野庁）】
- 保安林の指定と保全 ―【森林法（農林水産省-林野庁）】
- 海岸保全区域の指定と保全 ―【海岸法（国土交通省、農林水産省）】
- 緑地保全地区の指定と保全 ―【都市緑地保全法（国土交通省）】
- 首都圏・近郊圏の近郊緑地の指定と保全 【首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（国土交通省）】
- 都市公園の設置と管理 ―【都市公園法（国土交通省）】
- 風致地区の指定と保全 ―【都市計画法（国土交通省）】
- 都市保存樹、保存樹林の指定と保全 ―【都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（国土交通省）】
- 生産緑地の指定と保全 ―【生産緑地法（国土交通省）】
- 野生動植物保護等の国際協力
  - 二国間条約
    - 日米渡り鳥保護条約
    - 日豪渡り鳥保護条約
    - 日中渡り鳥保護条約
    - 日ロ渡り鳥保護条約
  - 多国間条約
    - ラムサール条約
    - ワシントン条約
    - 世界遺産条約
    - 生物多様性条約

写

御企調　第６４号
平成２６年　1月１７日

岐阜県知事　様

可児郡御嵩町
御嵩町長　渡邊公夫

環境影響評価準備書に係る意見について（回答）

平成２５年９月２７日付け環管第４３０号で照会のありました件については、下記のとおりです。

記

（中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書）

意見等
【建設工事に伴う発生土処理について】 1　建設に伴う発生土 3,400,000 ㎥（準備書 8-6-1-1）の処理等について、適正に処理を図るとあるが、具体的な処理方法についてご提示されたい。また、公共事業等で有効活用とされているが、県を窓口とするなかで該当市町村も協議の場に加えるべきと考える。 【動物・植物・生態系について】 1　希少動植物が生息する場合は、必要な手立てを実施されたい。 【土壌汚染等について】 1　「計画路線（トンネル）はウラン鉱床を回避している」とある（準備書 8-3-3-13）が、実際に確認された場合、どこに搬出され、どのように処理されるかご提示されたい。 2　「切土工等又は既存の工作物の除却に伴う発生土は、必要により有害物質の有無や汚染状況を確認し」とある（準備書 8-3-3-15）が、「必要により」とは具体的にどのようなことを想定しているのか。結果として東海環状自動車道建設時に起きた可児市新竜ヶ洞溜池での事例（準備書 8-3-3-7）について貴社の評価と考察をご提示されたい。 【地下水・水資源について】 1　御嵩町美佐野地内（計画路線近傍地）に個人井戸（飲用水）が存在し、個人井戸の状況（準備書 8-2-4-29「表 8-2-4-5」）に当該個人井戸を含めた再評価を実施されたい。

【騒音・振動等について】

1 「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数について」、工事地区 K(御嵩町美佐野地内)への運搬は、御嵩町道を経由し国道 21 号への運搬ルートと考えられているが、同国道は重要な生活道路でもあるため、別途運搬道の建設も視野に計画すべきと考える。

2 「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数について」、工事地区 K(御嵩町美佐野地内)では、最大台数/月が 5,000 台を超える車両運搬が見込まれている(資料編 事 3-4-1)。町道の舗装等が痛んだ場合には補修(現況復旧)を実施されたい。また、工事車両通過沿線について、振動、騒音への特段の対策を実施されたい。

3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行について騒音予測結果が示されており(準備書 8-1-2-37「表 8-1-2-22」)、国道 21 号では予測値 72dbと環境基準の 70dbを超えている。評価結果のなかでは「現況の騒音レベルが基準を超過しており、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による寄与は小さい」とされている(準備書 8-1-2-40 イ)が、既に基準を超えているからとの視点ではなく、更なる騒音減少に向けた取り組みを実施されたい。

4 建設作業騒音の予測結果について、規制基準値 85db以内(予測地点における騒音レベル 80db)ではある(準備書 8-1-2-32「表 8-1-2-19」)が、当該地は山に囲まれた地域であり国道 21 号からも離れた位置であるため、朝夕を問わず騒音には皆無の地域である(表 8-1-2-7)。例え基準値内であるとしても特段の対策を実施されたい。

5 列車走行時の騒音について、当該地は防音防災フードを環境対策工としているなか、騒音予測値は 63-66dbである(表 8-1-2-42(1))。基準値 70db 以内であるとしても、上記に記載したとおり地域の特性を鑑み、特段の対策を要望する。また、基準値内であっても計画路線近傍に存在する家屋には個別家屋対策(表 8-1-2-44(5))の措置を実施されたい。

6 騒音に関して、「環境保全措置の効果について不確実性は小さい」として環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないとある(準備書 8-1-2-66)が、貴社において事後調査を実施されたい。

【その他】

1 環境影響評価に関する地元からの説明要請があった場合には、積極的に説明会を開き地元住民の理解を得るよう要望する。

２０２３年６月２７日
東海旅客鉄道株式会社

「「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】平成２６年８月」に基づく事後調査報告書（令和４年度）」の提出及び縦覧について

当社は、環境影響評価書に基づき、事後調査を実施しており、令和４年度に実施した岐阜県内の事後調査の結果等について、岐阜県の条例に従い、報告書として取りまとめ、本日、岐阜県知事及び関係市町長に提出し、以下のとおり縦覧しますので、お知らせします。

１．提出した資料及び提出先

・提出した資料

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】平成２６年８月」に基づく事後調査報告書（令和４年度）

・提出先

岐阜県知事、多治見市長、中津川市長、瑞浪市長、恵那市長、土岐市長、可児市長、御嵩町長

２．縦覧期間

・令和５年６月２９日から令和５年７月２８日まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

３．縦覧場所・時間

・別紙の通り

４．お問合せ先

・東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）TEL ０５７３－６４－２０３９
※報道関係者の方は当社広報部にお問い合わせください。

５．その他

・資料については、当社のホームページに掲載します。

なお、トンネル掘削による建設発生土は土壌汚染対策法の対象外であるが、土壌汚染対策法で定める土壌溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む建設発生土または酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性があると判明した建設発生土（以下、「区分土」という。）については、土壌汚染対策法や「建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブック」（平成27年3月 土木研究所編）等を参考に、瑞浪市内土岐町の発生土仮置き場に運搬し、適切に保管しているほか、行政から許可を受けた専門業者への持ち込み等により、適切に対応した。

令和４年度の工事の実施状況は表3-1に示すとおりである。また、工事の実施箇所は図3-1に示すとおりである。

表 3-1(1)　令和４年度の工事の実施状況

実施箇所	実施状況
中央アルプストンネル（山口）注1	・令和元年度に非常口トンネル（斜坑）（約300m）の掘削が完了した。 ・本線トンネル及び先進坑において、令和２年度から引き続き、掘削工を施工した。令和４年６月に先進坑（約1,500m）の掘削が完了した。本線トンネルは、約1,600m（約３割）掘削した。
第一木曽川橋りょう工事用進入路	・品川方工事用進入路において、令和３年度から引き続き、土工、仮設構台工を施工した。
第一木曽川橋りょうほか	・令和５年３月に準備工（起工測量）を開始した。
瀬戸トンネル注2	・非常口トンネル（斜坑）（約600m）において、令和３年度から引き続き掘削工を施工し、令和５年３月に掘削が完了した。
第二木曽川橋りょうほか	・令和３年度から引き続き、準備工（ヤード整備）を施工した。 ・令和４年５月に仮桟橋工（転回スペース設置）が完了した。
駒場トンネル	・工事施工ヤード（駒場非常口）において、令和５年１月に準備工（伐採、資材置き場整備）を開始した。 ・工事施工ヤード（名古屋方）において、令和３年度から引き続き、準備工（切土・盛土作業、ヤード整備）を施工した。
中部総合車両基地ほか	・令和３年度から引き続き、造成工（先行盛土工、ヤード整備、道水路付替え）を施工した。 ・令和３年度から引き続き、山口非常口からの発生土の搬入を行い、先行盛土等に活用した。
岐阜県駅（仮称）ほか	・令和３年度から引き続き、造成工（道路仮付替え、河川付替え）を施工した。 ・令和４年５月に高架橋工（ケーソン基礎掘削）を開始した。
長島トンネル	・工事施工ヤード（大井非常口）において、令和４年12月に準備工（伐採、ヤード整備）を開始した。 ・工事施工ヤード（名古屋方）において、令和３年度から引き続き、準備工（仮設備設置）を施工した。 ・本線トンネルにおいて、令和４年６月に掘削工を開始し、約600m（約１割）掘削した。
日吉トンネル（武並工区）ほか	・藤川高架橋において、令和４年12月に高架橋工（下部工）を開始した。

注１：瀬戸トンネル新設工事における肌落ちによる災害に伴い掘削工事を中止していたが、令和４年４月26日に、掘削工事を再開した。

注２：瀬戸トンネル新設工事における肌落ちによる災害に伴い掘削工事を中止していたが、令和４年５月13日に、掘削工事を再開した。

3-3　可児郡御嵩町美佐野地内の発生土置き場計画地に係る対応状況

可児郡御嵩町内美佐野地区において計画している発生土置き場について、令和４年４月に御嵩町により設置された「御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラム 」（以下、「御嵩町フォーラム」という。）において、町民の皆様における不安解消や理解促進を図るため、事業者として説明を行ってきた。御嵩町フォーラム等での説明状況は、表 3-3 に示すとおりである。

御嵩町フォーラムを進める中で、当社は、発生土置き場計画地が、環境省の選定する「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（以下、「重要湿地」という。）に含まれることを認識した。

環境省は、平成 13 年に選定した「日本の重要湿地 500」から見直しを行い、平成 28 年に重要湿地 633 箇所を改めて選定した。可児郡御嵩町内美佐野地区においては、新たに選定された「No. 274 東濃・中濃地域湿地群」を構成する生息・生育域の「東濃地域湧水湿地群」が該当する。環境省 HP に記載はないものの、「東濃地域湧水湿地群」の中には「美佐野ハナノキ湿地群」と呼称されている湿地群が存在するとのことであった。

重要湿地に法的・制度的な範囲は存在しないが、有識者意見によると「美佐野ハナノキ湿地群」においては集水域山林を含む一帯のすべてを湿地群とみなすのが妥当、とのことであった。

以上を踏まえ、当社が今後計画していく発生土置き場については、御嵩町フォーラム等での有識者の意見等を踏まえ、引き続き、御嵩町との協議を進め、環境保全措置の内容を詳細なものとするための調査及び影響検討を実施する。また、ハナノキ等の重要な種が群生している谷部等については、事業者の取り組みとして、世代更新のために必要な作業や、重要湿地の保全のための活動に協力する考えである。

表 3-3　御嵩町フォーラム等での説明状況

開催日	主な説明の内容
令和４年５月28日 （第１回）	①フォーラム開催の目的　②フォーラム運営のルール　③有識者紹介 ④発生土置き場に係る経緯　⑤発生土置き場とは
令和４年８月11日 （第２回）	①第１回フォーラムでの質問に対する回答　②第３回以降のテーマ選定 ③自然環境の保全、生活環境への影響について
令和４年９月23日 （第３回）	①美佐野地区の地質について（要対策土とは何か？ウラン鉱床について）
令和４年11月10日 （第４回）	①盛土構造の安全性　②封じ込め工法の概要、二重遮水シートの耐久性
令和５年１月21日 （第５回）	①水質のモニタリング　②自然災害への備え ③重要湿地（ハナノキ湿地群）の保全
令和５年２月５日 （勉強会）	①重要湿地とは　②美佐野ハナノキ湿地群について ③湿地保全に関する意見交換
令和５年３月21日 （第６回）	①第１回～第５回フォーラムのまとめ　②町民と町との意見交換

第５回審議会資料

環境ジャーナリスト、環境カウンセラー　杉本裕明

■重要湿地の扱いについて：要約

第４回審議会に提出した資料で、町有地の候補地Ｂは、重要湿地の要件を満たし、町有地であることから、町の判断でこの湿地を守ることができると述べた。一方、ＪＲ東海の所有地である候補地Ａは、かつてゴルフ場開発が行われた土地で、数十万立米にのぼる大量の土砂が持ち込まれ、盛土が形成されるなど大規模土地改変が行われた土地である。

環境省の重要湿地選定の要件から外れていると見られることから、ハナノキが群生する一部の区域を除いて、新たな盛土の形成は可能と考えられる。その枠内で、希少野生動植物の保全策が取られることを望みたい。

また、サシバ、ミゾゴイについては、営巣する巣の位置と生息域等の具体的な情報を、町等に要望書を提出した日本野鳥の会（事務局・東京）に審議会に提供してもらい、ＪＲ東海が調査した地図等と合わせ、生息影響への影響を緩和する方策を検討することが重要だと考える。それをもとにＪＲ東海に対策を求めたい。生態系オフセッ

ト等の具体的な提案は次回に行う。

■本論

第４回審議会に提出した資料とほぼ同じであるが、重要湿地をどう評価するかがメーンであるため際提出する。盛土の安全性についてひとまず確認されたとしたことを前提に、候補地Ａと候補地Ｂの湿地の評価を行う。

まず、ＡとＢとは条件が全く違う。

●優良湿地の候補地Ｂには健全土を入れず、守る

Ｂは、環境省が指定した美佐野ハナノキ湿地群の中心部とも言える。ハナノキ等希少生物が多数生息し、これまで開発を免れていた地区である。町有地であり、町がイニシアチブを持っており、受け入れを断るべきである。

●候補地Ａは、候補地Ｂとは条件、状態が違いすぎる

次に候補地Ａを考える。Ａは、環境省が指定した美佐野ハナノキ湿地群に含まれると言うが、美佐野ハナノキ湿地群には明確な範囲、境界線がない（環境省による）上、過去にゴルフ場開発が行われた跡地であり（90 年代後半～2000 年代初期）、開発を免れてきた候補地Ｂとは、地歴、自然状態が違う。

候補地Ａの盛土と開発の状況を述べる。

御嵩町の第 4 回フォーラムにＪＲ東海が出した資料の候補地Ａの断面図 3 枚と地表面図 1 枚に「既設の盛土」が記されている（灰色部分）。大規模な土地改変が行われたことがわかる。

安定計算の結果（候補地A ⑥–⑥′断面）

条件	最小安全率	判定
常時	1.871	常時：1.5以上を満足
地震時	1.008	地震時：1.0以上を満足

安定計算の結果（候補地A ③–③′断面）

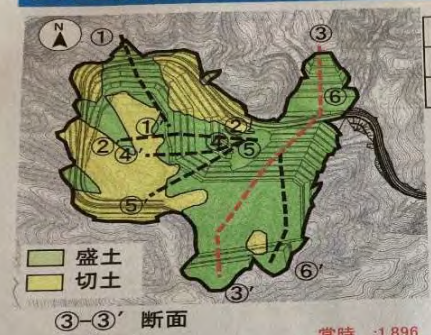

条件	最小安全率	判定
常時	1.870	常時：1.5以上を満足
地震時	1.008	地震時：1.0以上を満足

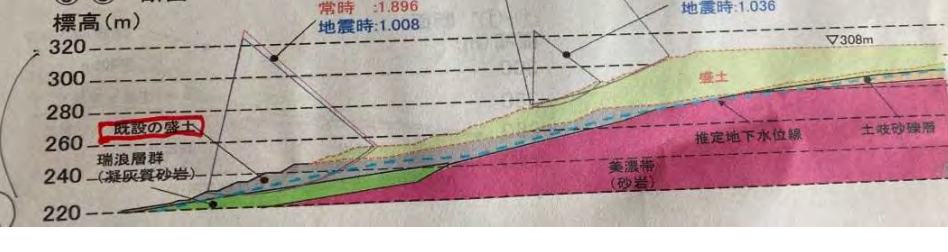

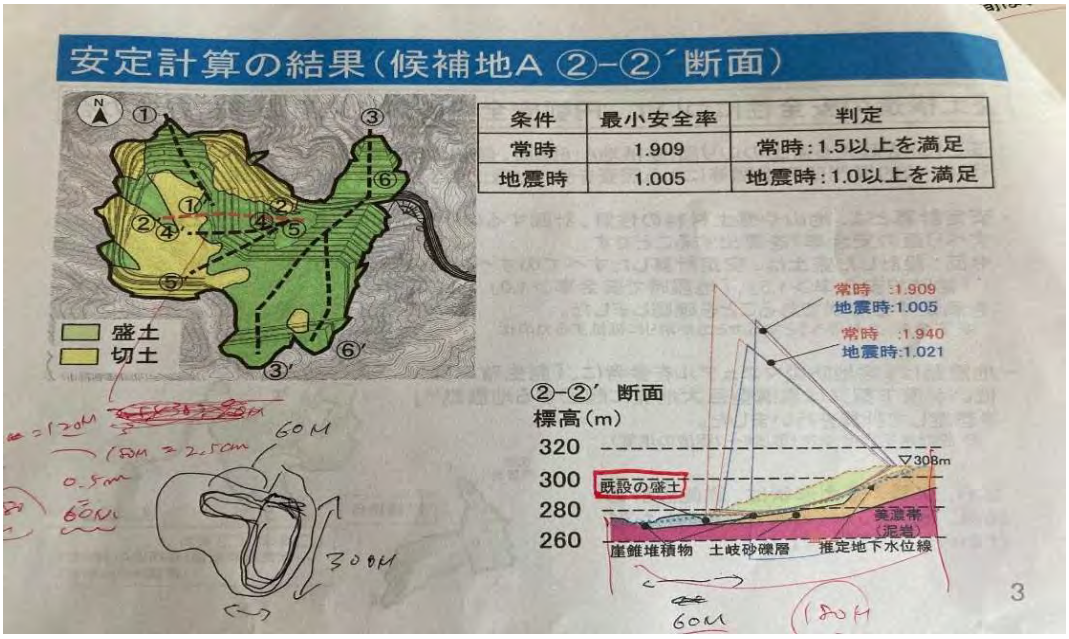

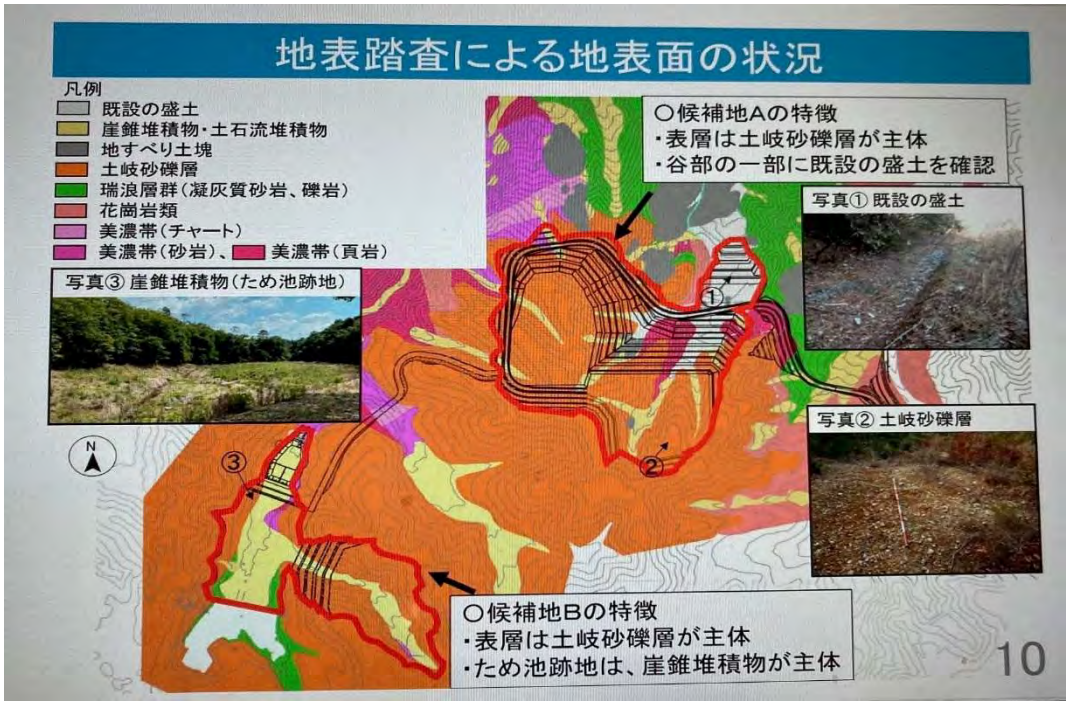

●大量の土砂で盛土されたゴルフ場の開発跡地

北東部から中心部にかけて、全体の 4 分の 1 ほどがすでに盛土され、最高で高さ 15 メートル程度ありそうだ。事業者が土砂を持ち込んだり、切り土で得たりしたことによる盛土の痕跡である（関係者からの聞き取りもある）。

図から盛土の量を大雑把に試算した。南北方向の盛土は、幅 120～180 メー

トル、平均 150 メートル、厚みは最高 15 メートル、平均 10 メートルとすると、54 万立米。東西方向の盛土は、厚み約 8 メートル、長さ 150 メートル、幅 60 メートルとすると計 7.3 万立米。合計 61.3 万立米となる。仮に 3 割引いても 40 万立米を超え、ＪＲが搬入を計画している発生土量を凌駕する。

関係者によると、切り土は主に中心部から南部にかけて行われ、スギ、ヒノキによる造林が行われている。東半分は南部のハナノキの自生地等を除き、大規模開発（自然改変）が行われている。

西側地区は、雑木林で、雨の通り道沿いに湿地状のところも存在する。土砂の運搬や重機の通行のために道路が走り、候補地Ｂのようにだれもが湿地と認める状態ではないと言える。

●自然状況は、開発を免れた候補地Ｂと違う

筆者が複数の町民から聞いた「幾つもはげ山があった」「砂利が敷いてあった」「乾燥している」との証言、審議会前に委員らが候補地Ａを視察した際、地表にむき出しの配管を見つけたことなどは、開発の痕跡の証左である。

また、岐阜県によると、県の指導を受けて事業者が北側に貯水池を設置しており、大規模開発が行われていたことを証明している。

地元住民を代表する審議会委員らは、新たな盛土造成の危険性を指摘している。当然のことながら、当時委員らは地元住民として危険なゴルフ場の盛土工事に警鐘を鳴らしたと想像する。その体験と教訓を、審議会でぜひ、語ってほしい。

●なぜ、ゴルフ場開発跡地が重要湿地に指定されたのか？

こうした一連の事実から、候補地Ａを、候補地Ｂと並ぶ重要湿地と評価しての土砂持ち込みに一律に反対することには合理性がないと考える。それに、そもそもここはＪＲの私有地である。

私は 2023 年夏、Ａの東隣のＪＲ東海のヤード周辺を踏査した。民家や事業所が存在し、スギ、ヒノキ等の林地はそのままＡにのび、湿地状のところは確認できなかった。別に踏査した専門的知識を持つ住民も、Ａの大半の区域とヤード周辺についての評価は同じであった。

環境省は、美佐野ハナノキ湿地群を重要湿地に選定するにあたり、地歴や自然状態をよく知らずに、選定した可能性がある。そもそも環境省の選定の目的は、開発者に湿地の存在を知らせ、保護区を拡大したり、開発時に環境への配慮を促すことにある。ゴルフ場開発を行い頓挫したＡの大半は、その目的にそぐわない。

●環境省指定の重要湿地とはこんなところ

ちなみに、環境省の重要湿地の共通の選定基準は以下の通り。

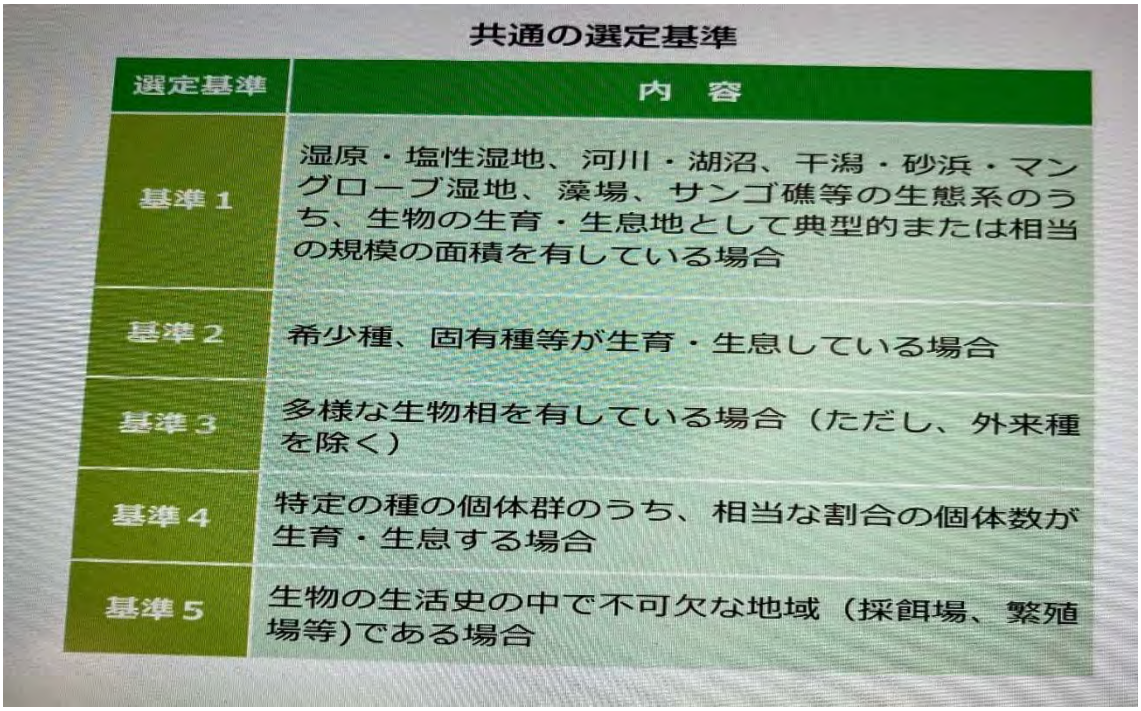

共通の選定基準

選定基準	内　容
基準１	湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合
基準２	希少種、固有種等が生育・生息している場合
基準３	多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く）
基準４	特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合
基準５	生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合

重要湿地は全国 633 湿地だが、環境省はその写真をホームページで公開している。重要湿地とはこういうところである。

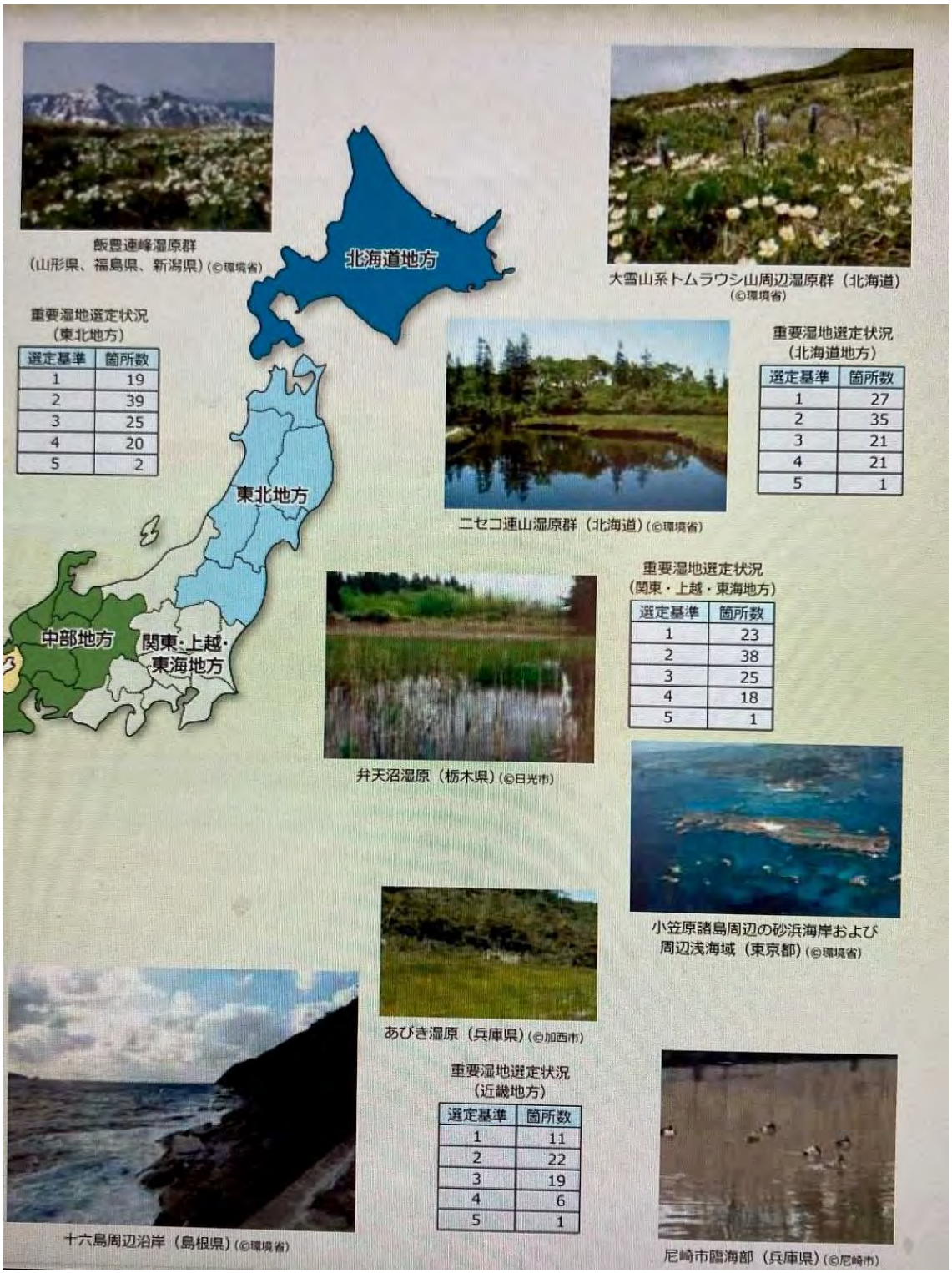

●富田委員は重要湿地申請の内容を示して

美佐野ハナノキ湿地群の重要湿地指定の根拠は、富田啓介愛知学院大学准教授が、2014 年に環境省の見直し検討会の委員に提出した文書（アンケート回答等）である。富田委員には、文書）の写しを審議会に提出し、押山川と木屋洞川の間を重要湿地として推薦した理由について、調査履歴、土地地歴調査結果等も含め、審議会に報告することを求めたい。

富田委員は、2023 年 2 月に町が開いた勉強会で「どこからどこまでが美佐野の湿地群というのは、特に決まったものはないんですけれども、湿地が特に集中し、この湿地と関連のある集水域というのも合わせて考えますと、（中略）、木屋洞川と押山川に挟まれた丘陵地一帯というふうに認識するのが、妥当なのではないか」と語っている。重要湿地選定の初期に係わった富田委員が、この後半部分の独自の見解を氏が流布し、重要湿地の公式見解として委員や町民に広がっているのではないかと考える。

ところで、環境省は 2001 年に日本の湿地 500 を選定した。その後見直すことを決め、有識者による見直し検討会を設置。全国の研究者等から候補地を挙げてもらい、検討、リスト化し選定した。環境省は 2016 年に 633 の湿地を公表した。

環境省は、過去にゴルフ場開発が行われ、盛土が行われ、その語放棄されていた土地であることについて「全く知らなかった」としている。見直し検討会のある委員は「アンケート用紙に記入してもらったが、必要十分なデータが備わっているものではない。このあたりと言っているにすぎない」と話している。

■重要湿地選定の環境省検討会委員長が語る

元環境省幹部で、見直し検討会の委員長に、重要湿地選定の狙いと意味を尋ねた。

●選定したと言っても「このあたりが」というだけ

――選定の狙いはどこにありますか？

委員長「環境省の重要湿地指定の狙いは重要湿地を公表することで、『開発する時には気をつけて下さい』と開発側に注意を促したものです。（開発を規制する）保護区を設定していません。重要湿地に選定したといっても、『このあたりが』と言うだけ。区域図はつくっていないし、線引きもしていません。だから地図もないでしょう。区域は決まっていませんから、これから徐々に調べて、保護区にしていくというのが、環境省の重要湿地選定の狙いです」

●「保護区とは違う。手をつけていけないと言ってない」

――これから詳しい調査をしていこうということで、詳しいことはわからないわけですね。

委員長「だから調べて、湿地の形態があるとなれば保護区にする。あるいは、ないから保護区にしないと。そういう判断がありえます。この線からこの線の間は手をつけてはいけないと分けたわけではありません。手を加えてはいけないなんて言ってないのです」

――申請では、ハナノキの自生地があるのを重視したようです。

委員長「選定には指定要件があります。このあたりにはこういう重要なものがいる、生物多様性がある、といったように。しかし、このへん一帯にあるといって指定しても、環境省は、そこに一切手を加えてはいけないと言っているわけではありません」

委員長「はっきり言えば、重要湿地になったところを開発するつもりなら、開発してもよいのです。別に規制がかかっているわけじゃないから。しかし、今回のケースは、環境アセスメントが行われ、その時に環境に配慮すべき場所であるとい

う位置づけになっています。だから支障があれば対策をとり、なければ問題がないとなります」

●「そういう主張に環境省はくみしない」

――重要湿地には、残土搬入を一切認めないという人もいます。

委員長「それは違います。そういう主張には、環境省はくみしませんし、もともとが、重要湿地はそういうものではありません。指定された重要湿地について、これから調査を行い、ここは保護区にしていきましょう。ここは開発してもいいでしょうと、議論していくことが必要だと思います。ＪＲ東海も重要湿地であることを最近知ったのだから、ここはこうする、そこはこうと、隠さず説明し、やっていけばよいと思います」（2024 年 1 月 5 日）

委員長の言葉で重要なのは、指定した重要湿地について、開発を止める法的な規制力はなく、開発が行われるのを妨げるものでないということだ。従って、ＪＲ東海の所有地の利用法について規制を加えることはできない。ただ、今回のケースでは、環境アセスメントで、事業者は環境に配慮することを求めており、岐阜県の環境影響審査会や県知事の意見をもとに環境保全対策を取る形を

とっている。

美佐野ハナノキ湿地群が、どこからどこまでの範囲かについては、環境省は定めてはいないし、そういうものではないことは、これも委員長の言葉から明らかである。従って、環境省が指定したことを利用して、建設発生土の持ち込みを認めないという理由付けに使えないことは明らかである。

このように書いたのは、湿地の議論でも、この土砂の持ち込みと埋め立てとの関係が争点となると考えたからである。

候補地Ａのうち、開発から免れたと見られるハナノキの成木 11 本、幼木 2 本の自生地等の保全に向けて、ＪＲに代償措置等のさらなる検討を求めたい（湧水湿地研究会の「東海地方の湧水湿地」2019 年には「造成途中で頓挫し、放置された跡地に蘇った湧水湿地」（125 頁）と微妙な記述がある）。

候補地Ａの希少動植物への配慮と生物多様性オフセット等具体的な代償措置についてだが、生物多様性オフセットは、今回の環境アセスの手続きが行われている関係で、環境影響評価法の基本的事項としての「環境保全措置指針に感ずる基本的事項」を踏まえた措置がとられるべきである。これに関連して、環境省は、「生物多様性オフセット」の考え方をまとめており、ＪＲ東海にとって参考となるだろう。

■第4回リニア審議会　盛土に係る重要湿地意見書

20230107　鈴木秀和

１．盛土に係る重要湿地意見書作成にあたって

押山川と木屋洞川に挟まれたエリアは、御嵩町、JR東海ともに重要湿地区域と認識している。（フォーラムを通じてその点は確認されている）

以下この重要湿地の呼び名については、環境省より当初に案として示された「美佐野ハナノキ湿地群」と記載します。

美佐野ハナノキ湿地群の**希少性、重要性**については、委員の中の専門の先生方に委ねることとし、重要湿地の選定と発生土置き場の計画・検討の経緯、御嵩町とJR東海の対応について検証し、盛土と係る重要湿地について意見を述べる。

２．重要湿地の選定と候補地計画・検討の経緯

年月	内容	年月	内容
		2007.3	ゴルフ場計画が頓挫、税の滞納の代わりに、御嵩町は土地12.3ha（登記簿）を1億1千万円で取得した。 目的は研究開発拠点あるいは工業団地開発
2012.2	JRのリニア環境評価方法書に対する岐阜県知事意見が公表 （重要湿地は回避するよう検討）		
2013.9	上記の岐阜県知事意見に対するJR東海の見解が公表 （前沢湿地は回避したと回答）		
2014.8	御嵩町が発生土置き場の候補地として美佐野全体ｴﾘｱ(130ha)を情報提供		
		2015.2 （**資料1**）	アドバイザー会議で重要湿地見直し情報を共有(JR、御嵩町、ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ)
		2015.8 （**資料2**）	環境省⇒岐阜県⇒御嵩町、重要湿地の見直し案の照会 「美佐野ハナノキ湿地群」の記載あり
		2015.9	御嵩町より県への回答 湿地を保全する考えに同調できる

		（資料3）	美佐野ハナノキ湿地群については、町は推薦していない、リニアが通過する計画、活用の方向も決まっていない、と回答
		2016.4 （資料4）	環境省より重要湿地の見直しが発表 美佐野ハナノキ湿地群の記載なし 東濃地域湧水湿地群に含まれる見解
2017.3	JR東海は候補地Aの計画案を提示		
2018.7	JR東海は候補地Aの一部の反対で全量が置けないことから町有地で要対策土を確保したいと打診		
2019.8	JR東海は町有地も加えた候補地A、B、2か所計画案を提示（候補地A,Bの間は、ハナノキ等の群生地であり、JR東海としても避けた計画としたとの説明） 町は当初は町有地を研究開発拠点、工業団地に活用できないかを要望、若しくは発生土を亜炭鉱跡空洞に活用できないかを模索、JRに検討依頼するも結果はできないとの回答。		約6年間 当該地が重要湿地に選定されていた事実を町は公表しなかった。 （JRもその点は言及せず） その間に左記のとおり、発生土置き場の計画を進めていた。
		2022.5	受け入れ前提にフォーラム開催開始
	以降、微修正はあるものの、現在の候補地A、Ｂ案の内容	2022.11 （資料5）	サンデー毎日で、当該地が重要湿地に選定されていた事実がスクープされる
		2022.11 （資料6）	朝日新聞他でも重要湿地であった事実を町が6年間公表せず、との記事 フォーラムの中で説明を求める声が多く出たことから
	2023.2～2023.12 JR東海は、候補地Aの買収を進めほぼ完了。	2023.2	環境省も招いて重要湿地の勉強会を行った
		2023.3	ﾌｫｰﾗﾑ終了、御嵩町はﾌｫｰﾗﾑを通じて安全性は確認できなかったと判断
		2023.7	町長交代、新町長はｾﾞﾛﾍﾞｰｽで検討すると審議会設置を表明

2023年2月7日　西村環境大臣のコメント（記者の質問に対する回答）

質問の美佐野ハナノキ湿地群について、環境省とすれば、自然環境を守るということは重要なことと思っておりますが、重要湿地に選定することによって法的な規制が生じるものではない現状において、事業者、そして住民、そして自治体のみなさんとしっかり協議をしたうえで進めていっていただきたい。

大臣発言のキーワードは3つ

①自然を守るということは重要

②重要湿地選定により法的規制が生じるものではない

③事業者、住民、自治体のみなさんでしっかり協議

すなわち、

自然を守ることは重要であるが、重要湿地に選定されたからと言って、そこに法的な規制は生じない。つまり重要湿地選定地において、自然保護と開発との相反する事項について法では決められていないので、関係者で協議して下さいということです。

３．岐阜県知事意見とJR東海の見解

下記の資料は、平成23年中央新幹線の環境影響評価方法書（岐阜県版）に対し、平成24年に岐阜県知事がJR東海に対して出した意見と意見に対するJR東海の見解（平成25年）です。

これによると、知事は路線、付帯施設の位置・規模の具体化にあたり環境保全の観点から“貴重な動植物の生育に密接に関係している重要な湿地”を回避するよう意見をし、それに対しJR東海は、環境省が「日本の重要湿地500」に選定している前沢湿地については回避しました。と答えています。

『美佐野ハナノキ湿地群』が日本の重要湿地に追加されたのは、平成28年（2016）であり、方法書の時点では重要湿地ではなかったですが、その後重要湿地に選定されたことにより、JR東海はその後の付帯施設の具体化（発生土置き場も当然に含まれる）にあたっては、“前沢湿地を回避した”と回答したと同じく、美佐野ハナノキ湿地群を回避すべきであることは、言うまでもありません。

6-3 方法書について岐阜県知事の意見及び事業者の見解

事業者より、平成23年11月30日に岐阜県知事に、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見の概要を送付した。

その後、平成24年2月28日に岐阜県知事より、環境の保全の見地からの意見を受けた。以下に、岐阜県知事から受けた意見及び事業者の見解を示す。

表 6-3 (1) 岐阜県知事からの意見と事業者の見解

岐阜県知事からの意見	事業者の見解
＜総括的事項＞ 【事業計画】 1 路線やその他の付帯施設の位置・規模の具体化にあたっては、環境の保全の見地から特に重要と考えられる次の地域を回避するよう慎重に検討すること。 ・ウラン鉱床やそのおそれが高い場所(地層) ・廃棄物の埋設・土壌汚染の可能性が高い箇所 ・貴重な動植物の生育に密接に関係している重要な湿地	第3章に記載のとおり、岐阜県内における路線は、地形・地質等の制約条件を考慮するとともに、超電導リニアの超高速性を踏まえ、できる限り直線に近い線形としました。 文献調査により確認したウラン鉱床は回避しました。 路線がやむを得ず通過する美濃帯などにおいて可能性のある自然由来の重金属を確認した場合には、法令等に基づき適切な対応を図ります。また、ヒアリングにより確認した廃棄物の埋設箇所は回避しました。 環境省が「日本の重要湿地500」に選定している「沖ノ洞・上ノ洞」「前沢湿地」を回避するとともに、「大湫」付近はトンネル構造とし、「大湫」の主要部を回避するなど、環境保全の面についても配慮しました。

重要湿地において、たとえ地下のトンネルであろうと回避しなさいとの意見は、トンネル掘削により地下水脈が変わり、地上の湿地の水を枯らせる可能性が高いからに他なりません。ましてや、地上の湿地部分を残土処分場にして湿地を破壊する行為は回避すべき行為であり、JR東海自らも重要湿地を回避すると明言しています。法的規制はないですが、事業者として重要湿地の回避を約束しているものです。

この美佐野ハナノキ湿地群が選定されたのは、平成28年（2016年）であり今から6年以上前の話です。当時の議事録からもわかる通り、重要湿地の選定についてJR東海は情報を得て、かつ御嵩町と共有していることはハッキリしています。**（資料1）**2023年8月になって知りました、とのJRコメントは全く根拠のないものです。

４．環境基本条例と御嵩町の対応について

平成14年制定の環境基本条例は、産業廃棄物処分場の建設をめぐり、全国初の住民投票を実施した結果、「健康に生きていける環境」を選択、すなわちカネより命、地球環境破壊の世紀から地球環境保護の世界への転換を選択した。

御嵩町では町の特性である自然と人間の資源を活かしつつ、先人から受け継いだ豊かな環境を後世の人に引き継ぐべく、町、事業者と町民が一体となって、良好な環境の保全と快適な環境の創造に取り組み、安心して暮らせる町を目指す。
と条例冒頭に高らかに謳いあげています。
環境基本条例は、これによって開発を規制する法にはなりえませんが、
まさに御嵩町が掲げる精神であり、環境行政の基本となるものです。

本来は、平成27年、28年にかけて、美佐野ハナノキ湿地群が選定された際、町民に開示し、環境基本条例19条にある御嵩町環境審議会を開催し、JRからの発生土置き場申し出について、重要湿地と置き場について環境面からの対応を審議すべきでした。にも拘らず、重要湿地に選定された事実を開示せず（これはJR東海も同罪である）、ゴルフ場開発が頓挫し、税の滞納代わりで得た土地をJRの発生土を使って、研究開発拠点若しくは工業団地にできないか、それがダメなら発生土を亜炭鉱跡空洞充填に活用できないかと、御嵩町にとって大きな課題を何とかしたいとの町長の気持ちも分からぬではないが、岐阜県知事が“残念なプロセス”とコメントされた通り、
町長の判断で長時間引っ張ったそのプロセスが、現在の混乱を招いてしまった最大の原因です。

５．まとめ

返す返すも、何故平成28年（2016年）時点で、重要湿地とトンネル発生土置き場の話を公にしなかったのか悔やまれます。**結局ここに至って、町、住民、事業者の誰もが困る状況になってしまいました。**

(1)**要対策土**については、①当初は話が無かった事、②遮水シート他安全性が確認できない事、③他市の対応から他の方法が選択できる事、から受け入れはできない。

(2)**健全土**の盛土については、
①健全土が健全であることを担保する検査体制とする事
②盛土の安全性については、委員会データの開示、排水管理について変更する事
③発生土は廃棄物ではないので有効利用が原則、であることから

候補地Bについては、町の方針に合致しない計画であるので、置き場計画は受け入れられない。
ましてや、残りの町有地は、重要湿地の中でも特に重要な場所。ここは町有地全体を湿地として保護すべきエリアです。

候補地AについてはJR東海が取得済み、有効活用を明確とした上で、計画内容の一部改善を条件に置き場計画受入れもやむを得ないと考えます。

(3)但し、重要湿地との関係について、JR東海は方法書に対する知事意見に対して、重要湿地は避ける、と自ら回答をしていることから、むしろ**JR東海として重要湿地エリア内の計画地A、Bを発生土置き場としない**、と言うべきではないでしょうか。
　更には、著名な環境関連団体が本計画に対し下記の通り、**見直し、回避を求めている事実をJR東海は無視して強行する**つもりなのでしょうか。

①2023.3.27	**一般財団法人日本生態学会　自然保護専門委員会** リニア発生土置き場設置計画の見直しを求める要望書
②2023.8.3	**公益財団法人日本野鳥の会** サシバ、ミゾゴイ等の希少鳥類生息地保全のため残土処理場予定地を変更するよう要望
③2023.10.6	**NPO法人ラムサール・ネットワーク日本** 美佐野ハナノキ湿地群を埋め立てる残土受け入れを拒否し湿地群の保全に全力を尽くすよう求める
④2023.12.20	**公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン）** **名誉総裁　秋篠宮皇嗣殿下** 美佐野ハナノキ湿地群の保全に関する声明

重要湿地に選定されたから法的規制が生ずるものではないとのことから、こちらから法違反であるとは言えません。しかしながら、
方法書に対するJR東海自らの回答、および上記団体からの計画の見直し、回避の求めに対し、JR東海の自らの判断で発生土置き場を回避する決断を期待します。

(4)まとめ

　重要湿地については、御嵩町が条例違反と思われる開示をしなかった事実があり、町長の判断で研究開発拠点・工業団地の開発等の検討、それがダメなら亜炭鉱跡空洞充填への活用とさんざん交渉を引っ張ってきた事情があります。
また、私もリニアトンネル工事そのものに反対するものではない、と発言してきたとおり、トンネル工事そのものへの協力はやむを得ないと考えることから、
候補地Aについて、工事ヤードからの余剰土置き場としての利用、および要対策土の処分先への移動前一時置き場としての利用については、止むを得ないと考えます。
（私のケース区分で言えば、ケース４）

なお、**候補地A**の健全土の置き場については、上記記載の通り、方法書の回答に同じ重要湿地であるので回避する、あるいは環境関連団体の要望を受け入れ回避する、とJR東海が言わない限り、既に取得済みであること、法的規制が無いとのことなので、拒否することはできません。
但し、発生土は廃棄物ではないので候補地Aの有効活用を明確にし、重要湿地への影響を極力軽減すること、重要湿地の保護保全への協力を条件に、JR東海との交渉に臨んでいただきますよう要望します。
（私のケース区分で言えば、ケース３）

以上

資料7　図面（等高線、候補地、平場、湿地、町有地を記載）
資料8　第3回審議会で配布：検討マトリックス（ケース１－５）

資料1

御嵩町生物環境アドバイザー会議　会議録

日時：平成２７年２月１７日　午後１時３０分～
場所：第１委員会室・入札室

○出席
[redacted]

○欠席
[redacted]

○事務局
環境モデル都市推進室長　須田和男
環境モデル都市推進室　副室長　可児英治、同主査　松井繁憲

○JR東海
[redacted]

○[redacted]

○[redacted]

1、会議

[redacted]

リニア中央新幹線建設に伴う残土について、昨年８月に候補地を県が公表している。今後生物調査を行い、適か不適かを含めて検討することとなる。希少生物等に関する情報提供等についてご協力をお願いしたい。

[redacted]

（パンフレットにより環境影響評価書について説明）
坑道の出口からも近い。公道を通らずに搬入できるので、何とかこの場

所で計画したい。まずは環境についての調査を開始したい。調査実施にあたり皆様の情報をお寄せいただき、今後の調査に生かしていきたい。

発生土置き場については未定であるので、県内それぞれの候補地において調査することとなる。

（環境影響評価書のあらまし　P１６「発生土置き場の調査について」を用いて説明。）

[redacted]

ここまでで何かご質問等があればお願いしたい。

[redacted]

候補地になる前に、適地かどうかを調べたのか。ここは適地ではない。

町有地であるということやトンネルから近いという理由であれば、あまりにも軽率である。大して土も入らないと思うが。

[redacted]

JR としては、ご紹介いただいたということもあるが、有力な候補地だと考えているので、どういった設計をしたらいいのか、対応できるのかといったことを地形も含め、調査したうえで検討したい。

[redacted]

候補地は町有地のみなのか。どのくらいのものを御嵩町としては想定しているのか。想定している場所も含めてどうなのか。

[redacted]

民有地の所有者の意向まで聞いてはいない。

[redacted]

どれ位の広さで計画・想定しているのか。

[redacted]

元々ゴルフ場の計画地であり、町有地や民地もあるので・・・。

[redacted]

先ほど公道を通らずに搬入できるという話があったが、それだと私有地を提供してもらわないと運べないのではないか。

[redacted]

そういった話も含めて検討する。

[redacted]

調査会社の人も来ていると思うが、ハナノキを移転したら、そこに自生しているという意味がなくなるということを知っているか。候補地となっているところはハナノキがたくさんあるが、どのような保全措置があるのか。それができるのか。

[redacted]

調査自体がこれからなので・・・。

[redacted]

土岐の工業団地「アクアシルヴァ」を造成したときは、一番大きなハナノキの谷は[redacted]に残した。そして、工業団地内のハナノキは移転して一カ所に集めた。そういうやり方ができるだろうと思っているかも知れないが、できない。

土岐は「アクアシルヴァ」を造成しても、隣の五斗蒔に日本で二番目の大群生地を残している。御嵩町はここをつぶしたらほかには無い。

[redacted]

候補地ですから、これからじっくり調査をした上で・・・。

[redacted]

候補地になる前に分かっていることである。

[redacted]

今日の話の中で、何度も「有力な候補地」と言われている。もう決めたことであると判断している。我々に何を聞いてどうするのか。

[redacted]

まずは今日資料もお持ちいただいているので、ご説明をお願いしたい。

[redacted]

（資料により説明）

レッドデータブック策定の際に、鳥・植物を調査。

御嵩町は上之郷のみにハナノキが残っている。

日本に100個体以上集まっているところは、現在日本に三カ所しかない。

今後の調査で150～200個体確認出来れば、非常に貴重なものである。

周辺の地域とつながりがあるのか、遺伝子レベルでの調査が行われると

ころである。

また、ハナノキは雌雄異株が定説であったが、両性種が存在する可能性がある。雄雌の花が同じ木に付いているものを調査してほしいと依頼されている場所である。

ハナノキだけでなく、シデコブシやミカワバイケイソウ、カザグルマも存在する。こういう所を埋めたてるのはどうか。東海地方の固有種である。

鳥としてもおもしろい所である。ヤマセミの群落、ミゾゴイの死体を確認している。ミゾゴイの生息確認はしたが、残っている巣はあるものの営巣確認は出来なかった。

サシバについては、ずっとこの場所で営巣している。

ミゾゴイは是非発見してほしい。

ハナノキは8年間調査している。

[redacted]

鳥類の資料をいただいたが、図上で営巣位置を確認していただいているのはどれか。

[redacted]

ヤマセミ・ミゾゴイは確認地点、サシバは営巣地点である。

リニアのトンネル付近にはカキノハグサがある。移転は可能である。

町有地に直径1mくらいのハナノキがある。立派な木なので助けてやってほしい。

レッドデータブックから外れたイヌブナも存在している。

[redacted]

調査した時期はいつごろか。

[redacted]

2005年頃、以前[redacted]の責任者の方の案内で山に入った。

去年の春頃に調査したのが最後である。

山深くて入りにくいため、鳥の営巣確認は困難であり、レッドデータブックへの掲載をあきらめたという事情がある。よく調査してほしい。

御嵩町は昨年湿地を守る活動をしている。ここもハナノキ谷の湿地であるので、同じように保全していただけたらと思っている。

現在[redacted]の先生が湿地の研究をしていて協力してほしいと言われている。

この場所が日本の湿地500選の候補地になっているそうだが。

[redacted]

環境省の中部環境事務所に確認したところ、まだ原案の段階であるが、前沢湿地以外で御嵩町の湿地を指定することは考えていないそうである。ただ、岐阜県の他の湿地を含めて東濃湿地丘陵群としての指定については検討しているとの話であった。

今後御嵩町にも連絡があるはずである。

[redacted]

正式に指定が無くても、そうした候補地になるような湿地である。

天然記念物になるほどの価値がある。

ゴルフ場の候補地であったが運良く頓挫し、やれやれと思っていた所であったが・・・。

（昆虫・水性生物班と分かれたらどうかという提案により、[redacted]は別室へ移動）

[redacted]

春から植物の調査に入りたいと考えている。

[redacted]

ハナノキについては、[redacted]先生が研究中である。同じ枝に雄雌の花が咲くことについては、まだ確認されていない。研究者としては発見者第1号になりたいと考えている。そのステージがここである。

[redacted]

本日貴重なデータをいただいたので、これを元に現在の状況を再確認して、それから考える。

[redacted]

埋め立てをやるとしても、規模・範囲も含めて未定である。

[redacted]

私はここより小和沢の方が良いと考えている。植物も 3 種類くらい移転すれば大丈夫である。ここにバイオマス発電やエコな施設を作った方が良い。

ここも国定公園にした方が良い。

候補地にする前に、なぜ聞かなかったのか。それとも私たちを遠ざけたのか。

[redacted]

今のところ[redacted]さんのグループが把握しているものとしては、ここに示してあるデータが全てであるか。

[redacted]

ハナノキを確認したついでに作成したデータであるので、全てを確認しているわけではない。また、ハナノキの花の時期である春しか行っていない。

[redacted]

我々がそれ以外のものも含めて調査する。

[redacted]

猛禽類についてはどのように調査したのか。

[redacted]

春にバードウオッチングをしたときにサシバの鳴き声で確認した。
巣材を運んでいる状況も確認した。

[redacted]

猛禽類は営巣時期に場所を確認出来れば、その後は定点で調査する。

[redacted]

サシバの餌はカデ・鳩の雛等である。ハチクマ・ミサゴも確認した。猛禽類が多い。鬼岩のドライブインでフクロウの死骸も確認している。

[redacted]

コンサルタントとしては大変貴重なデータであるが、こうしたデータはお借りしても良いか。

[redacted]

本日はJRに提供しようと思いデータを持ってきたところ。
ハナノキの位置についても直接で位置確認をしている。(携帯GPSで確認したもの) 本数はほぼこれくらいである。
[redacted]合格した話)
位置情報の番号についてはハナノキの幹にマジックで書いてある。

言いたいことが二つある。
ひとつは、御嵩町は環境モデル都市で、環境未来都市を目指しCO2削減をめざしているのに、木を大量に伐採しようとしているのは由々しきことであ

ること。

二つめは、町内の残土処分場で、私の関わったところは二カ所あるが、公共工事で発生した残土のみを入れ、また構造的にも水を汚染しないと業者（[redacted]）が言ったにもかかわらず、イトモ・トンボ・アカガエル等いなくなり下流の池が死の池になったり（井尻）、池が干上がったり（藤板）している。

埋めてみたら、やはり悪影響が発生し、生物が死滅している。残土は危険だと思う。下流の可児川が汚染されると大変である。

また、調査会社が[redacted]会社ということで、何か生物が出ても隠されてしまうのではないか。調査の結果はオープンになるのか。

[redacted]

隠すようなことは無い。

評価書に結果を記載することになる。

[redacted]

カキノハグサは移転する等で保全してほしい。また、町内のほかの場所でも生育しているものであるし、この地域しかないというものでもない。

しかし、ハナノキやシデコブシは（生育環境も含めて）この地域固有のものなので、移転もすべきではない。

[redacted]

調査させていただいて、やるとすればどういう方法があるか、結果が出た後に相談させていただきたい。

[redacted]

真多蔵ため池は、水を抜けば、元々あったはずの湿地に戻る。この一体を国の天然記念物に指定して、国定公園化して郷土の宝として残したい。

[redacted]

まずは今日のところは、調査に入らせていただきたいという話である。今後必要であれば、ご意見・ご助言をお聞きすることもあると思うので、よろしくお願いしたい。

[redacted]

（ハナノキ巨木・オオサンショウウオ・ヒナノシャクジョウの話）

（昆虫・水性生物班は先に終了）

資料2

事　務　連　絡
平成２７年８月１８日

各市町村
　生物多様性保全御担当者　様

岐阜県環境生活部自然環境保全課長

「生物多様性の保全上重要な湿地」の公表に向けた最終確認について（依頼）

このことについて、別添のとおり環境省自然環境計画課から最終確認の依頼がありましたので意見照会します。修正が必要な場合は、リストに具体的に記入してください。

選定された重要湿地は、生物多様性の保全上重要な場所であることの認知度を高め、その保全についての配慮を促す基礎資料等として活用することが考えられており、選定されることで規制が生じるものではありませんが、選定、公表されることにより貴市町村で計画・実施されている事業に重大な影響が及ぶ恐れがあると見込まれる場合は、その旨をご回答ください。

尚、このリストは、環境省が全都道府県分まとめて公表する予定であり、今回はそのための最終調整です。本資料は公表前の段階のものですので、取扱いには十分ご留意願います。

つきましては、本リストが公表資料となることを踏まえて確認して頂き、下記によりご回答ください。

記

○依頼内容
　「重要湿地リスト」を確認、修正し、報告してください。

○期限・回答先
　平成２７年８月２８日（金）
　担当：大西あてメール（onishi-yu@pref.gifu.lg.jp）にて回答してください。
　※　意見なき場合も、その旨をご連絡ください。

○その他
　選定基準については、環境省発出文書の裏面をご確認ください。
　参考　環境省ホームページ　日本の重要湿地500

岐阜県　環境生活部 自然環境保全課　生物多様性係			
係　長	山田	担　当	大西
電　話	058-272-1111（内線 2700）		

御嵩町役場
27.9.-7
御環第70号

「日本の重要湿地 500」見直しについての経緯

H27.8　自然環境保全課

平成 13 年度

・環境省が「日本の重要湿地 500」を選定、公表。

・開発案件に配慮を促す根拠、自然公園法の保護区設定・ラムサール条約湿地選定等の基礎資料等として活用。

・県内の選定地は別紙のとおり。

平成 26 年 5 月 8 日

・環境省が選定状況の見直しを開始。

・環境省から県に、選定されている湿地について現況の情報提供依頼がある。

→　当課から市町村に照会をかけ、湿地の現況について回答する。

平成 26 年 7 月 14 日

・環境省から県に、H26 年 5 月の情報提供の再依頼と、追加を検討すべき湿地の情報提供依頼がある。

→　当課から、追加すべき新たな湿地候補に「なし」と回答する。

平成 27 年 2 月 18 日

・環境省から県に、環境省がこれから開催する検討会の資料について、内容の確認依頼がある。

・提示された資料に、追加される湿地として以下の記述がある。

（1）新規の湿地：３ヵ所

・夜叉ヶ池及び周辺湿地

・伊自良川の後背湿地の河川・水路

・土岐市の湧水湿地群

（2）既に選定されている湿地に生物分類群を追加する湿地：１ヵ所

・No.223 養老地域の湧水群

（3）既に選定されている湿地の範囲の拡大：１ヵ所

・東濃・中濃地域湧水群

→　当課から、「意見なし」と回答する。

今回分

平成 27 年 8 月 3 日

・環境省から県に、見直した重要湿地の公表に向けた最終確認依頼がある。

別紙

「日本の重要湿地500」H13年度に選定された県内の湿地

1	No.209	（石川県とともに）白山の湿原・雪田草原
2	No.223	養老地域の湧水群
3	No.224	天生湿原
4	No.225	沖ノ洞・上ノ洞
5	No.226	大湫
6	No.227	津保川流域の農業用水系
7	No.228	前沢湿地・須衛湿地
8	No.229	木曽三川合流域の河川・水路・ため池群
9	No.230	長良川・木曽川水系のサツキマス、ネコギギ生息地
10	No.245	（愛知県とともに）濃尾平野外縁部のウシモツゴ生息地

今回の見直しで提示された湿地

1	No.209	（石川県とともに）白山の湿原・雪田草原
2	No.223	養老地域の湧水群
3	No.224	天生湿原
4	No.226	（旧：大湫）東濃・中濃地域の湿地群 （No.225沖ノ洞・上ノ洞、No.228前沢湿地・須衛湿地をNo.226大湫に統合・範囲拡大）
5	No.227	津保川流域の農業用水系
6	No.229	木曽三川合流域の河川・水路・ため池群
7	No.230	長良川・木曽川水系のサツキマス、ネコギギ生息地
8	No.245	（愛知県とともに）濃尾平野外縁部のウシモツゴ生息地
9	新規	夜叉ヶ池及び周辺湿地
10	新規	土岐市の湧水湿地群
11	新規	伊自良川の後背湿地の河川・水路

別添

1．追加される湿地

以下の湿地は、とくに生物分類群欄に記した分類群の生育・生息地として、生物多様性保全の観点から重要な湿地であることがわかったため、「改定重要湿地」に新たに追加される見込みです。

（1）新規

(いずれの生物分類群でも選定されておらず、かつ、近傍に統合できる湿地がない場合)

湿地名	都道府県	市町村名	湿地タイプ	生息・生育域	生物分類群	選定理由（公開情報）
夜叉ケ池および周辺湿地	福井県，岐阜県	南条郡今庄町古池，岐阜県揖斐郡坂内村	その他の湿地	夜叉ケ池周辺のクロサンショウウオ生息地	(11)爬虫両生類	クロサンショウウオ(日本固有種)の生息地西南限であるため.
伊自良川後背湿地の河川・水路	岐阜県	岐阜市	河川	伊自良川後背湿地の河川・水路(村山川・新堀川)	(10)淡水魚類	[redacted]など東海地方で貴重な種の生息地であるため．また，[redacted]など，東海地方に固有な種の生息地であるため．全国的に減少傾向のあるタナゴ類の生息地としても貴重である.

（2）生物分類群の追加

(いずれかの生物分類群ですでに選定されている場合)

湿地名	都道府県	市町村名	湿地タイプ	生息・生育域	生物分類群	選定理由（公開情報）
No.223 養老地域の湧水群	岐阜県	養老郡養老町，海津市，大垣市	湧水地	養老地域の湧水群	(06)淡水藻類	タンスイベニマダラ，イズミイワノカナなど貴重な種が生息しているため.

（3）範囲の拡大

(近傍に統合できる湿地がある場合)

湿地名	都道府県	市町村名	湿地タイプ	生息・生育域	生物分類群	選定理由（公開情報）
土岐市の湧水湿地群	岐阜県	土岐市	湧水湿地	1 大向川ハナノキ湿地群、2 一の沢川シデコブシ湿地群、3 北畑池シデコブシ湿地、4 大富・北畠池周辺湿地群、5 泉北団地東部湿地群、6 園戸池・市之沢池周辺湿地群、7 定林寺湖北部湿地群、8 賤洞湿地群、9 穴洞湿地群、10 西山谷川湿地、11 猿洞川湿地群、12 下石・西山地域湿地群、13 陶史の森湿地群、14 むくろじ川湿地群、15 妻木・大平湿地群、16 柿野温泉東部湿地群、17 柿野北部・奥北部湿地群、18 入海道こぶしの里湿地、19 雨沢湿地群、20 細野シデコブシ自生地、21 蘭仙湿地群、22 不動川源流域湿地群	(01) 湿原植生	北畑池周辺湿地群をはじめとして，シデコブシやハナノキの自生地である湧水湿地がまとまって分布する．土岐市内の湿地数は数百であり，東海地方でも類を見ない湧水湿地集中地域であるため．
東濃地域湧水湿地群	岐阜県	中津川市，恵那市，瑞浪市，土岐市・，御嵩町，可児市，多治見市，美濃加茂市，富加町，坂祝町，関市，各務原市	湧水湿地	大森湿地群（可児市）、前沢ダム周辺湿地群（御嵩町）、美佐野ハナノキ湿地群（御嵩町）、窯洞溜池湿地（多治見市）、境西湿地（多治見市）、虎渓山湿地（多治見市）、竜吟湖周辺湿地群（瑞浪市）、松野湖周辺湿地群（瑞浪市）、大湫町周辺湿地群（瑞浪市）、釜戸町ハナノキ湿地群（瑞浪市）、大根山湿地（恵那市）、黒ノ田東湿地（瑞浪市）、千旦林岩屋堂ハナノキ自生地（中津川市）、根ノ上湿地（中津川市）、馬篭ハナノキ自生地（中津川市）、椛ノ湖周辺ハナノキ自生地など	(01) 湿原植生	シデコブシ，ハナノキといった湿地林構成種が集中的に分布しているほか，ミカワバイケイソウ，トウカイコモウセンゴケなど東海丘陵要素植物も多く存在する．ヒメヒカゲ，[redacted]など国内で分布が限定的な希少野生生物の生息地でもあるため．
					(13) 昆虫類	瑞浪市大湫町の周辺湿地ではグンバイトンボが生息するため．

『日本の重要湿地500』では、昆虫類で、「No.226 大湫」が選ばれている。「改定重要湿地」では、湿原植生の観点からも湿地範囲を見直し、範囲を拡大した。

２．再選定見送りが検討されている湿地

該当する湿地は「なし」

以上

資料3

収受	平成　年　月　日	起案	平成27年9月10日	決裁	平成27年9月14日	施行	平成27年9月14日

決裁区分	公印	公印押捺承認	起案者	環境モデル都市推進室			
(甲)乙 丙 丁				職	副室長	内線	2232
公開・非公開の区分	不要			氏名	早川　均		
(公開)・一般公開・非公開							

施行上の注意	書留　配達証明　内容証明　電報　速達　親展　はがき　荷物　ファクシミリ　電子メール

町長	副町長	総務部長	企調担当参事	室長	副室長	係員
					起案者に同じ	
合議				企画課長	企画調整係長	係員

環境省「生物多様性の保全上重要な湿地」の公表に向けた確認回答について（伺い）

平成27年8月18日付け 事務連絡で、岐阜県環境生活部自然環境保全課長より依頼のありました件について、別紙のとおり回答してもよろしいか。

記

1. 回答書　　別紙のとおり

2. 提出先　　岐阜県環境生活部自然環境保全課（生物多様性係）

3. その他　　環境省自然環境計画課から岐阜県へ確認依頼
↓
岐阜県より該当地市町村へ確認依頼

※御嵩町該当地 ⇒ 名称：東濃地域湧水湿地群
・前沢ダム周辺湿地群
・美佐野ハナノキ湿地群　の2か所

※公表は今年中にはしたいとのこと（環境省自然環境計画課談）

御嵩町

事 務 連 絡
平成27年9月14日

岐阜県環境生活部自然環境保全課長　　様

御嵩町長　　渡 邊 公 夫

「生物多様性の保全上重要な湿地」の公表に向けた最終確認について

平成27年8月18日付け　事務連絡で依頼のありましたことについて、御嵩町の回答は下記のとおりです。

記

○御嵩町は「御嵩町環境基本条例」「環境基本計画」や「町版レッドデータブック」を作成する自治体として、環境保全に力を入れてきており、重要な自然環境を守ること（環境省の湿地を保全していこうという考え）に同調できる。

○しかしながら、候補となった「美佐野ハナノキ湿地群」について、町としては、環境省・岐阜県に対して、これまで、推薦をしてきた経緯はなく、「保全上重要な湿地」に選定される理由等を詳細に把握しておらず意見を述べる立場にない。
選定に至った経緯などを環境省にお尋ねしたい。
＊前沢ダム周辺湿地群については、これまでも町として保全への取り組み（町と地権者とが自然環境保全管理に関する協定を締結されている湿地を含む）をしてきたところである。

○また、特に「美佐野ハナノキ湿地群」にかかる、美佐野地域には、現在、国策（国土強靭化）として推進されているＪＲ東海の「リニア中央新幹線計画（御嵩町内をリニア中央新幹線が通過する計画）」に該当する地域がありＪＲ東海による環境アセスメント調査が実施された。その結果に対する環境大臣の意見と、今回の選定に関連性があるのか環境省にお尋ねしたい。

○美佐野地域の候補地は、町有地や民有地（いずれも、かつてゴルフ場開発を許可された土地であり、現在は遊休地）が含まれると考えられる。また地域住民から、町有地やその周辺を活用し、地域活性化を期待する要望があるとともに、町議会においても、町有地を活用し地域活性化を期待する意見と、期待しない意見とがある。各々の意見を検討しないと、今回の選定に対する意見が述べることができない。

＜本件に関するお問い合わせ＞

御嵩町総務部 環境モデル都市推進室		E-mail　eco@town.mitake.lg.jp
担当	副室長　早川（内線2233）	TEL:0574-67-2111　FAX:0574-67-1999

供覧	部長	主長	副室長	主員	担当者
	●	●	●	●	●

資料4

（事務連絡）

平成28年4月21日

都道府県　担当課長　殿

環境省自然環境局自然環境計画課長

「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」の公表について

時下ますますご清栄のことと、お喜び申し上げます。

この度、「日本の重要湿地５００」が見直され、新たに「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（以下「重要湿地」という。）を平成２８年４月２２日（金）に環境省ウェブサイトにおいて公表する運びとなりました。公表に際しましては、度重なる照会にもかかわらず、ご多忙のところ丁寧なご対応をいただき、誠にありがとうございました。

今回の重要湿地の選定は、生物多様性保全上の観点から実施したものであり、貴都道府県における重要湿地の保全と再生に向け取組が進むことを期待するとともに、各地域における湿地の重要性を再認識する一助として広く活用していただければ幸いです。

なお、今回の選定をもって地域の人々のくらし・営みや土地の利活用に対し新たな制約等が生じるものではありません。

また、公表後に問い合せなどがあるかもしれませんが、ホームページ上に、「よくある質問」としてＱ＆Ａも載せておりますので、ご活用いただければ幸いです。

ご協力いただきましたホームページ掲載用の写真につきましては、現在とりまとめ中のため、準備が整い次第掲載する予定です。

貴都道府県におかれましては、本件趣旨をご理解いただき、貴都道府県下の関係市町村への連絡につきましても、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

公表予定日　：　平成２８年４月２２日（金）

環境省ＵＲＬ　：　http://www.env.go.jp/nature/wetland/index.html

【担　当】
環境省　自然環境局　自然環境計画課
木村、下川
TEL:03-5521-8343
FAX:03-3591-3228

御嵩町役場
28.4.26
御　第　号

平成28年4月26日

各市町村生物多様性担当課長　様

岐阜県環境生活部自然環境保全課長

「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」の公表について

このことについて、平成28年4月21日付けで環境省自然環境局自然環境計画課長から、環境省ウェブサイトにおいて「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」を次のとおり公表する旨の連絡がありましたのでお知らせします。

公　表　日：平成28年4月22日（金）
環境省URL：http://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html

生物多様性の観点から重要度の高い湿地

生物多様性の観点から重要度の高い湿地（略称「重要湿地」）

「重要湿地」選定の目的

湿原・干潟等の湿地の減少や劣化に対する国民的な関心の高まり、ラムサール条約における湿地定義の広がりなどを受けて、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に「日本の重要湿地500」が平成13年に選定結果が公表され、すでに10余年が経過している。

これまで、「日本の重要湿地500」は、保護区の設定や開発案件における保全上の配慮を促す基礎資料として活用され、我が国の重要な湿地の保全を推進する役割を果たしてきた。例えば、北海道においては、「自然環境

「日本地図から重要湿地」を見る

地図上の地方が各地方別の地図へのリンクになっています。
選定地の詳細な情報は、「区分名」→「都道府県名」→「湿地名」の順で選択していくと確認できます。

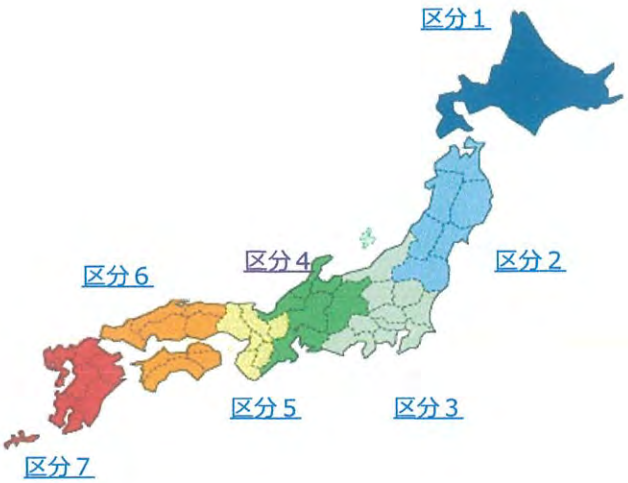

ページ先頭へ

保全指針」を策定する際、重要湿地であることが重要な要素として公表され、自然環境保全に効力を発揮した事例がある。

また、ラムサール条約の潜在的な候補地を選定する際や、環境アセスメントの基礎資料として活用された事例もある。

しかしながら、近年の湿地環境の急速な変化、特に東日本大震災の影響、人的開発行為や保全管理の不足等による湿地の劣化、地球温暖化や外来種の侵入に伴う湿地環境の変化などから我が国の重要湿地は、選定当時とは状況が大きく変貌しており、現状を踏まえた見直しの必要性が高まっている。

また、公表後に自然環境行政に関する法律や制度の体系も進展しており、平成24年9月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2012-2020」において、「日本の重要湿地500」を見直すことが基本戦略や行動計画に掲げられることとなった。

幾つかの湿地では、自然再生推進法に基づく自然再生の取組も行われるなど地域住民が当該湿地の貴重な生態系を意識した取組も進められており、情報を更新する意義は大きいものと考えられる。また、社会環境や自然環境の変化に対応して、生物多様性の確保、科学的基盤の強化や湿地の保全管理などの基礎的な情報として、「日本の重要湿地500」を改定することで引き続き貢献していくことが望まれる。

こうした背景を受けて、環境省では地域住民等が湿地の重要性を認識し、湿地保全・再生の取組を活性化することを目指して、情報収集のための基礎調査を行い、生物多様性保全や自然再生等の観点から有識者の意見などを踏まえて、「日本の重要湿地500」の見直しを行った。

>>「日本の重要湿地５００」

環境省 自然環境局 自然環境計画課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) 地図・交通案内
環境省ホームページについて　著作権・リンクについて　プライバシーポリシー　環境関連リンク集
Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

ページ先頭へ

生物多様性の観点から重要度の高い湿地

「重要湿地」 No.274 東濃・中濃地域湿地群

湧水湿地

クリックすると
写真が表示されます

生息・生育域	生物分類群	選定理由	選定基準
土岐市の湧水湿地群	湿原植生*	【北畑池シデコブシ湿地，園戸池・市之沢池周辺湿地群，陶史の森湿地群，妻木・大平湿地群，柿野温泉東部湿地群，入海道こぶしの里湿地，細野シデコブシ自生地など】北畑池周辺湿地群をはじめとして，シデコブシやハナノキの自生地である湧水湿地がまとまって分布する．土岐市内の湿地数は数百であり，東海地方でも類を見ない湧水湿地集中地域．湿地の広がりについてはさらに調査および検討する必要がある．	1, 2
東濃地域湧水湿地群	湿原植生*	【大森湿地群，前沢ダム周辺湿地群，窯洞ため池湿地，虎渓山湿地，竜吟湖周辺湿地群，松野湖周辺湿地群，大湫町周辺湿地群，釜戸町ハナノキ湿地群，	1, 2

生息・生育域	生物分類群	選定理由	選定基準
		大根山湿地，黒ノ田東湿地，根ノ上湿地，中津川市のハナノキ・シデコブシ自生地など】シデコブシ，ハナノキといった湿地林構成種が集中的に分布しているほか，ミカワバイケイソウ，トウカイコモウセンゴケなど東海丘陵要素植物も多く存在する．ヒメヒカゲなど国内で分布が限定的な希少野生生物の生息地．湿地の広がりについてはさらに検討する必要がある．	
沖ノ洞・上ノ洞の湿地	昆虫類	ハッチョウトンボ，グンバイトンボ，ギフチョウの生息地．	2
大湫町の周辺湿地	昆虫類	グンバイトンボの生息地．	2
前沢湿地，須衛湿地	昆虫類	ゲンジボタル，ヒメタイコウチ，ヒメヒカゲ，ハッチョウトンボなどの生息地．	2

位置図について

各湿地の位置情報（地図上の点）は、絶滅危惧種の保全等に留意し、おおよその代表地点を示したものです。

＊について

生物分類群に＊が付いている場合は、今回の見直しにより新たに追加されたことを示します。

環境省 自然環境局 自然環境計画課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) 地図・交通案内

環境省ホームページについて　著作権・リンクについて　プライバシーポリシー　環境関連リンク集

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

資料5

スクープ リニア残土問題

不自由な事実を伏せた事情

産廃処分場で揺れた町が再び揺れている。今回はリニア中央新幹線を巡る残土処理で、処分場予定地は環境省の「重要湿地」だという。だが、貴重な自然の宝庫であることを伏せたいらしい。そして現代の「焚書坑儒」のような様相も帯びているというのだ。

ジャーナリスト・井澤

1990年代に産業廃棄物処分場設置の是非を問う全国初の住民投票を行い、計画撤回に追い込んで脚光を浴びた岐阜県御嵩（みたけ）町が、リニア中央新幹線トンネル建設で掘り出される「有害残土」の処分場建設問題に揺れている。

リニア中央新幹線のルート

リニア中央新幹線は品川―名古屋間286㌔の約86%をトンネルが占める。東京ドーム約46杯分の残土の処分場探しが難航していることもあり、予定されていた2027年の開業も厳しい状況になっている。

御嵩町にも2本のトンネルが掘られ、残土約90万立方㍍を山林の谷間に埋め立てる計画だ。このうちカドミウムやヒ素などの重金属を基準値以上含有する「有害残土」を含む約50万立方㍍分を町有地に埋め立てる恒久処分場計画を19年8月、JR東海が町に打診した。漏出は2重遮水シートで封じ込めるという。

しかし、実は有害残土の処分場予定地は16年に、環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（重要湿地）に指定されていたというのだ。「美佐野ハナノキ湿地群」（美佐野湿地）と呼ばれているが、同省ホームページの重要湿地には載っていない。

町は当初、有害残土の処分場受け入れを拒む姿勢を示していた。だが、渡辺公夫町長は21年9月に町議会で「受け入れを前提として協議に入りたい」と表明する。理由として、96年に当時の町長が襲撃された産廃処分場問題を挙げた。そして「我々は『なぜ全国の廃棄物を御嵩で（受け入れなければならないのか）』と言ってきたので、『御嵩のもの（土）を、どこかへ持っていけ』と言うのでは論理に整合性がなくなってしまう」と説明したのだ。

ただ、受け入れ表明前から地元では「処分場予定地は重要湿地に当たる」との指摘が出ていた。町の元生物環境アドバイザーの篭橋まゆみさんもその一人。ゴ

いざわ・ひろあき　1967年生まれ。読売新聞記者を経てフリーのジャーナリスト。近著に『「表現の不自由展」で何があったのか』（臺宏士と共著、緑風出版）。リニア中央新幹線の問題を追った書籍の執筆も進めている

ルフ場計画もあった処分場予定地だが、篭橋さんは湿地調査に長年携わり、15年には『御嵩町のハナノキ自生地 毎木調査記録』を中心となってまとめた。

美佐野湿地を象徴するハナノキは「氷河期の生き残り」として知られるカエデの仲間で、自生しているのは岐阜、長野、愛知3県の限られた場所だけ。同省のレッドリストで「絶滅危惧Ⅱ類」にも指定されている。篭橋さんたちの調査により、美佐野湿地はハナノキの成木が80本ある町内最大の自生地であることが判明し、同省には重要湿地に推すよう情報提供もした。それだけに「予定地は絶滅危惧種の宝庫。残土で埋め立てていいような場所ではない」と異議を唱えてきた。一方、篭橋さんは工事による影響を抑えたいと、JR東海の求めに応じて希少種の保全を早く話し合っておくべき」ともJR東海に提案した。すると、町から17年4月に「直接、問い合わせたのはルール違反」として、アドバイザーの「退職届」を示されたのだ。任期まで務めたが、その間もリニアには関わらないよう迫られたという。

町の担当者から当時、耳を疑うような「自慢話」を聞かされたという。

「環境省に電話して、重要湿地から美佐野湿地の名前を消してやったんだ」

今年10月、この担当者に当時の発言について尋ねると、「そんなこと言った記憶は全くない。デマだと思います」と否定した。

筆者は今年3月、改めて美佐野湿地が重要湿地に指定されているのか否か、環境省に問い合わせた。3日後に返ってきたのは「指定されている」という回答。

「東濃地域湧水湿地群」のリスト最後の「など」に含まれているのだという。

だが、この「など」に入れられた経緯を探ると、町が重要湿地の指定に〝後ろ向き〟だったフシがうかがえる。それは筆者の情報公開請求に基づき、町が10月に開示した文書から浮かび上がってくる。

産廃関連の本が貸し出しされず

まず環境省は15年8月、重要湿地公表に向け「最終確認」の文書を県を通じて町に送った。そのリストには「美佐野湿地」と明記されていた。ただ、町が作成した検討資料には美佐野湿地について「リニア計画の対象となる地域で、町民(町議会)から活性化すべき、活性化に慎重であるべきとの意見があり、今回の選定が町民の意見にどう影響があるのか図りしれない」「美佐野地域内の町有地をリニア建設残土の活用候補地として情報提供している」などと重要湿地指定に否定的な見解が並ぶ。

町は結局「美佐野湿地については、町としては同省、県に対して推薦してきた経緯はなく、選定理由等を詳細に把握しておらず意見を述べる立場にない」と同省に回答。その結果もあってか、最終的に「など」に含まれる形になった。

町は今年5月、専門家を交えJR東海と協議する公開フォーラムを始めた。9月23日の会合では、重要湿地を処分場にする妥当性を問う町民にJR東海の職員が次のように答えた。

「重要湿地がどこかというのは、ハッキリとまだ分かっていませんが、環境をできる限り保全する計画をお示しすることが、できるものだと思っております」

JR東海の広報に公式見解を問い合わせると回答があった。「重要湿地として美佐野ハナノキ湿地群が指定されたと聞いている」とした上で、「発生土置き場(残土処分場)はハナノキ湿地群をできる限り回避したものにしている」という。

町はどうか。岐阜県から出向中の田中克典・企画調整担当参事に尋ねた。

――今回、環境省に問い合わせるまで重要湿地と認識していなかったのか。

「公表された時から、重要湿地に当たると考えていました。これまで同省に(重要湿地に)含まれるか確認したことがなかったから、改めて問い合わせた」

では、なぜ町は「重要湿地」であることを伏せるような対応を取り、JR東海は説明資料に「重要湿地」と書かなかったのか。

一方、御嵩町では今年3

月、町図書館が寄贈を受けた『テロと産廃 御嵩町騒動の顛末とその波紋』（杉本裕明著）が1年間にわたり、倉庫に保管されていた問題が報じられた。同書は90年代の産廃問題やその後をまとめたノンフィクションで、著者から21年3月に図書館に寄贈された。

しかし、町長が同月の町議会で「あんなでたらめを置くわけにはいかん」と発言。これを受け約1年間、同書は蔵書登録されなかった。著者は町を相手取り損害賠償訴訟を起こした。

この報道にピンときたのが前出の篭橋さんだ。町図書館に問い合わせると、寄贈した『東海地方の湧水湿地 1643箇所の踏査から見えるもの』（湧水湿地研究会）も同じ扱いを受けていた。同書には、リニア本体や残土処分場が美佐野湿地に影響を及ぼす懸念が記されていた。

重要湿地に該当か「事前確認」を

では、なぜ町が処分場受け入れに前のめりなのか。町議会で質してきた岡本隆子町議は、処分場予定地は将来の研究施設などの建設の名目で町が買収した場所だと説明。「ゴルフ場開発予定があった場所でもあり、『守ろう』という土地ではない、何とかお金の入ることに使いたい、と思ってきたのでは」と推察する。

10月中旬、町役場に登庁した渡辺町長を直撃した。

――重要湿地であることをいつから認識されていた。

「指定じゃないでしょう」

――指定されてますよ。

「町を経由して（環境省に）情報が行ったもんじゃないですから。環境団体が自分たちでお出しになったんでしょう」

職員が割って入り、質問は続けられなかった。だが、処分場予定地は重要湿地に指定されていないとの認識があるらしい。

改めてメールで質問すると、町長から回答が返ってきた。以下、抜粋する。

――重要湿地に残土処分場予定地が当たっていることは知っていたか。

「環境省から重要湿地の位置が示されていないことから、重要湿地の位置特定には至っていない」

同省の重要湿地選定の検討委員を務めた高田雅之・法政大人間環境学部教授（自然環境政策）は「対象となる湿地が重要湿地の『など』に含まれているかを、事業者や関係者は事前に確認することが求められる。『知らない』という対応は、それを怠ったと言われても仕方ない」と指摘する。

予定地にはボーリング機材を運ぶモノレールが設置され、調査が着々と進む。異論を挟む者を遠ざけ、その文献も「禁書」となる中、貴重な自然がまた一つ失われてしまうのだろうか。

「深夜特急」の興奮再び！
沢木耕太郎
天路の旅人
「この希有な旅人のことを、どうしても書きたい」
（聞き手：緒方修一）
第二次大戦末期、敵国・中国大陸の奥深くまで「密偵」として潜入した若者・西川一三の果てしない旅と、人生を描き出す。構想25年の大型ノンフィクション！
10月27日発売
●定価2640円（税込）
新潮社

朝日新聞 2022年11月8日(火)

資料6

リニア残土 候補地に重要湿地

岐阜・御嵩町 住民に公表せず

リニア中央新幹線の開発工事に伴う残土の処分場候補地となっている岐阜県御嵩町の山林の一部に、希少な植物が生息する国選定の「重要湿地」が含まれることが町への取材でわかった。町は昨秋に残土受け入れ方針を表明して以降、住民にこの事実を公表していない。朝日新聞の取材に、今月内に住民に説明する意向を示した。

リニア開発を進めるJR東海広報部は取材に、候補地となっている地区に重要湿地があることを把握しているとした上で、「希少種の群生地はできる限り回避する。回避が難しい場所については移植などで配慮する」と説明した。

昨秋受け入れ表明

御嵩町には、過去に産業廃棄物処理場の建設を巡る全国初の住民投票が行われた経験から、環境の保全と次世代への継承をうたった条例がある。環境への影響を伴う行為について、町は情報提供する責務があると規定する。

これまで公表しなかった理由について、町の担当者は重要湿地に選定された2016年当時はJRの計画が固まっていなかったことなどを挙げ、「混乱を招く可能性もあると判断した」と話す。ただ11月中に町民に選定の経緯や町の考え方などを説明する方針だとして、条例違反には当たらないとの見解を示した。

残土処分候補地周辺に自生するハナノキ。2人がかりで計測するほどの太さがある＝9月16日、岐阜県御嵩町美佐野

絶滅危惧Ⅱ類 ハナノキなど分布

重要湿地は環境省が01年に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」として選定。16年に見直しがあり、現在は全国に633カ所ある。開発行為について、法的に規制する効力はないが、選定目的には「配慮を促す」ことが挙げられている。

同省によると、御嵩町で選ばれたのは「美佐野ハナノキ湿地群」。シデコブシやハナノキが集中的に分布することなどが理由となっている。特に、ハナノキは同省のレッドデータブックでは、絶滅の危険が増大している「絶滅危惧Ⅱ類」に指定されている。

一方、JRが町に示している開発計画では、町内のトンネル掘削に伴う約90万立方㍍の残土を、町南東部の美佐野地区にある町有地と民有地の計約13㌶の山林に運び込む。そのうち約50万立方㍍は重金属を含むため、汚染対策が必要な「要対策土」とされる。

これらの土地について、町が県を通じて候補地としてJRに情報提供したのは13年と15年。重要湿地に選定されたのはその後だった。環境省は盗掘などを防ぐために詳細な場所を公表していないが、町には16年4月までに「美佐野」地区が対象となると伝えた。町は同地区内にあるハナノキの植生状況から、伝えられた直後には候補地の一部も含まれると判断した。

しかし、町はこの事実を公表しないまま、候補地とする判断を維持。渡辺公夫町長は21年9月、町有地への残土の受け入れを前提として、JRと協議を始めると町議会で表明した。重要湿地についてはこの際も説明はしなかった。

残土受け入れには反対論も根強い。町は住民の理解を得ようと、JRや専門家らの説明を聴く公開フォーラムを今年5月～来年1月の計6回程度の予定で開催。重要湿地については、これまでの配布資料に記載はない。9月の第3回フォーラムで参加者の質問に答える形でJRの担当者が初めて言及。具体的な場所は明らかではないとしつつ、「ハナノキの群生地はできる限り回避する」と説明した。

(保坂知晃、編集委員・伊藤智章)

きちんと事実公表し議論を

吉田正人・筑波大学教授(保全生態学)の話 重要湿地選定は、法的規制は伴わず、注意喚起にとどまる。だからといって、無視していいものではなく、きちんと事実を公表し、議論すべきだ。豊かな湧水地域だからこそ生息する希少植物を移植するのは難しい。全体を保全の対象とすべきだ。都会の利便性向上のために、地方の貴重な自然が危機にさらされる構図だ。

重要湿地

生物の生息地として規模の大きな湿地や希少種が生息する湿地。国際的に重要な湿地を守る「ラムサール条約」の1999年の締約国会議で、登録湿地の倍増をめざす決議がなされたことなどを受け、環境省が01年に全国500カ所を選定した。その後、湿地環境の変化などを踏まえて見直しがされ、16年に改めて633カ所が選ばれた。国際的基準に沿って指定されるラムサール条約湿地(国内53カ所)とは選定基準が異なる。

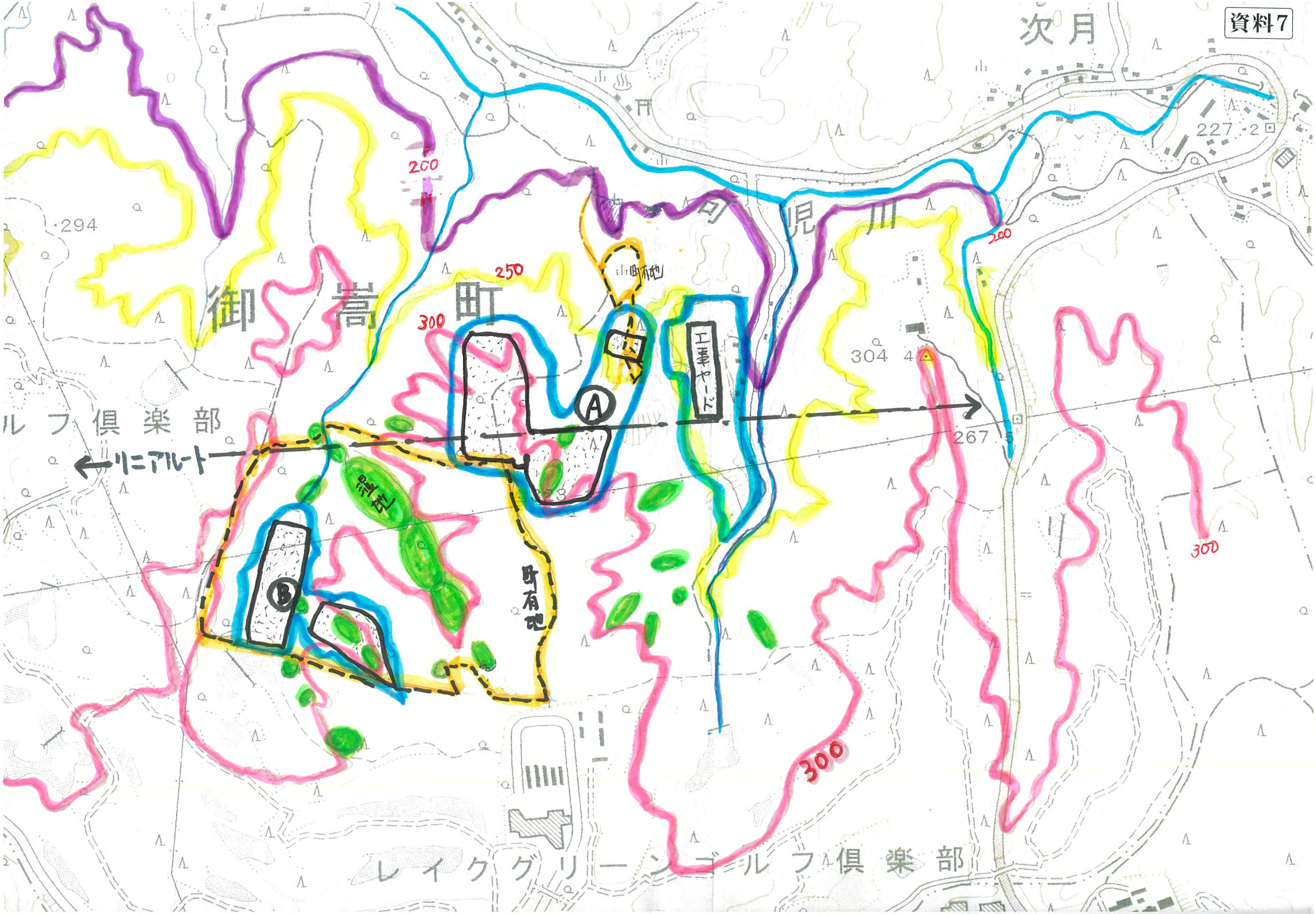
次月
御嵩町
ルフ倶楽部
レイクグリーンゴルフ倶楽部
児川
294
304.4
267.5
227.2
200
250
300
300
300
200
町有地
町有地
湿地
工事ヤード
A
B
リニアルート

資料8

■美佐野リニア発生土置き場　検討マトリックス（論点を深めるための一資料）　（20231217　鈴木秀和）

・ゴルフ場開発計画（約130ha）

・候補地A

・敷地面積　約16ha
・盛土高さ
（高低差約88m、最大高さ約35m）
・水の管理

・**民有地（JR東海が買収済）**
・**町有地**（JRは借地意向）

・完了後の姿、活用（現時点では不明）
（JRは、町に活用は任せる意向とのこと）

・候補地B

・敷地面積（約7ha)
・盛土高さ
（高低差約42m、最大高さ約30m）
・水の管理

・**町有地**（JRは購入意向）
（要対策土封じ込め前提）

・完了後の姿、活用（現時点では不明）
（地中に要対策土を封込めた場合、活用は困難）

備考（代替案、その他）

・候補地A,B､工事ﾔｰﾄﾞと湿地分布(緑)

候補地A,B　ハナノキ成木80本の内22本が伐採される。

【重要湿地】6年前指定、昨年に開示

・生物多様性の観点から重要度の高い湿地
(2016年4月選定　500か所⇒633か所)
・範囲：押山川と木屋洞川に囲まれたエリア
候補地A、B、工事ヤードも含まれる

①国際的、国家的　保護の背景（COP15、30by30他）
・2030年までに地球の陸海の30％以上を保全する
②環境省の定める重要湿地(R5.2.7西村環境大臣)
自然環境を守ることは重要、重要湿地選定で法的な規制が生じるものではないが、事業者、住民、自治体で協議進めていただきたい。
③JR方法書(H24)に対する知事コメントとJRの回答
・知事（重要湿地はルートから回避するよう検討）
・JR（前沢湿地はルートから回避した）
その後選定された美佐野ﾊﾅﾉｷ湿地群への対応は？
ルートは決定済みで回避は困難だが、指示内容から残土置き場は回避すべきではないか。
④重要湿地選定に対する知事コメント(R5.11.22)
重要湿地に選定された事実を御嵩町が公表しなかった。
重要湿地が含まれるのか、含まれないのか見極め、明らかにするのが基本、曖昧なままずるずるときてしまった。残念なプロセスと思っている。
⑤各種団体からの回避の要望書が出されています。
・日本生態学会（R5.3.27）
・日本野鳥の会（R5.8.3）
・ラムサール・ネットワーク日本(R5.10.6)

【ケース１】 JR東海の申し出内容	②・健全土（40万m3） ③・工事ヤード残土（１～2万m3） ④・要対策土の仮置き場（大きさ不明）	①・要対策土(22万m3）遮水シート封じ込め ②・健全土（28万m3）	
【ケース２】 要対策土は持出し（封じ込め✕）	②・健全土（40万m3） ③・工事ヤード残土（１～2万m3） ④・要対策土の仮置き場（大きさ不明）	①・要対策土(22万m3）遮水シート封じ込め✕ ②・健全土（28万m3）	①要対策土（22万m3）の代替案 ・港湾への埋め立て（瑞浪例） ・処理工場持ち込み（多治見例） ・JR自らのﾌﾟﾗﾝﾄ建設による無害化(案)
【ケース２－２】 要対策土は持出し（封じ込め✕） 候補地Aの盛土危険度軽減のため 22万m3をA⇒Bへ変更する案	②・健全土（40万m3）⇒Bへ▲22万m3（残18万m3） ③・工事ヤード残土（１～2万m3） ④・要対策土の仮置き場（大きさ不明）	①・要対策土(22万m3）遮水シート封じ込め✕ ②・健全土（28万m3）⇒Bから＋22万m3（計50万m3）	ケース1に同じ、要対策土は✕ その分（22万m3）をAからBへ Aの方が盛土の高低差大きく危険土高い、Bは高低差小さいため。
【ケース３】 候補地Bは健全土も✕ （候補地Aに40万m3）	②・健全土（40万m3） ③・工事ヤード残土（１～2万m3） ④・要対策土の仮置き場（大きさ不明）	①・要対策土(22万m3）遮水シート封じ込め✕ ②・健全土（28万m3）✕	②健全土（28万m3）の代替案 ・御嵩町内の他の候補地（例：ため池） ・民間の残土処分場持込（瑞、多）
【ケース３－２】 候補地Aの健全土は✕ （候補地Bに50万m3）	②・健全土（40万m3）⇒Bへ▲22万m2（残18万m3）✕ ③・工事ヤード残土（１～2万m3） ④・要対策土の仮置き場（大きさ不明）	①・要対策土(22万m3）遮水シート封じ込め✕ ②・健全土（28万m3）⇒Aから＋22万m2（計50万m3）	②健全土（18万m3）の代替案 ・候補地Bでの盛土積増し（案） ・民間の残土処分場持込（瑞、多） 量はｹｰｽ3は28万m3、3-2は18万m3
【ケース４】 要対策土、健全土共に✕	②・健全土（40万m3）✕ ③・工事ヤード残土（１～2万m3） ④・要対策土の仮置き場（大きさ不明）	①・要対策土(22万m3）遮水シート封じ込め✕ ②・健全土（28万m3）✕	②健全土全て✕（68万m3）の代替案 ・同上
【ケース５】 **全否定**、全て✕	②・健全土（40万m3）✕ ③・工事ヤード残土（１～2万m3)✕ ④・要対策土の仮置き場（大きさ不明）✕	①・要対策土(22万m3）遮水シート封じ込め✕ ②・健全土（28万m3）✕	③工事ヤード残土（1～2万m3） ・代替案（上記健全土に同じ） ④要対策土の仮置き場 ・代替案（仮置き場の確保）

※盛土量は、圧縮後の数字（例：掘削直後57万m3⇒圧縮後40万m3となるもの。）

⑤御嵩町の条例等
・環境基本条例
・御嵩町希少野生生物保護条例
・環境モデル都市（CO2削減に先進的に取り組む）

上記との関係
どのケースまでなら許容されると判断するか
御嵩町として、条例との関係をどう判断するのか
条例違反にならないか

発生土置き場計画に対する基本的考え
それを踏まえた、保護、保全策
・移植、播種は適切なのか？
JRの保護保全への協力、支援体制

リニア発生土置き場予定地の自然環境に関わる基礎的情報と見解

2024.1.14　富田啓介（愛知学院大学）

1. 植生の概況（図：環境省 1/25,000 植生図『土岐』に加筆）

- コナラを中心とした二次林とスギ・ヒノキの植林地が混在する。
- 丘陵頂部の乾燥した部分にはアカマツを中心とした林分が残存する。
- かつては里山として薪炭用材の採取、肥料用下草の採取などが行われていた。

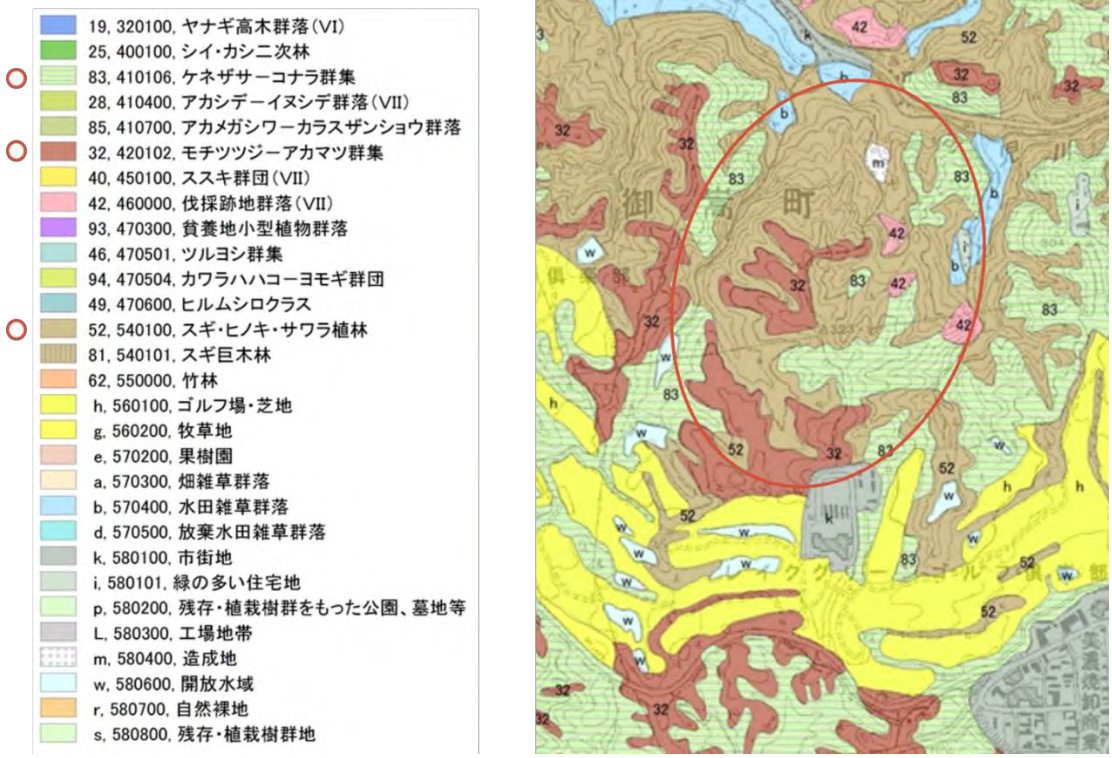

2. 湧水湿地としての美佐野ハナノキ湿地（図：湧水湿地研究会（2019）『東海地方の湧水湿地』）

- 湧水湿地とは、貧栄養の湧水によって形成された、鉱質土壌の卓越する小面積の湿地。丘陵の斜面や谷底に立地し、湿性草原もしくは湿地林が成立。地域固有種や絶滅危惧種を多産することから、保全上重要な生態系として扱われることが多い。
- 湧水湿地研究会の調査によると、東海地方には 1,600 箇所以上の湧水湿地が確認されている。このうち東濃・中濃地域には 957 箇所（御嵩町には 82 箇所）が存在する。
- 市町村別にみると、土岐市が 658 箇所と最も多いが、御嵩町はそれに次ぐ 82 箇所存在する。湧水湿地の分布の中心で、特に集中するエリアの一角をなす。

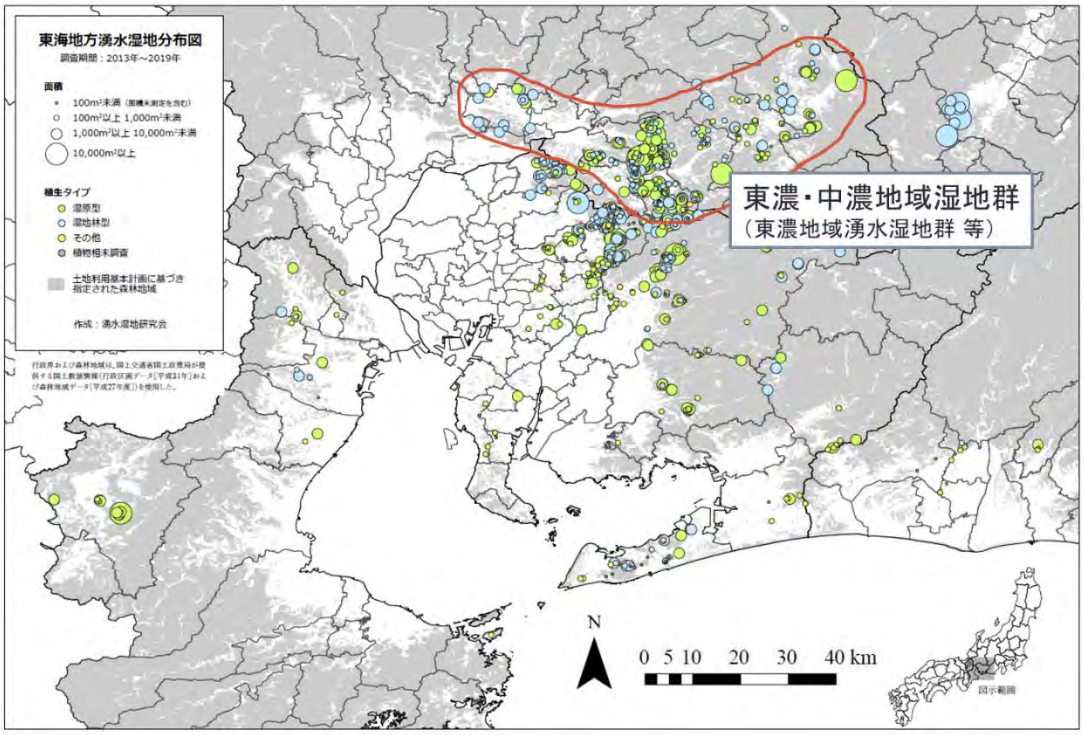

3. 重要湿地について

- 環境省が「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」を 2001 年に 500 箇所選定。これを 2016 年に改訂し、633 箇所がリストアップ。
- 選定の目的は、ラムサール条約登録湿地の潜在候補地の抽出、開発案件における保全を促す基礎資料とされ、改訂時には地域住民の認識促進、保全再生の活性化も挙げられている。
- 選定湿地の範囲は明示されず、土地利用上の法規制、地権者の義務はない。「その重要湿地に選定されることによって、法的な規制が生じるものではありませんけれども、当該地域における事業を検討する際には、関係自治体や事業者が適切に環境配慮を行うことが重要であるというふうに考えます」（2023.2.7 記者会見における西村環境大臣の発言）
- 東海地方の湧水湿地分布域は 7 つに分割、それぞれが個別の重要湿地として登録。このうちの 1 つが「東濃・中濃地域湿地群」。東濃・中濃地域全体に分布する湧水湿地を包括。

4. ハナノキおよびその他絶滅危惧種の生育・生息状況

- 個体数・面積の両方の点で、ハナノキ（環境省レッドリスト絶滅危惧 II 類）の特別な規模の規模の自生地。個体数は成木 80 本、面積は 2ha 以上。

- 遺伝的多様性、ひいてはハナノキ個体群の維持にとって要となる自生地。御嵩周辺（東濃西部）のハナノキは、大規模な自生地が存在する飯田や中津川周辺とは葉緑体 DNA ハプロタイプが異なっており、異なる系統かつ、地域内での遺伝的多様性が高い。かつて大規模な個体群が存在していたことが推察される。
- 健全かつ持続可能な（安定的な）個体群が成立。安定して開花・結実する大木が多く存在し、適切な管理を行うことで将来にわたって健全に存続しうる可能性が高い。周辺湿地への花粉・種子の供給源としても重要。
- 東海地方固有種を含む多数の絶滅危惧種のハビタット。東海地方固有種として、シデコブシ（環境省レッドリスト準絶滅危惧）やミカワバイケイソウ（同絶滅危惧 II 類）が生育。このほか、マルバノキのような東濃地域を特徴づける森林植物、ミゾゴイ（同絶滅危惧 II 類）・サシバ（同絶滅危惧 II 類）をはじめとした希少な鳥類が確認。

（この部分は、佐伯いく代氏・篭橋まゆみ氏のご教示に基づいています。ただし文責は富田にあります）

美佐野ハナノキ湿地群に見られる保全上注目すべき種

植物	
ハナノキ	絶滅危惧II類（国）・絶滅危惧II類（県）・掲載種（町）・東海丘陵要素
シデコブシ	準絶滅危惧（国）・絶滅危惧II類（県）・掲載種（町）・東海丘陵要素
ミカワバイケイソウ	絶滅危惧II類（国）・絶滅危惧II類（県）・掲載種（町）・東海丘陵要素
カザグルマ	準絶滅危惧（国）・絶滅危惧II類（県）・掲載種（町）
ヒナノシャクジョウ	絶滅危惧II類（県）・掲載種（町）
ホンゴウソウ	絶滅危惧II類（国）・絶滅危惧II類（県）
ヒメカンアオイ	ギフチョウ（絶滅危惧II類（国）・準絶滅危惧（県））の食草
ヒメコヌカグサ	準絶滅危惧（国）・準絶滅危惧（県）
マツグミ	準絶滅危惧（県）・掲載種（町）
キンラン	絶滅危惧II類（国）・絶滅危惧II類（県）・掲載種（町）
カキノハグサ	絶滅危惧II類（県）・掲載種（町）
ジガバチソウ	掲載種（町）
クロミノニシゴリ	東海丘陵要素

哺乳類	
ニホンカモシカ	特別天然記念物（国）
ホンシュウカヤネズミ	準絶滅危惧（県）
鳥類	
サシバ	絶滅危惧II類（国）・準絶滅危惧（県）・掲載種（町）
ミゾゴイ	絶滅危惧II類（国）・絶滅危惧II類（県）
ヤマドリ	準絶滅危惧（県）・掲載種（町）
アカショウビン	準絶滅危惧（県）
ハチクマ	準絶滅危惧（国）・準絶滅危惧（県）・掲載種（町）
カイツブリ	準絶滅危惧（県）
アオバト	情報不足（県）・掲載種（町）
クマタカ	絶滅危惧IB類（国）・絶滅危惧II類（県）
サンショウクイ	絶滅危惧II類（国）・準絶滅危惧（県）・掲載種（町）
クロツグミ	掲載種（町）・掲載種（町）
サンコウチョウ	準絶滅危惧（県）・掲載種（町）
オシドリ	情報不足（国）・準絶滅危惧（県）
ヨタカ	準絶滅危惧（国）・準絶滅危惧（県）・掲載種（町）
ミサゴ	準絶滅危惧（国）
コサメビタキ	準絶滅危惧（県）
センダイムシクイ	準絶滅危惧（県）
フクロウ	準絶滅危惧（県）・掲載種（町）
両生類	
アカハライモリ	準絶滅危惧（国）
トノサマガエル	準絶滅危惧（国）

魚類	
ドジョウ	準絶滅危惧（国）
ミナミメダカ	絶滅危惧II類（国）・掲載種（町）
昆虫類	
グンバイトンボ	準絶滅危惧（国）・準絶滅危惧（県）・掲載種（町）
ウマノオバチ	準絶滅危惧（国）
タベサナエ	準絶滅危惧（国）
ヒメタイコウチ	絶滅危惧II類（県）
トラフトンボ	準絶滅危惧（県）・掲載種（町）
ギフチョウ	絶滅危惧II類（国）・準絶滅危惧（県）・掲載種（町）
トゲアリ	絶滅危惧II類（国）
ネグロクサアブ	情報不足（国）
陸産貝類	
ヒラベッコウガイ	情報不足（国）
オオウエキビ	情報不足（国）
ヒメカサキビ	準絶滅危惧（国）

*国：環境省レッドリスト，県：岐阜県レッドリスト，町：御嵩町レッドデータブック．

日本生態学会自然保護専門委員会「岐阜県御嵩町の環境省重要湿地およびハナノキ群生地におけるリニア発生土置き場設置計画の見直しを求める要望書」（2023年3月）より

5. 発生土置き場建設に伴って懸念される生態系への影響

- 現行計画（2024.1 現在）とハナノキの立地を照合すると、80 本あるハナノキ成木のうち 24 本（30%）が伐採される。個体数の減少は、雌雄のバランスを損なう可能性があるほか、花粉と種子生産木の量を減らす懸念がある。
- 候補地 A・B の中には、ハナノキのない部分もあるが、潜在的なハナノキの自生地としての環境が維持されている。長期的時間スケール（数百年レベル）でみると、ハナノキ

は予定地周辺の湿地全体を移動しながら個体群を維持してきたと考えられる。つまり適地の縮減によって将来的な個体群の縮小・衰退が懸念される。

・ アクセス道路の建設、発生土と工事資材の運搬、騒音の発生などにより、埋め立てられずに残った周辺の湿地や森林も大きな影響を受けるリスクがある。具体的には水質および土壌環境の変化、動植物の生息地の消失と分断化、外来種の侵入などが懸念される。

6. 湿地をめぐる国内外の社会的状況（参考）

・ 世界の陸地のおよそ 5～8%（800 万 km^2～1,000 万 km^2）が湿地。一方、20 世紀だけで 2,500 万 km^2 から 1,280 万 km^2 に減少した（Ruseei et al. 2013）。湿地は脆弱な生態系で、減少の大部分は人の活動による影響がもたらしたもの。

・ 国土地理院によると、明治・大正時代は、日本全国で 2,111km^2 の湿地が存在したが、1999 年には 821km^2 まで減少。明治・大正時代に存在した湿地面積の 61.1%に当たる 1,290km^2（琵琶湖の約 2 倍）が消失。

・ 1971 年に採択されたラムサール条約の目的は、当初、国境を越えて移動する渡り鳥の生息地の保護という色彩が強かったが、現在では湿地生態系全体、また、湿地に関わる文化の保全を包括したものであるという認識が広がっている。

・ 環境省による「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JBO3）」では、「陸水生態系では生物種の絶滅リスクが増大しており、環境省第 4 次レッドリスト（第 5 回改訂版）に掲載された脊椎動物の 50%以上が生活の全て又は一部を淡水域に依存している陸水生態系の種である」とし、湿地保全が喫緊の課題であると認識されている。

7. JR 東海が示している保護策（移植）への見解

・ 美佐野ハナノキ湿地群外への播種・移植は、将来的に移植先個体群を衰退させる懸念がある。地域ごとに独自に形成されてきた遺伝子構成を攪乱するためである。

・ 美佐野ハナノキ湿地群内への播種・移植であっても、人為的な移動は、その場の生態系に負の攪乱（作業時の踏み荒らしやもともとある種の被陰など）を与える可能性があるうえ、不確実性も大きい。そもそも、生態系の一構成要素であるハナノキを取り出して保全することに対し、生態系を保全するという観点からはまったくの意味を見いだせない。

・ どうしても湿地の一部を埋め立てることが必要である場合、生態系オフセットの考え方を取り入れ、失われた生態系と同等以上の価値を持つ（他所での）湿地保全再生の実施を求めるという考え方もある。ただ、あくまでも最終手段である。生態系には土地固有性があるため、生態系オフセットを行うことによって、本来あった生態系とまったく同等の意味を持つ生態系を成立させることは不可能である。

■2023 年 2 月 5 日に開催された「重要湿地の保全に関する勉強会」（下記 URL、もしくは「御嵩町　勉強会」で検索）の富田の説明資料も併せてご参照ください。

https://www.town.mitake.lg.jp/portal/town/administration/town-administration/post0057216/

（補足）OECM と自然共生サイトについて

美佐野ハナノキ湿地群は、全体として天然記念物や自然環境保全地域、また、自然公園の特別地域に指定されてもおかしくない学術上・景観上の価値を持つ。このような法令上の自然保護制度のほかに、環境省は昨年から「自然共生サイト」の制度を創設し、企業や民間団体の土地も含めて、より広い範囲にわたって自然環境を維持してゆくエリアを増やしてゆくことを打ち出している。美佐野ハナノキ湿地群も、この自然共生サイトに登録可能な十分な価値を持っていると考えられるため、法令上の自然保護地域へのステップとしてのより現実的な候補となるだろう。以下、この制度の解説として、可児市にある湿地群の保護グループ「大森奥山湿地群を守る会」の会報に富田が書いた解説文を抜粋して掲載する。

自然共生サイトとは、民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域を国（環境省）が認定する制度です。認定されると、「OECM」（Other Effective area based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）のひとつとして国際登録されます。

1992 年の地球サミットで採択された条約の一つに、「生物多様性条約」があります。これは、たくさんの生きものが関わり合いながら地球上に生きている状態を、様々な国が協力して保全してゆこうという約束事です。2022 年、この条約に加盟する国々による 15 回目の会議が、カナダのモントリオールで開催されました。そして 2030 年までに、世界の陸と海の少なくとも 30%を保全することを共通の目標すること（30by30 目標）が決まり、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」にまとめられました。日本も加盟国ですから、この目標を進めていく責任があります。

日本には、国立公園や自然環境保全地域のような、国や自治体が指定する自然保護地域があります。しかし、こうした制度だけでは、国土の 30%を保全することは困難です。そこで環境省は、OECM の考え方を取り入れ、企業や民間団体が管理する土地であっても、将来にわたって自然環境を維持できる場所を認定することで、保護地域を増やしてゆくことにしました。これが自然共生サイトです（制度上は OECM のほか既存の制度による保護地域も含まれます）。

自然共生サイトの認定は、2022 年度の試行を経て、2023 年度に本スタートしました。5 月に締め切られた前期分では、全国およそ 120 件の自然共生サイトが誕生しました。その多くが企業の管理地となっています。

■自然共生サイトや OECM については、2023 年 2 月 5 日に開催された「重要湿地の保全に関する勉強会」（下記 URL、もしくは「御嵩町　勉強会」で検索）の環境省の説明資料も併せてご参照ください。

https://www.town.mitake.lg.jp/portal/town/administration/town-administration/post0057216/

令和５年１２月２８日

重要湿地や希少種の保全に対する意見を考えるために委員間で共有したい資料

審議会委員　大畑孝二・富田啓介

1. 佐伯いく代（筑波大学准教授）氏を審議会に招聘し、参考人として意見陳述をお願いしたい。

佐伯氏は、ハナノキ研究の第一人者で右に出る方はいない。また、保全生態学者でもあり、幅広い観点から自然環境の保全の在り方についても見識を持つ。このような見地から、審議会の場で、専門家の立場からハナノキ及び美佐野ハナノキ湿地群の重要性、JR 東海の保全策の是非について意見を伺いたい。

なお、審議会委員の富田の専門は自然地理学であり、佐伯氏とは専門性が異なるうえ、ハナノキの専門家ではない。委員には含まれない専門性をもつ者から意見を聞くことは幅広い観点から議論するうえで有益と考える。

2. これまで美佐野ハナノキ湿地群に関連して提出された文書による意見や要望について、印刷資料として委員に配布をお願いしたい。

美佐野ハナノキ湿地群に関して、これまでに全国規模の多様な団体が意見を文書で表出している。これらは当該地の自然環境に関する客観的な見解であり、審議の有益な参考資料となると考える。

- 一般社団法人日本生態学会「岐阜県御嵩町の環境省重要湿地およびハナノキ群生地におけるリニア発生土置き場設置計画の見直しを求める要望書」（2023 年 3 月 27 日）https://www.esj.ne.jp/esj/Activity/2023Mitake.html
- 公益財団法人日本野鳥の会「岐阜県御嵩町のリニア残土処理予定地内のサシバ、ミゾゴイ等希少鳥類の保全について」（2023 年 8 月 3 日）https://www.wbsj.org/press/pdf/20230803-01.pdf
- ラムサール・ネットワーク日本「美佐野ハナノキ湿地群の保全を求める意見書」（2023 年 10 月 6 日）http://www.ramnet-j.org/2023/10/13/231006_mizano.pdf
- WWF ジャパン「岐阜県御嵩町美佐野ハナノキ湿地群の保全に関する声明」（2023 年 12 月 20 日）https://www.wwf.or.jp/activities/statement/5504.html

令和 5 年 12 月 29 日

御嵩町リニア発生土置場計画審議会

三井栄　会長様

「第 5 回リニア発生土置場計画審議会」佐伯いく代氏の同席と意見陳述のお願い

― 主旨 －

「第 5 回リニア発生土置場計画審議会」におきまして、佐伯いく代氏の同席と意見陳述の機会を与えていただきますようお願い申し上げます。

■佐伯いく代

■筑波大学生命環境系准教授

■推薦理由

1)　ハナノキに関する研究では日本の第一人者。

2)　岐阜県、長野県のハナノキを調査しつくされており、ハナノキを遺伝子（ミトコンドリア由来）レベルで研究され、「美佐野ハナノキ湿地群」に生育するハナノキがいかに重要であるか、この地域に生育するハナノキは岐阜県内でも他地域とは異なる遺伝子群を持つことを証明されました。

3)　希少樹種ハナノキの保全単位での残し方について論説を投稿され（2011 年)、重要湿地におけるハナノキの保全の仕方など、貴重なお話しを伺うことが出来ると思います。

【賛同審議員（あいうえお順)】

1.　大畑孝二
2.　岡本秀範
3.　小栗幸弘
4.　篭橋まゆみ
5.　纐纈久美
6.　佐賀淳
7.　鈴木秀和
8.　富田啓介
9.　能登香都代